



EUは長期低落をふせげるか

2017年3月

一般財団法人 国際貿易投資研究所(ITI)
INSTITUTE FOR INTERNATIONAL TRADE AND INVESTMENT

はじめに

2016年6月に行われた英国によるEU離脱の国民投票の結果は、欧州のみならず全世界に大きな衝撃を与えた。僅差とはいえ残留派が勝利すると多くの人が予想をしており、また、多数の英国人自身もよもや離脱派が勝利するとは考えてなかっただけに、その影響は大きい。残留派であったキャメロン首相は辞任し、新たに首相に就任したメイ氏により、離脱に向けた手続きが進められていくこととなった。その後議会で改めて離脱が決定され、いよいよ2017年3月にはEUに対し離脱通告を行くことになる。

増加するポーランドなど東欧からの移民、EUへの財政負担、EUへの主権の一部譲渡などがEU離脱を促したといわれているが、一方、反グローバリズム、経済格差拡大への不満など多くの先進国が抱える共通の課題も離脱に向かわせた要因とも解釈されている。

離脱による経済的な不利益も無視できない。金融の中心地としてのロンドン・シティの地盤沈下、域内市場を離れることによる貿易への影響、EU域内の優秀な人材が集めにくくなるなどのマイナスが出てくる。英国なき後のEUの将来も気になるところである。

今年度の欧州経済研究会は、こうした背景から主にこの英国離脱問題に焦点をあてて実施した。本報告書はこの研究会での報告を取りまとめたものである。

第1章は総論となるものだが、ここでは離脱派の勝利となった国民投票の分析、移民の動向、英国経済への影響などを述べた後、離脱交渉の行方、EU側の対応などにふれ、EUの活性化策などを紹介した。追記で最近の情勢にも触れている。第2章でもやはり英国の離脱の影響を、貿易、移民、拠出金などについて述べ、研究開発への影響、EU側の離脱戦略について論じた。第3章では、EUの主要国、独、仏両国の英国との関係を中心に論じた。第4章では、英国の離脱がEUの研究開発に与える影響について述べるとともに、第5章では離脱後のシティへの影響について考察した。第6章は、英国のEU離脱問題から離れ、ドイツへの難民の流入について、労働力という観点から分析を行ってみた。第7章は、米国でのトランプ大統領の登場を受け、2017年に待ち受ける様々なリスクについて、欧州に重点を置いて解説を試みた。

本報告書が欧州に関心を持つ読者の参考になれば幸いである。

平成29年3月
一般財団法人 国際貿易投資研究所

要 旨

第1章 EU は長期低落をふせげるかーイギリス離脱の行方

予期せぬ Brexit の勝利後、離脱派のミスが重なり、予想外の速さで穏健残留派のメイ内相への政権交代が実現した。メイは離脱担当相を設け、5,000～1 万人規模の官僚や法務、財務、通商の専門家を国内外からかき集めつつある。離脱交渉では、移民をストップし単一市場アクセスを確保する「独自の方式」を模索するが、カナダ型 FTA に近いだろう。最大の懸念はシェンゲンと金融サービスへの打撃をどこまで抑え込めるかにある。他方 EU 側では、最も懸念された離脱ドミノが杞憂に終わり、英に対峙する欧州委員会とはともかく、欧州主要国は対英姿勢を軟化しつつある。

EU は長期低落を避けるべく、すでに稼働を開始した「欧州戦略投資基金」(EFSI) の展開を図るとともに、新たに資本市場同盟 (CMU) とデジタル単一市場 (DSM) の構築を急ぎ、企業に対して資金調達とデジタル技術の利用とを積極的に支援する構えである。

第2章 イギリスは EU 離脱 (Brexit) 後も競争力を保てるか

イギリスは 2017 年 2 月に EU 離脱に向けた白書を公表し、イギリスにとって有利な条件で交渉を進めることを前提としながらも、EU との緊密な関係を保ち、分野によっては EU への拠出を続ける方針を明らかにした。このことから、単一市場へのアクセスを求めないという点だけを取り上げて、イギリスがハード・ブレグジットを目指しているというのは早計だろう。EU は 2020 年までの計画をすでに策定しているため、イギリスが直ちに大きな悪影響を受けるわけではない。イギリスが今後も競争力を保つためには、研究開発や高スキル人材の確保が求められる。そのためには、EU との一定の関係を続ける必要がある。

第3章 EU 主要国の対英関係と英国の EU 離脱交渉の行方

～ドイツ、フランス、英国のスタンスを中心に

2016 年 6 月 23 日、英国民は国民投票で「英国の EU からの離脱」を選択した。英国は 3 月末までの EU への離脱通告を目指し、議会で「メイ首相に EU 離脱通知の権限を与える法案」の審議を急いでいる。

EU の第三国との連携モデルとしてはノルウェー、スイス、トルコ、カナダとの連携協定がある。EU 加盟国の中で「商品貿易」「サービス貿易」「外国直接投資」「移住」などの各

項目別にみて対英関係の重要性が特に高いのはドイツとフランスである。両国が離脱交渉において好都合と考えるスタンスは少なくとも経済関係から見る限りノルウェーモデルに近いものであることが考えられる。しかし、英国のメイ首相は 2017 年 1 月、離脱交渉に向けた基本的な方針として、EU 単一市場からの完全離脱、EU 加盟国からの移民受け入れ制限など、いわゆる「ハード・ブレグジット」を表明した。英国は EU との間で広範な自由貿易協定を結ぶ方針を掲げていることから、今後、この方向で離脱交渉が進められることになるものと思われる。

しかし、英国が離脱交渉にかけることのできる時間は、例外規定はあるものの、EU 条約第 50 条により原則 2 年と定められていることから、合意までのハードルは極めて高い。

第 4 章 BREXIT で危機に直面する EU 研究開発政策

～ EU 研究開発政策の歴史的変遷から解き明かす ～

BREXIT の EU 経済への影響がどの範囲に及び、どの程度になるのかについて、EU のメンバー国参加型研究開発アクティビティの成立過程を対象に、1950 年代以降の EU 研究政策成立過程全般を詳細に検討した。その結果、BREXIT による制度変更程度では歴史的、文化的に強固に構築されてきた英国と他の EU メンバー国との研究協力関係には大きな変更は生じず、EU との間でも、スイス方式などを応用することで、クリティカルな問題は生じないであろうことを指摘した。

第 5 章 英国の EU 離脱とロンドンの国際的地位

2016 年 6 月 23 日に英国全土で実施された EU 離脱を巡る国民投票によって、同国は EU 離脱を選択した。その結果が国際金融センターとしてのロンドンの地位にいかなる影響を及ぼすのであろうか。各種のアンケート調査によると、ロンドンが国際金融センターとしての要素を備えていることは間違いない。ただ、ロンドンが有する強みは、英国の EU 離脱とともに低下し、逆に弱みが顕在化する可能性がある。このため、BREXIT 後の欧州における国際金融センターは、いくつかの都市がネットワークでつながるといった新たな「国際金融センター」を形成することが考えられる。現時点ではロンドンの有する国際的地位は高いものがあるが、長期的にみると、ロンドンの国際的地位は低下する可能性と考えられる。

第6章 難民とドイツの労働力不足

シリア内戦の激化・長期化などにより中東、アフリカからの難民が欧州に押し寄せ、特に難民受け入れに寛大であったドイツには百万人を超える難民が流入し、大きな社会問題となった。労働力不足に悩むドイツでは、経済界などが貴重な潜在力として難民に期待をかけているが、ドイツ語を習得し、職業教育を受けて実際に戦力となるには、まだ大きなハードルが待ち受けており、期待どおりには進展しない可能性もある。

第7章 2017年の欧州の政治・社会情勢の行方 —「政治の季節」、相次ぐ国政選挙—

英 EU 離脱の決定、トランプ米政権の誕生の激震の余波は、年間を通して、欧州の政治・経済を大きく揺さぶることが予想される。欧州は、仏大統領選挙、独連邦議会選挙など重要な政治イベントを控えて、「政治の季節」に入る。最近の欧州懐疑主義的な国民世論の強まりが、仏独などの選挙の投票結果にどのように影響するのか注視すべきだろう。また、トランプ流の言動は、欧州のポピュリスト勢力を勢いづかせる一方、EU 分断を策しているのではないかと、EU 首脳たちは、疑心暗鬼に陥っている。

目 次

第 1 章 EU は長期低落をふせげるかーイギリス離脱の行方	1
	法政大学 名誉教授 (一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員 長部 重康
第 2 章 イギリスは EU 離脱 (Brexit) 後も競争力を保てるか	51
	東洋大学国際経済学部 教授 (一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員 川野 祐司
第 3 章 EU 主要国の対英関係と英国の EU 離脱交渉の行方 ～ドイツ、フランス、英国のスタンスを中心に	71
	(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員 田中 信世
第 4 章 BREXIT で危機に直面する EU 研究開発政策 ～ EU 研究開発政策の歴史的変遷から解き明かす ～	94
	関西学院大学イノベーション研究センター 客員研究員 合同会社ジフティク 代表 中野 幸紀
第 5 章 英国の EU 離脱とロンドンの国際的地位	122
	摂南大学経済学部 教授 (一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員 久保 広正
第 6 章 難民とドイツの労働力不足	136
	(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員 新井 俊三

第7章 2017年の欧州の政治・社会情勢の行方

－「政治の季節」、相次ぐ国政選挙－145

(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員

田中 友義

第 1 章 EU は長期低落をふせげるかーイギリス離脱の行方

法政大学名誉教授
(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員
長部 重康

はじめに

2016 年 6 月 23 日、イギリスの英国民投票で、51.9 対 48.1% (投票率 72.2%) の僅差ながら、誰もが予想していなかった EU 離脱派が勝利した。英には 330 万人の EU 市民が滞在し、EU 各国では 120 万人の英市民が生活している。彼らの将来を含めて、EU は発足以来最大の逆風に直撃され、英と EU との双方にとって打撃となるのは間違いない。動揺した国際的ストラテジストのイアン・ブレーマーはユンカー欧州委員会開始の「資本市場同盟」や「デジタル単一市場」も軒並み頓挫しよう、と悲観的見通しを口にしたが (『週刊東洋経済』2016 年 7 月 16 日号)、リーマンショック以上の災禍がもたらされる、との専門家の嘆きが世界に飛び交った。

だが新政権誕生は 9 月、とのキャメロンの発表は裏切られ、早くも 7 月 13 日には、穏健残留派のメイ内相がサッチャーに次ぐ 2 人目の女性宰相に就任した。彼女は直ちに、EU 離脱交渉で後戻りはせず、欧州理事会への通告は 2017 年になる、と語った。膨大な準備の必要とはいえ、国内外での高度な政治的駆け引き展開のための時間稼ぎが本音とみられるが、EU は不確実性払拭のために早急な通告が必要であり、英との非公式交渉は拒否する、と断言した。リスボン条約第 50 条に従って、両者は今後の関係を定める「離脱条約」(Withdrawal Treaty) の交渉を開始して 2 年以内に締結し、閣僚理事会と欧州議会との承認を得る。理事会が同意すれば、交渉の延長は可能である。離脱条約の締結に至らず、交渉延長が認められなかった場合、交渉開始 2 年後に英における EU 法の施行は停止され、特別な関係は消滅する。

今回の Brexit は、世界的な反エスタブリッシュメント、反格差の動きと連動し、アメリカでのトランプ現象とも通底していよう。ヨーロッパでは近年、反 EU、反統合を叫ぶ左右のポピュリスト政党の伸長が目覚ましいが、2014 年 5 月の欧州議会選挙では、欧州懐疑派議員が 2 割から 3 割へと急伸した。英、仏 2 大国では、英独立党 (UKIP) とフロン

ナショナル（国民戦線）とがそれぞれ得票率 27.5%と 25.0%を占めて第 1 党に躍り出て、左右の主流派政党は惨敗した。この反 EU ポピュリズムの高揚をもたらしたのは、直近では中東からの難民急騰である。

だが英ではすでに 2004 年の EU 東方拡大以降、ポーランド移民の急増が始まっていた。ブレア政権（1997～2010 年）は労働力不足に直面して、これまでの移民抑制策を開放へと大きく舵を切った。このため 2004 年以降、域内移民の流入は膨れ上がり、移民阻止を叫ぶ UKIP が急速に拡大した（図表 1）。その後政権は保守党に変わったが、与党内では欧州懐疑派の伸長が目覚ましく、キャメロン前首相はリーダーシップ奪還を狙って 2013 年、EU 残留を問う国民投票の実施を約束してしまった。これは法的強制力がなく諮問的位置づけだが、政治的には無視できない。スコットランドでは 2014 年 9 月に英からの離脱を問う住民投票がおこなわれたが、これは 45 対 55%の大差で退けられた。翌 15 年 5 月の総選挙では、与党保守党が下院定数 650 中 331 名を当選させ、29 名増を果たした。大敗した自由民主党との連立解消で、18 年振りの保守単独政権が成立した。

図表 1 欧州議会における英独立党 (UKIP) の伸び

Election year	# of total votes	% of overall vote	# of seats won	Rank
1994	155,487 ▲	1% ▲	0 / 87	8 ▲
1999	696,057 ▲	6.7% ▲	3 / 87	4 ▲
2004	2,650,768 ▲	16.1% ▲	12 / 78	3 ▲
2009	2,498,226 ▼	16.6% ▲	13 / 72	2 ▲
2014	4,376,635 ▲	27.5% ▲	24 / 73	1 ▲

出典： 党の Home Page

キャメロンはこの大勝を過信して、国民投票の早期実施に踏み切った。2016 年 3 月以降、域内移民の抑制や EU 官僚主義、規制、財政負担からの解放などを叫ぶ離脱派は次第に勢いを増した。6 月に入ると逆転に成功し、その後、息詰まるシーソーゲームに雪崩れ込んだ。追い詰められたキャメロンは EU 離脱を「暗闇に身を投じることだ」、「世紀のギャンブル」とこき下ろし、オブズボーン財務相は、離脱は大幅な歳出削減と増税とを不可避にする、と徹底した「恐怖プロジェクト」に打って出た。結局、残留派は力及ばず、涙を呑むことになった。

国民投票とは複雑な課題を前に、シングルイシューで国民に対して直接信を問う、との

「直接民主主義の危うさ」を内包している。フランスではミッテラン大統領が 1992 年にマーストリヒト条約の批准を国民投票にかけたが、大差で勝利するとの下馬評は裏切られ、薄氷を踏む僅差容認に終わった。これに懲りぬシラク大統領が、再び 2005 年に欧州憲法条約の批准を問うたが、またも国民の反発を買った。だが今回は 55 対 45%と完敗し、引き続きオランダでおこなわれた国民投票でもノーが突き付けられ、欧州憲法はお蔵入りした。2009 年末のリスボン条約発効にたどり着くまで、EU は仕切り直しに数年かけざるを得なかった。国民投票での火遊びの危険性は、すでに何度か EU で実験済みである。

大陸諸国に遅れて 1973 年に EC 加盟し、その 40 数年後にして EU 離脱を余儀なくされるイギリスだが、GDP は EU 全体の 17.6% (2015 年) で、首位 20.6%のドイツと、最近追い越しされて 3 位に転落した 14.9%のフランスとの間に位置する、第 2 の欧州大国である。Brexit を受けて世界の資本市場は一時、激しい収縮を余儀なくされたものの、米市場を中心に予想外の速さで反転を実現し、以後、高値追いの展開となった。米が利上げを延期し、英が利下げに踏み切った要因が大きい。英でも離脱直後に製造業の景況感 (PMI) は極度に落ち込んだが、8 月には 10 か月ぶりの高水準を回復した。ポンドの下落で輸出向け受注が好調に推移しているためであり、企業活動は正常化に向かっている。

だがポンドは 6 月 24 日の「暗黒の金曜日」に対ドルで 1.31 と、プラザ合意以来の 31 年振りの安値を付けた。その戻りは遅く、GDP 規模で英は仏に抜かれて EU で 3 位に戻ってしまった。キャメロンからメイ新政権への早急なバトンタッチを好感して、ヨーロッパは比較的冷静に対応しているものの、アメリカ、日本、ロシア、中国を含めて、世界全体が Brexit によって不安定化に見舞われた。Brexit 後、7 月に中国の成都で開かれた G20 財務相・中央銀行総裁会議は、「最近の事態に鑑み、金融、財政、構造改革のあらゆる手段を発動する決意」を再確認した。(2016 年 9 月記)

第 1 節 Brexit の衝撃

イギリスにおいて、誰も予想していなかった Brexit が実現してしまった。この前代未聞な事態を生んだ離脱派伸長の状況を国民投票の結果から分析し、それをもたらして要因を移民急騰に焦点を合わせて考察しよう。最後に、各種機関があいつで発表している推計値を整理し、ユーロ圏とイギリスへの打撃の規模、英の成長率や生産性、FDI (外国直接投

資) のなどへの影響を探ってみよう。

1. 離脱派の勝利

18 歳以上の国民が投票したが、その結果を分析した世論調査機関 (YouGov) によると、45 歳以上が離脱を支持し、65 歳以上の高年齢層では 58% に上った。だが 44 歳以下の若い層では残留派が優位であり、18~24 歳の若者の離脱支持は 28% にとどまった。男女別では男性の離脱支持が 45% で、女性の 42% をわずかに上回った。学歴別では義務教育終了層が 60% で、大卒レベルの 26% の倍以上に上った。低所得の労働者層では離脱は 53% と過半数を超えたが、ホワイトカラーなど中流以上では 36% にとどまった。政党別では保守支持者で 59% に達したが、残留支持を決めた労働党支持層でも 24% が離脱支持に回った (『朝日新聞』2016 年 6 月 17 日)。地域別推計 (BBC) では、残留支持が高かったのはスコットランド (62 対 38%)、北アイルランド (55.8 対 44.2%) であり、ウェールズ (47.5 対 52.5%) とイングランド (43.4 対 46.6%) は離脱派が多かった。

離脱の決め手となった地域はイングランドだが、北部や中部の工業都市を中心に離脱票が予想外に伸びた。後に見る、労働党に背を向けた労働者の存在が大きい。離脱派が 32% と突出して低いロンドンでは (YouGov)、イスラム教徒の市長をいただき、多くの外国人や移民が働き、市民は「多様性」を重視する。金融、サービス、医療、研究、文化が集積し、衰退脱出が進まない他のイングランド諸都市とは、対照的である。

残留派キャンペーンの広報担当者が語ったように、「離脱支持者はこの投票を、じっと何年も待ってきた。真剣味が違うのだ」。北アイルランドやスコットランドの住民、また若者らは残留志向が極めて強いが、緊張感を欠いて投票率は低かった。これは大きな痛手となったが、決定的な敗因は残留主張の労働党からの労働者の離反である。彼らは古くはサッチャー改革やグローバル化に取り残され、金融危機で雇用不安を突き付けられ、移民・難民の膨張で社会不安や医療・福祉の危機に見舞われる。労働者の間では反移民感情が急速に高まり、何百万人のもの労働者が、英独立党 (UKIP) の叫ぶ Brexit に魅入られてしまった (*Financial Times*, 25June16)。保守党を脱党したファラージュが 1993 年に結成した UKIP は、移民阻止を叫ぶシングルイシューのポピュリスト政党であり、ブレア政権 (1997~2010 年) が犯した、なし崩しの移民開放策を糾弾し続けてきた。2014 年の欧州議会選挙 (比例制) では 27.5% を挙げて第 1 党に躍り出て、議席数を 13 から 24 に倍増させた。翌 2015 年の総選挙では 12.6% を取り第 3 党にのし上がったものの、保守圧勝の小

選挙区制ゆえに、1 議席の改選に終わった。現状への悲観度では保守、労働両党支持層の 60%に比べて、UKIP は 80%と群を抜いて高い。過ぎ去った大英帝国の栄光へのノスタルジーが強烈であり、EU 統合には背を向ける。欧州議会選挙の出自調査では、UKIP 支持者の半数強、51%が保守党から流れ込んだものであり、ついで自民党が 17%、労働党からはわずか 12%に過ぎなかった。キャメロンは UKIP からの保守票の奪還を目指して国民投票戦略を選択したのだが、大量の労働党票が Brexit 実現の立役者に躍り出て、敗北を突き付けられてしまった。労働党内では党首コービンへの非難が吹き荒れ、少なくとも 5 名の影の内閣閣僚が辞任した。かれは急進左派ゆえに EU の財政緊縮路線には懐疑的であり、残留への積極的なキャンペーン展開を意識的に怠ったとの非難である。6 月 28 日にはコービン不信任の動議が 172 対 40 票の大差で通った。だが法的拘束力はなく、党首は民主的に選ばれた故に、辞任は拒否すると突っぱねた。

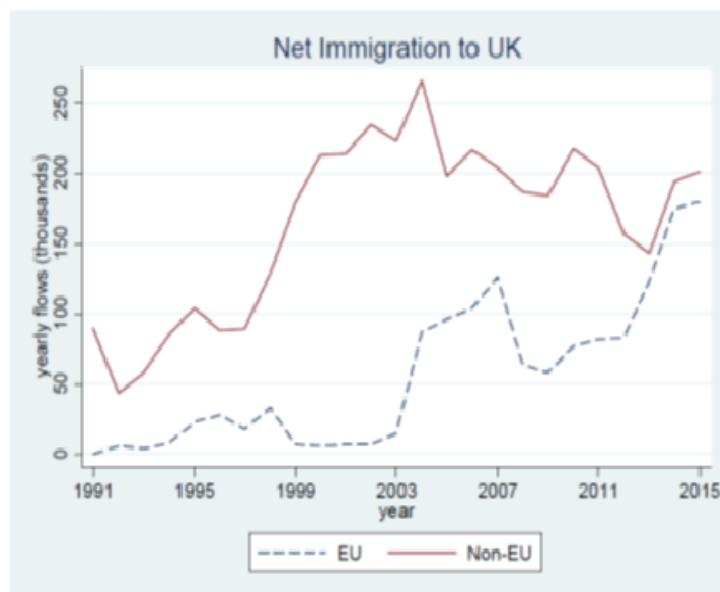
Brexit により、経済への理性が東欧移民への恐怖に、エリート・高学歴層が弱者・庶民階層に、ユースがシニアに、都市が地方に、クオリティー・ペーパーがイエロー・ジャーナリズムに、復讐されることになった。年齢、教育、所得、職業など、いくつかの尺度で英国民間の分裂が明らかになったが、とりわけ雇用や富をめぐる格差や欧州統合に対する嫌悪と期待とで、深刻な亀裂が走った。すでに EU 統合が進展し始めた 1980 年代以降、各国で亀裂が広がったが、今回は、ヨーロッパ全体でテロの勃発や難民流入の脅威が深刻化する中での EU 分裂を迎えることになった。他の欧州諸国に比べて、英の亀裂がいかに深刻であるか。荒廃した炭鉱町、寂れた港、崩壊寸前の重化学都市とは対蹠的に、金融・サービス・文化を謳歌するロンドンの目くるめく繁栄がその亀裂を象徴しよう。Brexit を受けて、ロンドン、スコットランド、北アイルランド、さらには残流派の多かったウェールズにおいてさえ、独立を求める動きが表面化した。国際都市ロンドンや歴史的に大陸志向のスコットランドは当然であり、多額の農業・地域開発資金を EU から享受する北アイルランドも独立になびくのは予想できる。ウェールズでは中心都市カーディフで残留派が多数を占める（『日本経済新聞』2016 年 6 月 25 日付）。連合王国の基盤に深い亀裂が走った。地域の独立には、バスクやカタロニアを抱えるスペインなどが激しく反発しようが、デュープロセスを踏んで英からの分離に至れば、EU も加盟を拒否できまい。

2. 域内移民の急増

離脱派勝利の最大の原因は、域内移民急増への反発であり、保守党を含め、イギリスで

は欧州懐疑派がますます力を増してきた。多くのものが、移民によって職が奪われ、賃金は切り下げられる、と不安を高めている。1997年から2010年に、労働党政権が犯した移民政策での誤りに起因する。1997年の総選挙で地滑りの勝利を収めたブレア政権は、これまでの抑制的移民政策を大きく転換し、門戸開放へと舵を切った。当時イギリスはスウェーデン、アイスランドと並んで好況に沸き、人手不足が深刻化していた。ブレアは、明確な政策スタンスの確立を怠ったまま、なし崩しの規制緩和を重ねてしまった。2000年には30年ぶりに、労働許可証の発給規定緩和と期間延長とに踏み切り、02年には高度技術プログラムの実施で、求人先確保なしでの移住を可能にした。05年には入管制度の簡素化とポイント制導入とを実施したが、04年にEU東方拡大が実現し、東欧移民の増大が予想されたためである。だが規制の大幅柔軟化で、予想をはるかに超える移住者の急騰が生じ（図表2）、社会紛争頻発の事態となった。東欧を中心とするEU諸国からの移住の数は、2004年の16.7万人から2012年の101.4万人へと6倍強を数えた。最大の伸びはポーランド人であり、6.9万人から64.6万人へと10倍近くになった。移民急増で年金・医療などの社会給付が膨張する。とりわけルーマニア、ポーランド、ブルガリア出身者への給付が急増し、社会保障支出の抑制が不可避である。総選挙が迫りキャメロン首相は、社会保障の「給付ツーリズム」(benefit tourism)を阻止し、貧しく教育の低い移民を締め出すべく、2014年11月に、厳しい移民制限措置の導入を決断した。6か月以内に雇用先が見つからぬ移民の国外退去、在住4年未満の住民への社会保障の適応除外、配偶者の入国制限などである。メルケル首相は早速、メディアを通じてキャメロンへ警告を発し、労働者の域内自由移動というEU原則をスクラップにさせるより、イギリスにEUから出て行ってもらいたい、と言い切った（長部2016）。

図表2 イギリスの純移民数（1991～2015）



Source: CEP analysis of ONS (2016) <http://bit.ly/1Tz5WbW>.

EU 移民は高学歴で若く、労働意欲が高い。その 3 分の 1 がロンドンに住み、イギリス人の 11%と対照的に、都会志向である。彼らによる財サービスの消費が拡大すれば、その結果、雇用創出も期待できよう。また熟練移民労働がイギリス人労働を補完する。2008 年には賃金の低下が生じたが、これは移民のためではなく、金融危機とその後の回復の遅れによるものであった。移民のメリット・デメリットを秤量するには、エビデンスが必要である。移民増大で賃金・雇用に影響が及ぶのは確かだが、イギリス人労働者間で格差拡大が進んだとのエビデンスはない。移民は福祉や公共サービスの受益以上に、税を負担している。また犯罪、教育、保健、社会住宅など、地方自治体のサービスでのマイナス効果も報告されていない。

Brexit を懸念するキャメロンは、2015 年 11 月に EU から大胆な妥協を引き出した。国民説得の目玉としたかったのだが、その最大の成果が EU 移民への社会給付の抑制策許容であった。移民の流入が例外的に急騰した場合、緊急措置メカニズムとして、入国後最大 4 年間、低所得者向けの税控除など、社会保障供与を制限できる、というものである。適用期間はキャメロンが 13 年間で要求したが、東欧諸国の反対で、最長 7 年までで妥協した。また新規移住者の児童手当についてのみだが、子供が他国に暮らしている場合、2020 年以降、その国の物価水準に連動させて、切り下げが可能になった。

Brexit が現実化し、イギリスに定住した 330 万人の EU 移民間で不安が広がっている。

EU 市民の半数近く、140 万人に新たなビザ取得が必要になる。この数字は、4 月に成立した新移民法の実施でさらに跳ね上がり、ホテル・レストラン業界では 94%に、農業では 96%に達するという。厳しいビザ規則の導入は、グローバル化する英企業の人材集めを困難にするばかりでなく、医師の 25%が、看護師の 13%が外国人であるため、専門職でも人手不足が深刻化しよう。移民の技術労働や熟練職人に大きく依存する英産業界にも痛手となる。またドーバー海峡の国境管理では 2003 年の「ルートケ協定」にしたがって、英警察がフランスに渡りパスポート・チェックを行い、仏警察は英領でコントロールする。大陸から渡る移民阻止では、英の方が大いに得している。マクロン前仏経済産業相は、英離脱となれば難民キャンプを速やかに英に移す、と警告した。

3. 経済的打撃

Brexit の影響については、いくつかの機関が推計値を発表している。IMF のラガルド専務理事は 5 月に、Brexit となれば、金融市場の価格変動が高まり、株価や住宅価格の大幅な下落を招きかねず、イギリスへの資金流入が細って、生産停滞が生じることになる、と警告を発した。過去最大に膨れ上がった経常赤字の拡大の恐れにも、言及した。野村資本市場研究所は、イギリスの GDP が年間 1.8%の下落になるものの、世界全体ではわずか 0.14%にとどまる、と楽観的である。OECD は先行きへの不透明感が増大したが、もともと实体经济にさほど問題があったわけではないとする。

(1) 国際機関の推計

IMF は Brexit の結果を受けて 7 月に、「世界経済見通し」の GDP 成長率を 4 月の値から修正した。イギリスについては、2016 年は $\Delta 0.2\%$ の修正で 1.2%と、2017 年は $\Delta 0.9\%$ で 1.5%と、それぞれ推計した。同じくユーロ圏は $+0.1\%$ で 1.4%と、 $\Delta 0.2\%$ で 1.5%と推計した、アメリカは $\Delta 0.2\%$ で 2.5%と、ゼロ成長で 2.3%と推計し、日本は $\Delta 0.2\%$ で 0.6%と、 $+0.2\%$ で 0.2%と推計した。2016~17 年の 2 年間の Brexit による減速幅の合計値では、イギリスで $\Delta 1.1\%$ にまで達する。17 年の変化率を 16 年の変化率で割って成長率の変化をみると、英では 4.5 倍と大幅悪化が明らかになる。同様にユーロ圏合計は $\Delta 0.1\%$ となり、変化率では 2 倍の悪化に止まり、単純にみれば英の打撃が EU それの 2.25 倍に達するといえる (IMF,2016)。なお IMF は Brexit 以前の 6 月の予測で、「限定的シナリオ」と「悪化シナリオ」を発表していた。イギリス経済は昨年までの過去 3 年間、連続 2%超え

で成長を続け、成長率は先進国中最も高かった。Brexit が退けられて残留すれば、2016 年の予測の 1.9%から 2017 年に 2.2%に加速し、2021 年まで 2%台前半を維持できるとみていた。離脱となれば、「限定シナリオ」では来年は+1.4%へ減速、「悪化シナリオ」では△0.8%と 2009 年来の 8 年ぶりのマイナス成長に陥ってしまう。離脱の悪影響は、輸出の半分強を占める単一市場へのアクセスが、関税・非関税の障壁の高まりで打撃を受けるためである。

OECD と EU もそれぞれ 6 月と 7 月に、Brexit 後の域内経済への影響を試算したが、この 2 機関はずっと悲観的である。OECD は 2018 年を対象とするため、打撃の累積がマイナス幅は高い。イギリスは△1.35%であり、ユーロ圏は△1.16~0.9%である。アメリカも同様に△0.24%とされたが、日本は米の 2 倍の下げ幅で、△0.46%とされた（『日本経済新聞』2016 年 6 月 25 日付）。

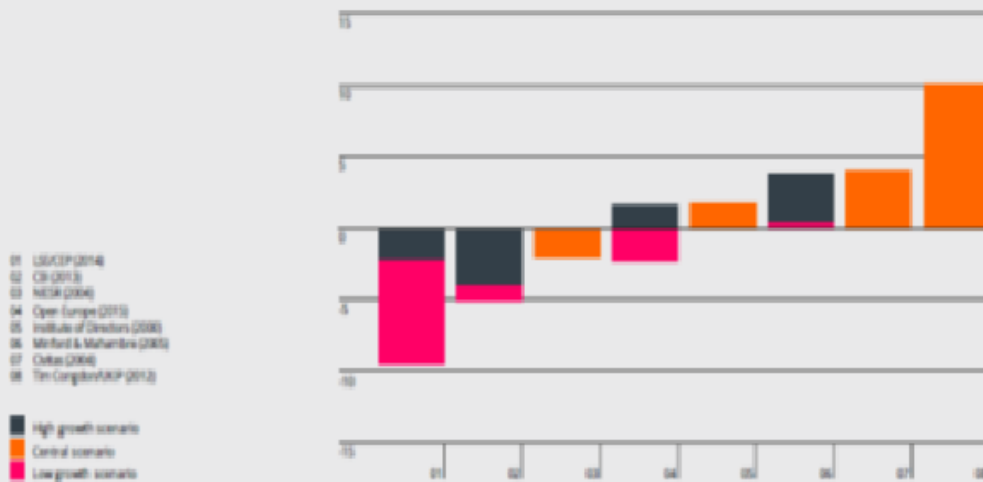
次に欧州委員会だが、2017 年に英が△0.3%になると試算し、5 月時点の見通し、+1.9%を 2.2%も大きく引下げた。これは「深刻シナリオ」だが、「軽微のシナリオ」の場合でさえ、1.1%の引下げとなった。他方ユーロ圏については、5 月時点の見通しで 1.8%であったが、軽微シナリオで 1.5%へ、深刻シナリオで 1.1%の大減速となった。経済の長期停滞を回避するために、欧州委員会は各国に対し、成長底上げ策の実施を求めた。英の離脱で「先例のない不透明な状況を生んだ」と指摘し、こうした状況が長引けば、ヨーロッパの緩やかな景気回復基調に悪影響が及ぶ」と警告している（『日本経済新聞』2016 年 7 月 20 日付）。

(2) イギリス経済へのコストとベネフィット

イギリス経済に対する Brexit の打撃へのいくつかの推計をレビューしてみよう。Brexit の経済的コストとベネフィットの大きさは起こってみるまで、確かなことは言えない。それゆえ推計予測は実施機関で大きく異なる。

図表3 イギリス経済へのBrexitの負の衝撃（GDP％）¹⁾

Source: Various



- 01 もっとも悲観的な推計は LSE（ロンドン大学経済社会科学部）の「経済パフォーマンス・センター」（Centre for Economic Performance）である。英が EU から出て EFTA（欧州自由貿易協定）に加われば、最も楽観的なシナリオで GDP の△2.2% となり、悲観的シナリオでは△6.3～9.5%に達するとする。
- 02 英産業連盟（Confederation of British Industry）。EU 加盟で英が得た利益は 4～5%（同じく対 GDP 比）に達し、年間 620～780 億ポンドに相当するとみる。
- 03 国立経済社会研究所（NIESR）。英の EU 離脱は、2.25%の低下となる。
- 04 他のサーバーで、より複雑な予測を示すものとして、開放ヨーロッパ（Open Europe）は 2030 年までに、△2.2%のコストの他、経済の開放により 1.6%の利益が得られるとする。他方 Brexit の利益を強調するサーバーも 4 機関が存在する。
- 05 経営者協会（Institute of directors）。規制緩和と自由化を掲げ、2000 年に、メンバーの負担する EU 加盟のコストは 1.75%になるため、離脱でこれが節約されると主張した。
- 06 Minford, Mahbubare & Nowell（2005）は、EU 加盟継続のコスト ongoing cost が 3.2～3.7%に相当するとみている。加盟による反対給付は無し、としているので、これがまるまる Brexit のベネフィットとなる。

07 リベラルな文明擁護団体の Civitas は英の EU への恒常的コストは 3~5%、おそらく 4%とみる。

08 Tim Congdon/英独立党 (UKIP)。英の持ち出しはほぼ 10%に上り、主として EU の規制 (国民所得の 5%) と資源の誤った配分コスト (3.25%) のためだとしている。

(3) LSE の CEF による財務省レポートへのコメント

2016 年 5 月に、英財務省は「EU 加盟とそれに代わる選択肢の長期的な経済的影響の分析」を発表したが、CEF は「Brexit 論争への真剣な貢献」とであると評価し、それへのコメントを発表した。財務省は 3 つのケースを想定し、各ケースでの影響を推計した (各方式の詳しい内容は本報告の第 2 節 3 項を参照)。^①EEA (欧州経済領域) に加盟するノルウェー方式では、 $\Delta 3.8\%$ 。^②FTA を EU と結ぶカナダ方式、 $\Delta 6.2\%$ 。^③WTO による通商関係では、 $\Delta 7.5\%$ となる。Brexit の 15 年後の影響については、レポートでは GDP 比 $\Delta 6.2\%$ 、家計当たり 4,300 ポンド相当するという。この報告について CEF は、推計の根拠は何か、信用できるのか、中心的ケースを前提とすることへの過剰な思い込みがあるのでは、真の長期的コストはこれを大幅に上回る可能性がある、などの疑問を提示した。

さらに、^①貿易と FDI への影響、^②前者の減少で生産性はどう変化するか、^③、^①と^②の結果、マクロ経済の変化が英の国民所得にどう影響するかが問題となる。われわれ CEF は、^①カナダ・モデルでは貿易が最大 $\Delta 19\%$ 、外資流入が最大 $\Delta 20\%$ 、^②弾性値を 0.2~0.3 とすれば、貿易の $\Delta 10\%$ は生産性では、 $\Delta 2\sim 3\%$ となる。FDI への弾性値は 0.04 であり、FDI が倍増すれば、生産性は 4%上昇となる。^③国民所得は短期的に $\Delta 1\%$ 、だが資本ストックの減少は、長期的で大きな影響を及ぼし得る。生産性の低下で全般的資本ストックが影響を受けることになり、それが GDP を引き下げ、マクロ経済モデルこの下落を固定する。さらにこのマクロモデルが貿易、投資、価格の複雑な相互作用を生み出す、としている。これに対して財務省は CEF の評価が、負の効果を過大視していると批判するが、それは当たっていない。むしろ財務省はいくつかの想定で、保守的に過ぎる。貿易と FDI との減少幅は、離脱 15 年後にしてなお、かつての EU 加盟の効果が蓄積ないし残留と想定している。その結果、マイナス効果は低く抑えられ、貿易の減少を 19%ではなく 14%と、FDI の減少を 20%ではなく 15%と、少なく見積もっている。また貿易減少による生産性への弾性値 0.2~0.3 も「保守的」だ。推計者は 15 年ではなく 8 年を想定しているからだが、15 年を取れば 0.5~0.75 に上昇するはずだ。FDI 減少の生産性への影響でも、過少評価され

ている。また EU における非関税障壁除去の進展による、さらなる貿易コスト低下（4%相当）は考慮されていない。また教育水準が高く若者が多いという理由での、移民による所得引き上げ効果が無視されている。この他、EU からの財政移転が評価されていない。ノルウェーは英国国民の 1 人当たり負担額の 88%を EU へ支払っている。

結論として、財務省レポートは、保守的な想定などで問題は残るにせよ、総じて信頼に足る分析といえる。△6.2%を想定しているが、我々は EEA 加入でも△6.3~9%、とより厳しい評価である。

第 2 節 英 EU 間の離脱交渉

予想外に早いメイ新政権誕生とその離脱交渉のスタンスとをフォローする。次いで EU 側の反応を概観し、今後 EU の単一市場へのアクセスをめぐる指摘されているいくつかのケースについて、その問題点を中心に整理しておこう。

1. メイ政権の誕生

離脱派は残留派による「恐怖作戦」を批判し、離脱こそがイギリスに EU への財政負担を軽減させ、EU の煩瑣な規制から免れ、移民をストップできると打ち上げた。だがかれらがキャンペーン中に乱発した現実離れの誇張公約は、Brexit 決定後、次々と翻された。1993 年英独立党（UKIP）を立ち上げて党首になり、欧州議員を務めてきたファラージュは、EU 拠出金を取戻して国営医療制度（NHS）に充てると主張したが、Brexit 後、これは「間違いだった」と取り消した。離脱になびいた市民からは後悔の発言が相次ぎ、Brexit（英の離脱）ならぬ Bregret（英の後悔）の造語がメディアに踊った。離脱派急先鋒のハワード元保守党党首は、「デンマークとアイルランドが 1992 年と 2008 年にそれぞれ EU 条約を拒否し、その後 EU 諸国から譲歩を勝ち取れた」（Financial Times, 3March16）と叫んでいた。かれらの本音は離脱達成、というより揺さぶりをかけて EU に対して有利な条件をもぎ取る、にあったろう。この希望的観測は裏切られ、よもやの離脱可決にまで突き進んでしまい、リーダーたちは狼狽する。ファラージュは投票後、シティーの友人から得た情報として、「残留が僅差で勝利」の見通しを、いや希望的観測を口にしたが、離脱が決まると早々と、「自分の役割は果たした、これからは自分の人生を取り戻したい」として党首の座を投げ出した。またキャメロンの後釜を狙った隠れ残留派と疑われていた前ロン

ドン市長のジョンソンは、離脱派の盟友、ゴープ前司法相から無能呼ばわりされたことを理由に、党首選への出馬をあっさりと断念し、離脱派を絶句させた。総理の椅子でも、離脱指揮が条件なら御免こうむりたい、というところだろう。

英国民投票は法的強制力がなく、諮問的な位置づけである（三輪・山岡、2009）。離脱を進めるためには下院（定数 650 名）の議決が必要となるが、BBC 調査によれば以下のように、残留派が圧倒的である。すなわち離脱派は英独立党（UKIP）1 名の他、保守党 331 名中 129 名、労働党 232 名中 9 名、スコットランド民族党 54 名中ゼロとなり、諸派を加えても合計は 149 名（23%）にととどまる。残留派は 501 名（77%）に達し、離脱派を大幅に上回っている。この議会の状況を前に離脱行動は複雑化し、再度の国民投票の実施（若者を中心に 450 万人の署名が集まった）、や議会の解散（現行法では困難）による民意聴取、首相権限による離脱交渉の先延ばし、などの憶測が飛び乱れる。かつてデンマークとアイルランドとの国民投票で、EU 基本条約の承認否決でやり直した例もある。

離脱派リーダーたちの内紛劇から、キャメロンの後継争いは最終的には小物間の、残留派と離脱派とのそれぞれの女性大臣間に、すなわちテリーザ・メイ内相とレッドソム・エネルギー担当閣外相との間になった。だがレッドソムは、子供のいないメイへの差別発言がたたって立候補断念に追い込まれた。無競争での選任となり、キャメロンの約束した 9 月 2 日を待たずに、早くも 7 月 13 日に政権交代が実現した。

メイ新首相は直ちに離脱実現を約束し、EU への離脱通告は議会の承認なしに行うとした。ロンドンの若者を中心に 450 万人にまで膨れ上がっていた国民投票やり直しの声は、ぴたりと消えた。低音で静かに語りかけるメイ首相は、慎重かつ生真面目で、派閥は作らずクールな対応に定評がある。「アイス・クイーン、氷の女王」とメディアから呼ばれている。政権発足にあたり彼女は、①すべての人々のための国家ビジョン、②党内と国家の結束、③離脱交渉への強力なリーダーシップを約束した。社会的弱者に配慮した政策運営を優先させるとした。Brexit でイギリスに走った亀裂を修復させ、EU との新たな関係構築に専念する姿勢を鮮明にした（『日本経済新聞』2016 年 7 月 12 日）。

保守党は野党時代に「移民の純増数を年間 10 万人未満に抑制」を公約していた。メイは内相に就任後、6 年の間、テロ対策と移民政策に取り組んできたが、移民の抑制目標はずっと実現できずにきた。2016 年 3 月での 1 年間の純流入数は 32.7 万人を数え、去年つけた最高値を 9,000 人だけ下回ったに過ぎない。国民投票ではかえって反 EU 感情を掻き立てる結果に終わった。とはいえ彼女は違法移民に対する厳しい姿勢は崩さず、「帰国するか、

逮捕かだ」と2者択一を迫って自主帰国を促すために、宣伝カーを全国に走らせた。その剛腕ぶりが故サッチャー首相の「鉄の女」になぞらえられた。首相就任後も、すでに滞在中のEU市民の今後について聞かれると、「EUとの交渉で決まる」とそっけなく答え、強硬姿勢は崩していない（『朝日新聞』2016年7月14日付）。

とはいえ独断専行のサッチャーとは対照的に、国内融和の「ソフト路線」を重視し、調整型と見なされている。国民投票ではEUの移民政策を批判しつつも、EU残留を支持した（『朝日新聞』2016年7月13日付）。メイ内閣の「イデオロギーを抑えたプラグマティックな姿勢」（英王立国際問題研究所チャタムハウスの研究員）は好感され、8月初めの世論調査（YouGov）では国民全体から48%の支持（離脱派は63%、残留派40%）を得て、ジョンソン支持の40%を大きく超えた（『日本経済新聞』2016年7月28日、8月16日付）。

外交経験のないメイだが、懸案のEU離脱交渉については、EUから「移民の制限と、従来に近い単一市場へのアクセス確保」の引き出しに全力を注ぐと語った。直ちに閣内人事が発表され、「離脱3人組」にEUとの交渉役を任せる、との意外な配置に注目が集まった。Brexitの責任を取らせるとともに、保守党内の亀裂修復を狙ったものと受け止められた。2国間外交に当たる外相には、首相を断念した穏健派のジョンソン前ロンドン市長が抜擢された。残り2人は強硬派からである。離脱戦略を指揮する新設の「EU離脱担当相」には90年代にEU担当相の経験があるデービスが、新興国との通商交渉に当たる国際貿易相には元国防相のフォックスが、それぞれ選任された。離脱3人組の間では直ちに、離脱・外交交渉をめぐる主導権争いと省庁間の権限争奪戦が勃発している。離脱担当相の下には外務省と財務省とから人材が集められるが、両省は親欧派の牙城であり、離脱派の大臣と官僚間の確執が深刻化する（*Financial Times*, 28Aug16）。閣内序列では、メイ首相を筆頭に、ハモンド財務相、ラッド内相と、首相の信認厚い残留派大臣が上位に並び、離脱3人組ではジョンソン外相が4位になったものの、デービス離脱担当相とフォックス国際貿易相とはそれぞれ8位と9位に落とされた。離脱方針の決定権は首相が指揮する閣僚会合が確保する。EUとの煩瑣な交渉で離脱派に汗をかいてもらうが、暴走は許さぬ布陣といえる。

メイ新政府はEU離脱交渉に向けて早速人材かき集めに乗り出した。新設のEU離脱担当省と国際貿易省を中心に、5,000から1万人規模の要員が必要とされる。各省庁や民間機関、法曹界、会計監査事務所、コンサルタント会社に求人活動を展開し、海外まで手を

伸ばしている。一部専門家とは 1 日 5,000 ポンドもの顧問契約が結ばれた。「戦後イギリスには前例のない、外交と法曹のスキルが必要となったが、みな死に物狂いで交渉に備えるつもりだ」とある外務官僚は語った（『日本経済新聞』2016 年 7 月 26 日付）。膨大な準備のために、EU への年内の通告は行わないとした。だが翌 17 年 3～9 月には蘭の議会選挙、仏の大統領選挙と総選挙、独の総選挙など重要な政治日程がたて込み、交渉は進展しまい。また 2019 年には欧州議会選挙が行われ、重要な意思決定は後回しにされる。結局、交渉決着までに 5 年以上かかる可能性があり、英と EU の双方で不満が鬱積し、欧州政治は不安定化する。不透明感が長期化すれば、欧州経済も足踏みさせられよう。

新首相は、国民投票で残留派が 6 割に上ったスコットランドを最初に訪れ、連合王国分解除止に向けて手を打った。農民は共通農業政策（CAP）がばら撒く補助金に、所得の 55% を依存している。農民の多い北アイルランドでは、EU への残留は死活問題であり、アイルランドへの農産物の無関税輸出は譲れない。離脱派が優位であったウェールズからも、首都カーディフを中心に、独立と EU 加盟を求める声が澎湃と沸きあがっている。なにより 4 連合王国の結束強化を優先させざるを得なくなった。メイ首相はその後、ベルリンとパリとを歴訪し、離脱交渉を急がせたい独仏首脳に対し、年明け以降の離脱通告に理解を求めるとともに、トルコのクーデター未遂や中東難民、テロ対策などでの欧州協調の可能性を探った。

ともあれメイ首相は、EU への離脱通告は 2017 年に入ってからとし、9 月以降の準備加速を求めている。イギリス経済の不透明感が強まる中で、交渉準備がもたつき離脱通告が大幅に遅れて 2018 年にまでもつれ込むことになれば、EU は非難を強め、国内では離脱派と残留派の双方から不満が高まり、政策運営は苦境に立たされよう。

EU 離脱交渉に関しては、メイ首相は「移民制限と単一市場へのアクセス確保」を優先させるつもりである。この主張は、経済によりシフトしたカナダ型（EC 加 FTA : CETA 包括経済貿易協定）志向といえる。EEA への加盟を前提とするノルウェー方式と双務協定によるスイス方式は、人の移動の自由や EU 規制の大幅受入れ、それに EU 予算の大幅負担などを含み、EU 離脱のメリットが大きく削がれるからだ。だがカナダ方式を選択すれば、単一市場のアクセス、とりわけ金融サービス輸出への障害は大きかろう。今後慎重な見極めと、国内での利害調整が必要となる。

2. EU の対応

英離脱派の国民投票での勝利は、EU 各国において「離脱ドミノ」の恐れを急騰させた。だが Brexit 決定の直後にスペインで再総選挙が行われたが、EU 懐疑派の Podemos（ポデモス、「我々は可能だ」）は予想外に振るわなかった。だがイタリアでは逆に、人気コメディアン^oのベッペ・グリッロが創設した欧州懐疑派のポピュリスト政党、「5 つ星運動」（M5S）は複数の選挙で勝利し、憲法改正を問う 10 月の国民投票に向けて党勢拡大を進めている。2014 年の欧州議会選挙では、左右の反 EU 勢力が躍進した。英独立党（UKIP）と仏フロンナショナル（国民戦線）以外に、デンマーク国民党と希の Syriza（急進左派連合）とが第 1 党にのし上がり、得票率は 25%以上をたたき出した。ハンガリーの Jobbik（ヨビック、より良きハンガリーのための運動）と伊「5 つ星運動」（M5S）は第 2 党を占めた。イタリアでは反移民、分離主義の「北部同盟」が 4 位につけて 15.0%を挙げており、M5S の 21.2%を合わせたポピュリスト合計では 36%を超え、反 EU 勢力の比重は仏、英より大幅に高まり、西欧諸国中でトップに躍り出た。ポピュリストが第 3 党になったのは、オーストリア自由党（19.7%）と蘭の自由党（13.2%）、それに西の統一左翼連合（10.0%、環境派プラス共産党）である。スペインでは左翼の Podemos が 8.0%で第 4 位につけ、右翼アレルギーを鮮明にした。フランコ独裁への国民の嫌悪がいかに強いかが分かる。またポーランド、ハンガリー、スロバキアなど東欧諸国では、すでにポピュリストがリーダーシップを握った。社会主義離脱後に採用した英、仏など西欧モデルの達成は、EU への不満から今や距離を置き、ロシア、中国の権威主義モデルへ引き寄せられ、この加速化が懸念されるに至った（イアン・ブレーマー）。

仏、伊の欧州主要国やユンカー委員会は、離脱ドミノの勃発を何より恐れた。Brexit に続く、Nexit（蘭）、Frexit（仏）である。だがこうした各国における「離脱ドミノ」への衝動の懸念は、どうやら杞憂に終わりそうだ。Brexit 後の世界経済の激しい混乱はヨーロッパの市民を恐怖に陥れた。アメリカを中心に世界経済は予想外の速さで回復したものの、ポンドは 31 年ぶりの安値から回復できず、英銀行株は大暴落したままである。イギリスでは離脱派リーダーの見苦しい対応ぶりが大きく報じられ、それに続く残留派のメイ新内閣の発足、EU 離脱交渉へのプラグマティックで慎重な布石、などが短時間に展開された。これを受けたスペインの再総選では EU 支持派が伸びた。さらに欧州各国の市民の間では、EU 残留による安定志向を求める声が急速に高まってきた。7 月初めに行われた世論調査（YouGov）では、ドイツとアイルランドとで、それに 3 つの欧州懐疑派国、フィンランド、

スウェーデン、デンマークでさえも、EU 残留派が大きく伸びた (*Financial Times*, 13July2016)。12 月に再度のやり直し大統領選挙を迎えるオーストリアでは、有力候補である極右の自由党党首ホーファーは、世論の変化を敏感に感じ取り、「EU からの離脱は望まない」と明言するに至った。EU 離脱の支持率は Brexit 以前の 5 月における 31%から、7 月には 23%へと 8 ポイントも大幅低下したからである。またポーランドの政権与党、EU 懐疑派の「法と正義」ですら、EU 残留を願う国民の声を無視できなくなり、伊の反 EU ポピュリストの「5 つ星運動」(M5S) も、今や EU 離脱の主張を引っ込め、EU 改革派に変身した。他方、2006 年にセルビアから独立を果たし、EU 加盟待ちのモンテネグロは、加盟実現を目指してさらなる構造改革に励む旨、改めて約束した (『日本経済新聞』8 月 16 日付)。

ともあれヨーロッパ政治の今後を決するものは、「2017 年問題」である。この年、3 月にはオランダで総選挙、5 月～6 月にはフランスで大統領選挙と総選挙、9 月にはドイツで総選挙、10 月にはチェコで総選挙、と重要な選挙が目白押しである。オランダではヘルト・ウィルダースが率いる極右、自由党が、フランスではフロンナショナル (国民戦線) のマリヌ・ルペン党首が、またドイツでは欧州懐疑派の「ドイツのための選択肢」(AfD) が、またチェコでは親露のミロシュ・ゼマン大統領が、それぞれ市民からの支持をどれだけ得られるかが注目される。とりわけドイツでは、難民受け入れへの反発からメルケル首相への反発が高まり、よもやのメルケル敗北さえ否定できぬ、緊張した事態を迎えることになる。

7 月末に、ミッシェル・バルニエからの申し出を受け、EU は Brexit の主席交渉役として彼を正式に選任した。英の離脱担当相、ダビッド・デービスのカウンターパートになるが、2 人は 20 年前にそれぞれ英仏の欧州担当相として、丁々発止と渡り合った仲である。バルニエは仏ゴーリストで外相と農相とを務め、金融危機勃発後、ユーロ危機対応を指揮する EU 金融規制委員を 2009~14 年に努め、シティーへの厳しい姿勢で勇名を馳せた。英語愛好家であり、職務の暇を見てレッスンに励み、*Financial Times* が愛読紙だという。典型的な仏政治家とは逆に、細部にこだわらず、逆に深淵な哲学にも興味がないという。カウンターの間で、現実主義と妥協精神が大きく働くことが期待される (*Financial Times*, 28,29,30July2016)。ユンカー委員長は、各国政府や欧州議会とのあいだ親密なネットワークを持つ彼こそ、交渉役として最任だ、と高く評価している。

3. 単一市場へのアクセス

メイ首相は EU との新たな関係を「既存の枠組みとは異なる独自モデル」にしたいと望み、それへの模索を閣僚に求めた。移民を制限し、有利な市場アクセスを確保する、という虫のいい話ではあるが、離脱後も単一市場へのアクセスをこれまで通り確保するには、イギリスは引き続き、①EU 財政の負担、②労働者の自由移動、そして③単一市場について英法に対する EU 法の優位、の 3 点の順守が求められる。離脱派のリーダー、ボリス・ジョンソン前ロンドン市長は、これを免れるために「準加盟国」(half member) ないし「特別資格」(special status) を手に入れよう、と叫んできた。Brexit 決定後の離脱派の混乱ぶりから察するに、かれらの本音は僅差での残留を果たしてこの特例を勝ち取る、にあったのだろう。だが現行 EU 法では不可能であり、改正にはリスボン条約第 48 条に従った煩瑣な合意手続が必要となり、膨大な時間もかかる。有力な仏次期大統領候補で元首相のジュペが、「Brexit とはわれわれが英を罰することを意味するのではなく、欧州市場に英を維持するための解決策を見出すことだ」と強調しつつ、「人々の移動規制は、交渉対象になる」と英離脱派をかばってみせたが (Financial Times, 4july16)、EU 首脳から無視された。すでにみたようにキャメロンは、域内移民への社会給付の緊急削減措置を EU に認めさせた後、「英は EU から特別の地位を認められた」と誇ってみせた。だがこれ以上の「特別資格」は「さらなる欧州統合」(ever closer union) の理念を危うくしかねない。

さて Brexit を決めたイギリスは、リスボン条約第 50 条に従って、離脱通告後、EU 加盟に代わるあらたな通商の枠組みを交渉し、EU と新条約を締結する。選択肢としては以下のようなケースが想定される。

- ① ノルウェー方式。ノルウェーはアイスランド、リヒテンシュタインとともに EFTA (欧州自由貿易協定) を締結し、EFTA は EU28 との間で EU 準加盟ともいえる EEA (European Economic Area 欧州経済領域) を形成する。イギリスは 1960 年以降、EFTA のリーダー役を務めて EU に対抗してきたのだが、1973 年に EU (EC) 入りした。今回はそれへの復帰を意味する。だが経済以外の内務・司法協力や共通外交・安全保障政策には加わらず、単一市場関連では農業・漁業の共通政策は除外される。それ以外の経済分野では、無関税の市場アクセスが可能になる。だが労働者の自由移動など、EU 規制の順守を引き続き求められる他、EU 財政への負担も現行の 83% に上る。逆に EU 規制の制定など、意思決定のプロセスには一切かわ

れなくなり、通関手続きなどの非関税障壁も高まり、離脱後のメリットは享受できない。FTA に加わっても、EEA に入らない選択肢もあり得る。その場合は単一市場への包括的アクセスは不可能であり、スイスのように分野ごとの双務協定の締結が必要になる。

- ② スイス方式。過去 20 年来の双務協定は合計 120 件以上にのぼり、極めて煩瑣になる。財政負担は 40%に低下するものの、意思決定への参加は排除される。しかも英輸出で比重が大きいサービス分野は対象外となり、金融センター、シティーへ打撃は大きい。EU 側も実は、スイス方式は歓迎していない。アキ・コミュニテール（EU の政治的・法的意思決定の総体）が順守されているか否か、絶えずモニタリングし続けなければならないからである。2013 年に EU へ新規加盟したクロアチア移民への入国規制を狙って、スイスは 2014 年に EU 移民への割当制（コータ）を導入した。スイスが欧州司法裁判所の権限を受け入れる以上、この件でも自動的受入れが不可欠と EU は要求し、学生・研究者の交流を進めるエラスムス・プログラムで制裁を科した。
- ③ トルコ方式。EU 加盟の準備段階として、1995 年に EU は関税同盟を結んだ。トルコは EU の対外共通関税を受け入れ、EU 規制を遵守する。これと引き換えに、財については無関税で単一市場へのアクセスが可能となるが、サービス、農業、公共調達除外され、意思決定内には関与できない。トルコは、ノルウェーやスイスと同様に、EU が他の地域、例えば韓国と結ぶ FTA（自由貿易協定）からの直接の利益は受けられないのに対し、韓国からの市場アクセスは拒否できなくなる。トルコ方式では、英の貿易自主権は確保されない。
- ④ カナダ方式。2014 年締結の EU カナダ FTA（CETA 包括的経済・貿易協定）は、関税除去率は 99%に達し、財以外にサービスの市場アクセスも保証している。非関税障壁の撤廃、投資保護のための共通規則採用の他、公共調達や知的財産権、基幹農産品の地理的表示等も幅広くカバーする。移民労働者の受け入れ義務はなく、EU 財政負担もない。かつてジョンソンが有力視していたケースであり、離脱派にとってハードルは低く、メイ首相が明らかにした離脱交渉条件とも一致する。

だが交渉開始から締結まで 5 年を要し、それへの準備期間を含めて 10 年はかかった。しかも 2016 年 7 月 5 日には、欧州委員会が EU 閣僚理事会に対して、EU 加・FTA（CETA）の批准を求めることになった。当初委員会は排他的権限分野とみ

なして、専決で批准手続きを進め、加盟国政府と欧州議会には批准を求めない方針だったが、加盟国の強硬な反発から妥協を余儀なくされた（『通商広報』2016年7月25日）。Brexitの危機が迫る6月初め、ユンカー委員長は「危機に瀕しているのはたんに欧米間のTTIP（環大西洋貿易投資パートナーシップ協定）のみでなく、EUのすべての自由貿易政策だ」、として危機感をあらわにし（*Le Monde*, 1er juin 2016）、欧州委員会も「EU加FTAが挫折すればすべてのEU自由協定は失敗に終わってしまう」と指摘し、「EU加FTA（CETA）を救おう！」と叫ぶに至った（*Le Monde*, 8 juin 2016）。EUが先進国間FTA交渉に先鞭をつけものがEU加・FTAだが、2014年9月に「欧州チームが打って一丸となって」締結に漕ぎつけ、EUは「戦略的勝利」と誇ってきた。サービス・投資の大型新市場が生まれ、貿易は往復で23%拡大するが、フランスの有力環境保護運動（ウロ財団、Fondation Hurot）が、TTIP糾弾の強力な武器としてCETA批准の引き下ろしキャンペーンを開始したのである。カナダ方式での離脱交渉も決着は容易でない。

- ⑤ WTO内での単独方式。離脱交渉が決着せずに2年が経過すると、EU法の適用が終わり、英とEUとの特別な通商関係は解消される。一般的なWTOのルールに従うことになるが、EUへの財政負担や労働者の移動を受け入れる必要はなくなり、主権の拡大は実現する。だが単一市場への財の輸出については、EU対外共通関税が掛けられ、サービスの自由アクセスの進展も期待できない。中国やロシア、日、米と同様に、非関税障壁の厚い壁にも苦しむことになる。イギリスが率先して世界に向けて関税撤廃に踏み切らない限り、英の貿易縮小と所得低下とは避けられまい。EUが積み重ねてきた60件余りのFTA/EPA協定を、イギリスは今後、域外貿易で利用できなくなる。EUの後ろ盾なしに、一小国としてイギリスが気の遠くなる努力と時間とをかけ、改めて通商協定を結び直さなければならないことになる。カナダの対米交渉のように、交渉力（bargaining power）は大きく削がれ、コストは大幅に高まらざるを得ない。

先にみたように英財務省は、以下の3方式における英経済へのマイナス効果を想定している。すなわち、①EEA（欧州経済領域）に加盟するノルウェー方式は△3.8%、②FTAをEUと結ぶカナダ方式で△6.2%、③WTOによる通商関係で△7.5%、になる。

第3節 EUは長期低落をふせげるか

Brexitの負の影響については、IMF、OECD、EUなどの国際機関やLSEのCEPや英財務省による推計値が与えられており、先節で検討した。ここでは、英のみならずEU全体にとっても戦略的な重要性を有する、シティーと金融サービスへの負の影響とそれへの反応に焦点を当てて分析しよう。ついで、ようやく動き出した資本市場同盟とデジタル単一市場の発展を展望するが、EUは2つの金融支援プロジェクトを長期低落阻止の有力な武器に位置付けている。最後に、2014年11月のユンカー委員会発足時に華々しく打ち上げ、2015年に開始された「戦略的投資基金」(EFSI:European Fund for Strategic Investment)の現況をフォローするが、2つのプロジェクトは、戦略投資計画推進のための重要なインフラにも位置付けられている。

1. シティーの地位低下と英金融サービスへの打撃

Brexitによって世界の250の金融機関が集まるシティーの地位低下は免れまい。2014年にイギリスのGDPの約12%（日本は5%）を創出し、金融サービスの全体では約218万人（英の全雇用者の7.4%）が直接間接に従事している。海外からは80カ国、1,400の金融関連会社が集まり、16万人（うち外国人が4万人）が働いている。EU離脱の影響は、以下の4点で顕著となろう。①シングル・パスポート（域内単一免許）の扱い。これが適用されなくなれば、イギリスに拠点を置く金融機関はEU域内とのクロスボーダー取引ができず、EUからの新たな免許取得や域内での拠点開設が不可避となる。②外国金融機関を中心に、イギリスからの移転加速での雇用喪失。投資銀行部門や外銀などの雇用者数の2割、3.5万人、法務、会計、税務など関連部門を合わせると7万人に達しよう。③一般企業の流出。グローバル・トップ企業250社の内、英に本社・本部をおく比率は約4割に上る。欧州統括本部は大陸に移転しよう。ちなみにトップ企業の本社比率ではパリは8%、ついでマドリード、アムステルダム、ブリュッセルが3%になっている（The City UK）。④英金融当局の発言力低下。中央銀行総裁会議やバーゼル委員会などで、イングランド銀行（BoE）やその傘下の健全性規制庁（PRA）の発言力は極めて大きかった。シティーの地位低下で、大きく力は削がれる（廉了2016）。EUの金融規制策定に関して、今後イギリスは口出しできなくなる。ロンドンにあるEUの金融機関を監督する欧州銀行監督庁（European Banking Authority）も移転を迫られ、英の影響力が失われる。

Brexit の実現と同時に英国内では EU 規則は失効するが、離脱までに国内金融規制に法的手当が講じられるか否かが焦点になろう。現行規制の大掛かりな改正は、今後 EU との交渉と EU からの同等性評価の獲得とが必要となり、その可能性は低い（神山 2016）。EU の金融規制策定に関しては、大陸諸国の要求が全面的に反映されることになる。イギリスの金融業者は英離脱後も EU 規制の影響を免れまいが、条件は極めて不利になる。

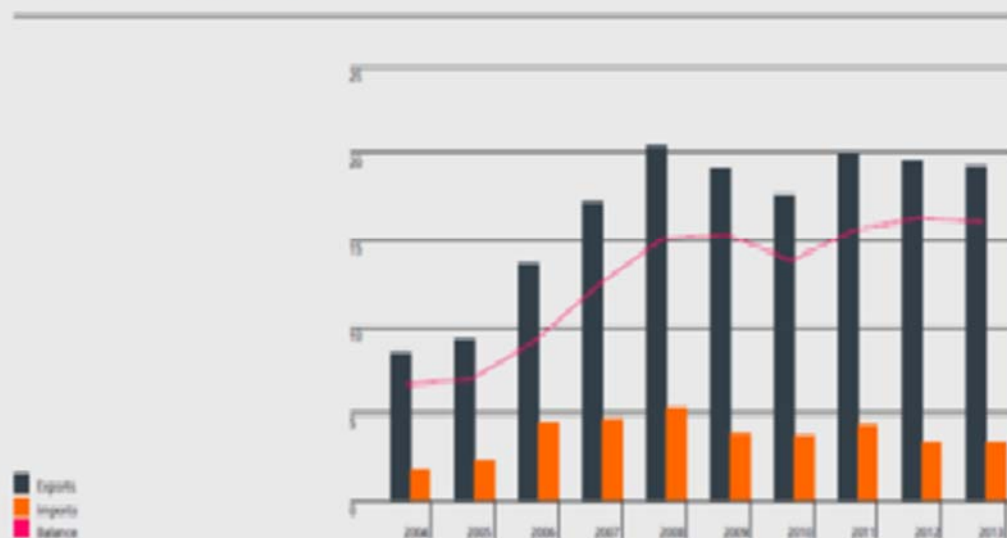
Brexit によるシティーと英との金融サービスへの打撃については、内外金融機関の調査部を中心に、多くの推計値が発表されている。英の専門誌、*Capital Economics* が Woodford Investment Management 社の委託を受けて発表した報告（Woodford, 2016）を中心に、その他機関の調査結果も加えて、整理してみよう。

（1）イギリスの EU に対する金融サービス輸出の規模

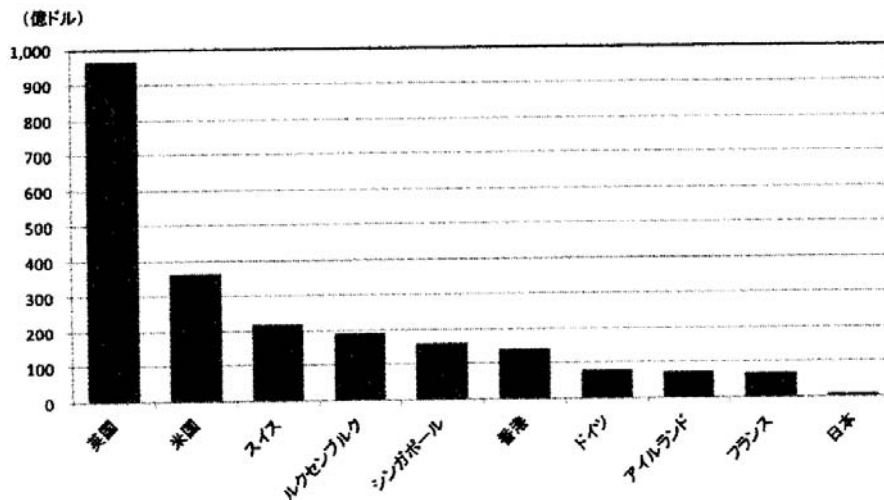
イギリスの金融サービスの輸出収支黒字は 2004 年の 71 億ポンドから急増して 2008 年の 150 億ポンドへ倍増を遂げた。だがその後、金融危機の影響で横ばいから微増に転じ、2013 年（数字の得られる最近年）には 161 億ユーロで英 GDP の 0.9% に相当する。輸出は 194 億ポンド、輸入は 33 億ポンドであった（図表 4）。英は貿易赤字が続くが、サービス、特に金融サービス黒字が、他国を大きく上回っている（図表 5）。

図表 4 イギリスの対 EU 金融サービス（10 億ポンド）

Source: Thomson Datastream, Capital Economics



図表 5 各国金融セクターのサービス収支比較(2015 年)



(出所)UNCTAD (三菱UFJリサーチ&コンサルティング)

国際金融センターにおけるイギリス（ロンドンの他、エディンバラなどを含む）の強さは、ヨーロッパ各国を大きくしのいでアメリカ（ニューヨークが中心）と並び、取引種類別に世界の 1 位と 2 位とを占めている。アメリカと比べて外為や金利デリバティブ、クロスボーダー与信、海上保険など、多国籍ヨーロッパを背景にした国際取引に強いことが分かる。1992 年以降の英金融取引の構成比の変化を見ると、外為と OTC（店頭取引）金利デリバティブ、ヘッジファンドなどが多く伸び、1993 年スタートの単一市場のおかげで、サービスの国際化、高度化で大きな弾みを享受できたことが分かる。金融サービスでの総雇用、218 万人の半分を超える 52%は、会計、税務、法務、経営などのコンサルタント業務に当たっている。ロンドンで国際的な事業展開する金融機関・関連会社は 250 銀行・1,400 社に上り、国籍は 80 カ国を超え、16 万人（うち外国籍が 4 万人）に上る。

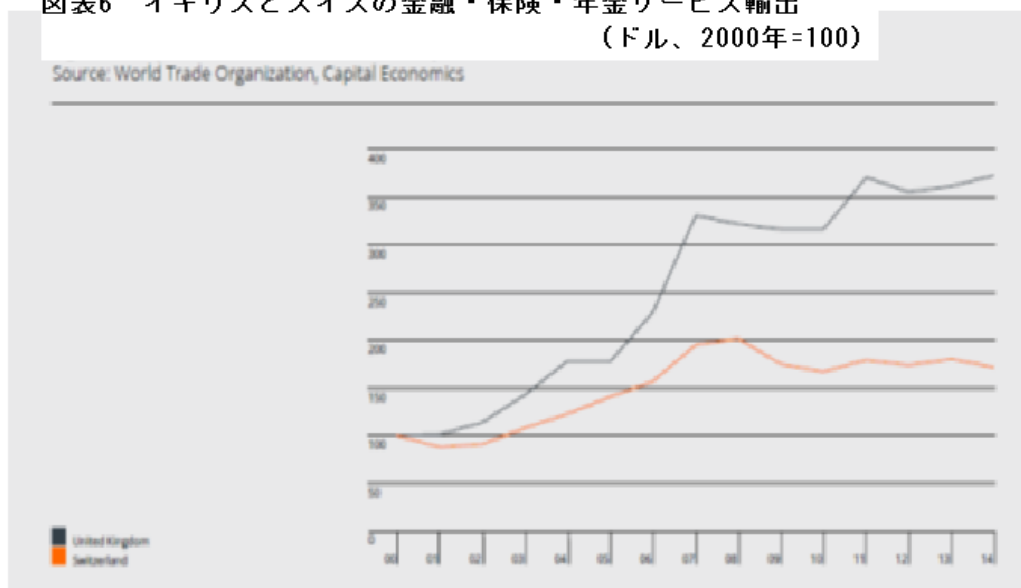
(2) ポスト Brexit への新たな政策レジームによる負の影響

Brexit によってイギリスはシングル・パスポートを失い、英の金融サービス輸出は大きく減少せざるを得ない。現在その規模は、EU 諸国全体向けで GDP の 0.2%、対米 0.1%、対日 0.08%、対カナダは 0.06%程度と見られる。規模の相違は地域別の結果というより、時差の表れといえる。特にホールセール・サービス（投資銀行など）では、時差の同じゾーン市場で取引するほうが容易なためである。だがシングル・パスポート権を失えば、EU への輸出額は 161 億ポンドから約 100 億ポンドへの大幅減もあり得る。

この回避を狙ってイギリスは EEA への加盟に動くだろうが、すでにみたように、これには厳しい条件を課せられる。移民流入の容認や、EU 財政への高額負担、EU 規制受容などだが、そのうえ EU 規制の変更を求めたり拒否したりする権限は喪失する。EU はロンドンからの金融サービスの移転を加速させるために、シティーの弱体化を慎重に進め、パリやフランクフルト、アムステルダム、ダブリンなどの強化に取り組むことになる。

厳しい条件を嫌って EEA に加わらない時には、スイスのように FTA 双務協定を結ぶケースになる。スイス銀行はパスポート権がないためロンドンに子会社を置き、投資銀行業務を展開している。スイスはこのため金融部門全体でみると成績は良好といえるが、投資銀行部門では過去 15 年来業績は伸びず、英の後塵を拝してきた（図 6）。イギリスがスイスに肩を並べられるか、といえは疑問符が付く。スイスは EU 加盟の国民投票に敗れるなど不運に見舞われつつも、これまで EU 加盟を目指し、交渉を継続させてきた。だがスイスに対する EU の同様な好意を、Brexit を選択した英が期待できるかは、未知数というよりしかない。

図表6 イギリスとスイスの金融・保険・年金サービス輸出
(ドル、2000年=100)



もちろんイギリスが金融障壁を高めて報復に出て、反対給付をもぎ取ることは理屈上可能だろう。だが金融サービス輸出の規模で不均衡著しいため、英は失うほうが大きい。しかも交渉での成功の可能性が最も低い分野といわれる。現在のイギリスでさえ、EU への影響力発揮には限りがあり、望まなかった規制制定の阻止に失敗した例も少なくない。2012 年のショート売りに対する新規制導入や、2013 年の銀行家へのボーナスへの上限導

入などがそれである。だがユーロ建決済の手形交換所をユーロ圏に移す、との欧州中央銀行（ECB）の決定は撤回させることができたし、主要大陸諸国が提案している金融取引税の域内全体での実施も、今のところ実現していない。交渉の結果というより、政治的配慮の帰結というべきだろう。

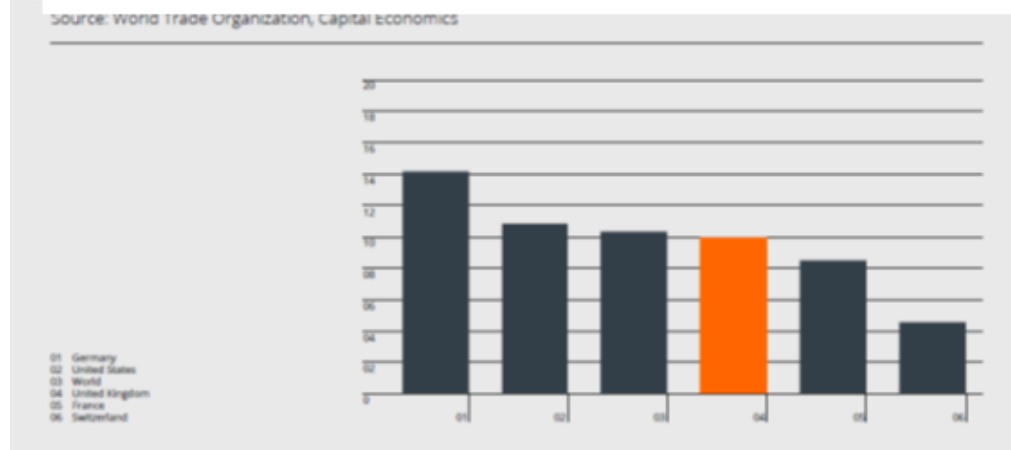
さらに 2017 年 1 月には、EU の金融商品市場指令 II（MiFID II : Market in Financial Instrument Directive II）、および金融商品市場規則（MiFIR）が導入される。その骨子は、EEA（欧州経済領域）に入らない第 3 国の金融サービスの提供者は、EU 市場へのアクセス（シングル・パスポート取得）のためには、自国市場で EU と同等の金融サービスを実施している旨、欧州委員会に認められる必要がある（同等性評価の承認）。英はその国内法制化を進めているが、離脱までに間に合うか否かがカギになる。EU 離脱で、シティーへの EU 規制が弱まるとみるのは誤っている。EU にはかえって単一市場の進展が容易になり、EU 規制は強化されよう。最近では英政府の方が規制強化に熱心になったが、この傾向はメイ政権誕生で強まろう。すでに英銀行は 2019 年以降、商業銀行からのリテール・バンクの保護を求められるに至っており、昨年実施のイングランド銀行によるストレス・テストは欧州銀行監督庁（EBA）のそれより厳しかった。

銀行業務ごとに、ロンドンに残る部門と移動する部門とが切り分けされよう。資産運用では、すでに個人ファンドが各国の規制を受けており、Brexit でも大きな変化は受けまい。ファンドマネージャーの人材の厚いロンドンでは引き続き、欧州全体をみた資産運用が行われよう。それを前提に、海外 IR（株主向け広報）の機能も残る。だがシングル・パスポートを失うことになれば、EU 全域の銀行業務をロンドンで一括管理できなくなり、EU のいずれかの国に業務移管せざるを得まい。現在ユーロ建て証券取引の 3~4 割がシティーで行われているが（Euronext 発表）、金融の根幹をなす決済業務については、「英が単一市場から出れば、決済機関はロンドンに置けなくなる」（仏銀総裁）。欧州中央銀行が位置し、ロンドンに次ぐ 160 銀行が集まるフランクフルトには決済業務が集まる可能性が高く、ドイツ銀行協会や独政府も招致に乗り出した。他方、金融工学に強い人材の集まるパリには、債券売買やデリバティブ（金融派生商品）の業務が引き寄せられ、英語圏の強みを発揮できるダブリンには、取引記録や管理など後方支援業務が魅力を感じよう。このほか、アムステルダムやルクセンブルクにもチャンスがある。2016 年 3 月時点の金融市場世界ランキング（英の Z/Yen）では、ロンドンがトップで、ついでニューヨーク、シンガポール、香港、東京の順となるが、ルクセンブルクは 14 位、フランクフルトは 18 位、パリは 32

位、アムステルダムは 34 位、ダブリンは 39 位である。とはいえ高給取りで学歴や教養の高いバンカーたちには、たんなる業務上の利便性には満足できず、ロンドン並みの巨大都市の魅力は失いたくはあるまい。

さてロンドンだが、短期的には打撃を受けるとしても、グローバル金融センターとしてのシティーの地位は、単一市場に先行しており、さほど揺らぐことはあるまい。蓄積された内在的優位は巨大であり、とりわけイギリス法体系や制度という形で発揮され、英語使用でも追随を許さない。アジアとニューヨークとの市場仲介可能な時間ゾーンでの優位、移民への開放、大量の熟練労働者の累積、会計・法務・経営コンサルタントの専門家層の厚みなど、枚挙にいとまがない。2001～14 年に金融、保険、年金に関するサービス輸出の伸び率は、独、米、世界、英、仏、スイスの順であり、英が突出しているわけでない（図表 7）。Brexit による打撃は誇張されがちだが、対 EU への金融サービス輸出に陰りがあっても、長期的には中国や香港など、EU 域外への輸出増で十分修復可能であろう。それゆえ大陸の都市はたとえロンドンに次ぐ欧州第 2 の金融都市になれたからといっても、所詮どんぐりの背比べに止まろう。複数都市への分散移転で、機能低下も心配される。

図表 7 金融・保険・年金のサービス輸出
(2001～14年の年間伸び額：ドル)



フランスは、ロンドンへの対抗馬として国を挙げてパリをアピールすることに余念がない。シティーからバンカーを迎えようと、赤絨毯を敷き詰め待っている。英の HSBC はすでに 2016 年初めに、Brexit になっても本店は移さないものの、証券取引と投資銀行業務にあたる 1,000 名の要員中、2 割をパリに移管すると発表した。先に見たように、パリは

国際ランキングで 32 位と低いものの、欧州トップ・テンの銀行中 4 行が本店を構え、ドイツ銀行 1 行のフランクフルトを超える。証券市場の取引高ではフランクフルトの 2 倍に達し、金融部門の雇用は 80 万人を数える。仏政府関係者はインフラと人材とをアピールするが、多くの大学や研究機関を擁し、オペラ、美術館、レストランに恵まれ、大都市の魅力や生活の質でロンドンに勝るとも劣らない。パリとその近郊の高層都市、ラ・デフアンズとに、3 万人は呼び寄せたい。弱点は社会保障負担と税金の高さである。フランスの所得税の最高税率は 45% である。年収 30 万ユーロの銀行員に対して、税や社会保険料などすべての経費を含めた銀行の負担は、英では 35.3 万ユーロだが、仏では 47.2 万ユーロと 3 割増しになる。オランダ大統領は 2012 年に「真の敵は金融界だ」と叫んで当選を果たし、2 年の時限立法ながら年収 10 万ユーロ以上の富裕層に 75% を課税した。若者中心に多くの市民が、政府の「ジャコバン社会主義」を嫌ってロンドン、ブリュッセル、そしてシリコン・バレーに移住した。当時キャメロン首相は、「赤絨毯を広げて歓迎する」と挑発した（長部 2013）。

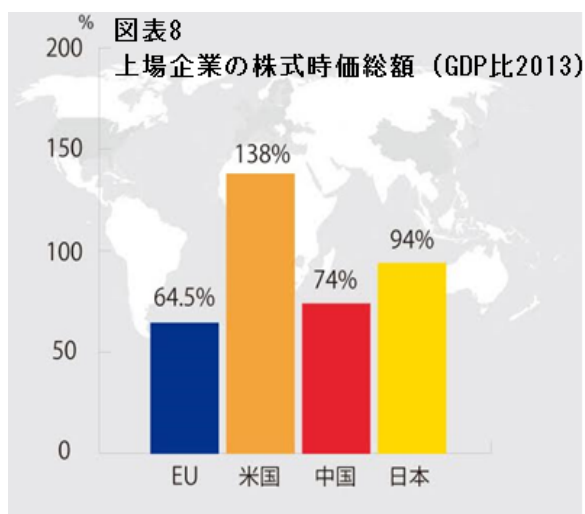
仏経済の苦境から、今やオランダも「ビジネスフレンドリー」に変身し、サパン財務相は「金融は私の友だ、ただし良い金融ならばだ」と語り、サルコジ大統領の下で高等教育・研究相を務めた女性のペクレスは、「自分の敵は金融ではなく、失業だ」と強調する。とりわけヴァルス首相がパリ売込みのトップ・セールスマンに躍り出て、欧州一の金融センターへ変貌させるべく、規制撤廃に大ナタを振るう。海外からの帰国者と外国籍経営者には所得税の半分まで減税を認め、海外資産への富裕税免除の期間を現行の 5 年から 8 年へ延長する。地方税でも減税し、法人税は 33% から 28% まで段階的に切り下げる。少子化による高校改革が進む中で、英仏バイリンガル・クラスの廃止が決まっていたが、ペクレスと社会党のイダルゴ・パリ市長との左右の女性政治家がヴァルスにその存続要求を突き付け、ヴァルスはこれを喜んで受け入れた。マルクス主義の伝統から金融蔑視に傾きがちなこの国で、金融への積極的支援策がいつまで続くか、バンカーたちは不安を拭えず、来年の大統領選の行方を注視している（*Le Monde*, 8 juillet 16; *Financial Times*, 9 June, 9 July 16）。

2. 資本市場同盟とデジタル単一市場による企業支援

(1) 資本市場同盟

ヨーロッパの企業は間接金融（銀行）に依存し、資本市場での資金調達が遅れている（図表 8）。資本市場同盟（CMU : Capital Markets Union）とは、EU の域内国の間で単一資

本市場を構築する試みである。株式、債券、デリバティブなど、金融商品を取引する市場は、現在、各国ごとに法制度や仕組みを制定して運営している。クロスボーダー取引を必要とする投資家や事業者、さらには消費者にとっては不便でコストがかかる。制度を統一して、自由で開放された巨大な資本市場へのアクセスを可能にしよう、とする戦略である。CMU の構築は、2014 年発足のユンカー欧州委員会が、戦略的投資基金の設立とともに、最重要イニシアティブの一つに掲げた。2015 年 2 月に、その構築に関するグリーンペーパー（提案書）が発表され、2019 年の実現をめざす。



出典：欧州委員会

CMU の構築には、以下の 6 つの目標が掲げられた。すなわち、①EU の経済成長と雇用の促進。②クロスボーダー取引の障壁除去。③金融サービスの共通ルール作り。④消費者と投資家の保護。⑤域外からの投資惹きつけ。⑥EU の国際経済競争力の向上、である。とりわけ中小企業や起業後の新興企業が、域内全域から資金調達を容易に試みられるようにする。また開示性が高く簡素化された共通の目論見書や財務報告の導入も検討されており、投資対象についての情報収集が格段に容易になる。機関投資家、投資顧問業者、金融仲介機関なども適正に規制され、投資家、企業家、消費者への保護に力を入れる。

EU はモノ、カネ、ヒト、サービスの 4 つの生産資本の自由移動の実現を目指しているが、資本の自由移動については、国ごとに分断され、市場規模や深化の度合いで大きな格差がある。2013 年に各国 GDP に占める株式の時価総額は、イギリスが 121%超、オランダが 98%であるの対して、ラトビア、キプロス、リトアニアでは 10%を割っている。国際

的比較では、アメリカが 138%で世界のトップであったが、EU は 64.5%であり 74%の中国にさえ離された。経済規模でアメリカに匹敵する EU だが、資本市場ではその半分、社債は 3 分の 1、ベンチャー・キャピタルに至っては 5 分の 1 に過ぎない。EU は資本市場からの資金調達に遅れを取り、国内銀行からの間接金融に依存してコストも高くなる。

欧州委員会は CMU の構築目標を 2019 年としているが、欧州議会はもっと急ぐべきだ、と発破をかける。経済金融問題委員会は 2018 年までに CMU の土台整備を済ませ、他方域内国は多様な投資選択肢の提供、リスク緩和策の整備、投資情報の開示などに取り組むべきだ、とする。欧州委員会は法案提出も視野に入れているがこれには賛否があり、市場の競争原理や業界の自主規制が効果的な場合もあるからだ。

イギリスは規制強化には反発し、とりわけ金融規制では拒否に走る。2014 年にあらたな銀行監督体制、「銀行同盟」が成立したが、英が参加を拒否したため、対象はユーロ圏銀行にとどまった。英を除く EU27 カ国の資本市場による資金調達うち、英での調達比率は 78%に達する（英シンクタンク New Financial）。それゆえ資本市場同盟の構築に当たって EU は、英の参加取り付けを最優先に、汎 EU の証券監督庁の新設構想を断念するとともに、英のヒル卿を金融サービス・資本市場同盟担当の委員に選任した。彼は金融危機の教訓から、企業の銀行依存度を引き下げ、インフラ投資に奨励策を導入し、クラウドファンディング（インターネットで資金収集）の導入なども重視した。だが英離脱という予期せぬ事態を迎え、ヒル卿は静かに辞任し、後任にはユーロ担当のドムブロフスキ副委員長（ラトビア）が暫定就任した。封印されてきた汎 EU 証券監督庁の設立をめぐる議論は、復活しよう。

Brexit でヨーロッパの資本市場は厳しい状況に追い込まれる。イギリスは大陸諸国の資金調達の場としての地位を失うリスクがあり、欧州企業はシティー以外で新たな資本市場を開拓せざるをえない。新規株式公開による調達額は、1～6 月に英企業については 45 億ドル、前年同期比の 4 割減、ヨーロッパ全体では 5 割以上も落ち込んだ。国民投票前の 4 月中旬には、英の 200 以上の企業家が連名で「EU 離脱は、事業開始、技術革新、成長を阻害する」と警告していたが、懸念は現実になりつつある。証券取引所の統合にも、影響は大きい。ロンドン取引所 (LSE) は、フランクフルトのドイツ取引所 (Deutsche Börse) による再三の買収提案を受けて、今年 3 月に 16 年越しの統合合意に至った。CMU が目指す市場統合の象徴であったが（『日本経済新聞』2016 年 6 月 28 日）、今後どうなるか予断は許されない。

(2) デジタル単一市場

ユンカー欧州委員長が就任に当たって掲げた、今後 5 年間の 10 の優先課題には、次項にみる戦略投資ファンドと並んで、デジタル単一市場（Digital Single Market : DSM）戦略が掲げられていた。同時に、資本市場同盟（CMU）の行動計画の一つに、銀行口座、モーゲージ、クレジットカード、保険などのリテール（消費者向け）資本サービスの単一市場構築が上がっているが。ここでも DSM が決定的な基盤をなす。

ユンカー委員長は、デジタル技術がもたらす商機を有効活用するためには、電気通信規則、著作権法、個人情報保護法、通信周波数の運用などで、域内国間で大きく異なった現状を変える必要があると強調した。欧州委員会は 5 月 6 日、DSM 戦略を発表したが、2016 年末の実施を目指す。電子商取引（e コマース）の簡便化、ネットショッピング、コンテンツ配信サービスに関するルールの統一を進め、欧州全域でデジタル関連商品やオンラインサービスなどで消費者と企業に対して、安全かつ効率的なアクセスを保証する。同時に個人情報の保護やサイバーセキュリティ、オンライン・プラットフォームなどへも配慮して、ネットワーク環境の整備に努める。DSM の主要分野については、標準化と相互運用、電子政府対応などを実現し、デジタル経済の可能性を最大限引き出したい。

8 月にはデジタル経済・社会担当のエッティンガー委員が、DSM 構築のために、以下の 3 つの構想をすすめると発表した。すなわち、①大企業、中小企業を問わずデジタル化の計画・実施にあたり、手段と助言とを確保できるように、デジタル・イノベーション・ハブを設ける。独にはインダストリー4.0 向けの「競争力センター」が、蘭には中小企業向けの「フィールド・ラボ」の成功事例がある。②産業のデジタル化の成功に決定的な前提条件である、労働力のスキルアップに努める。「デジタル・スキルと仕事連携」の旗艦構想の開始が発表された。③産業用の次世代デジタル・プラットフォーム（協議会）でリーダーシップを発揮できる協力関係を構築する、である（Oettinger,2016）。

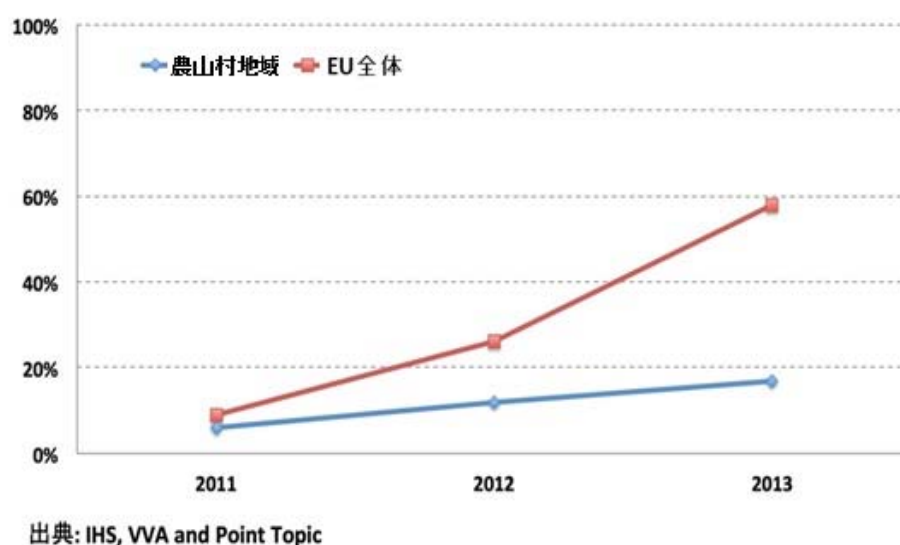
インターネットの急速な普及に伴い、全人口 5 億人の EU で、その利用人口は 3 億人を超えた。オンラインサービスの積極的な活用により、経済発展のみならず公共性分野を含む幅広い社会への恩恵を実現する。EU は単一市場政策を推進してきたが、さらに DSM の構築によってオンラインネットワークが張り巡らされ、未来のデジタル社会の基礎を固めることができる。この重要戦略の実現で、欧州委員会は年間 4,150 億ユーロ（約 56 兆円）の経済効果が生まれ、380 万人の雇用創出可能になる、と推計する。

実際に DSM 構築となると、デジタル特有の障壁も多く残されている。EU では 2010 年に、今後 10 年間の成長戦略「欧州 2020」を策定したが、そこには情報通信技術（ICT）戦略、「欧州デジタルアジェンダ」が含まれていた。だが今日、域内をめぐるオンラインネットワークは、通信環境や制度においてなお断片化がはなはだしい。「欧州消費者センターネットワーク」に寄せられる苦情の 7 割以上はクロスボーダーのオンラインショッピングでの価格やサービスに関するものだ。自国以外のオンラインショッピングへの信頼度は 38%にとどまる。配送コストや、地理的要因でオンラインサービスへのアクセスが拒否される、いわゆる「ジェオブロッキング（Geo-blocking）」も大きな課題といえる。EU 域内のデジタル市場環境に関する欧州委員会の調査結果からは、DSM 構築に向けた他の課題も浮き彫りとなっている。

域内デジタル市場では 54%を米企業のオンラインサービスが占め、42%が域内国の国内サービスによる。EU 域内国間のサービスはわずか 4%に過ぎない。EU におけるデジタル分断が、いかに大きな外部化をもたらしているかが分かる。

通信環境については、EU 市民の 59%が第 4 世代の高速移動通信サービス（4G）を利用できる環境にある。だが農山村地域では 15%程度に過ぎず、地域間格差は大きい（図表 9）。通信周波数の効率的な割り当てやオンライン上のプライバシー問題について、域内の統一された法整備が望まれる。

図表 9 4G 高速移動通信サービス提供エリアの占める割合（2011 年～2013 年）

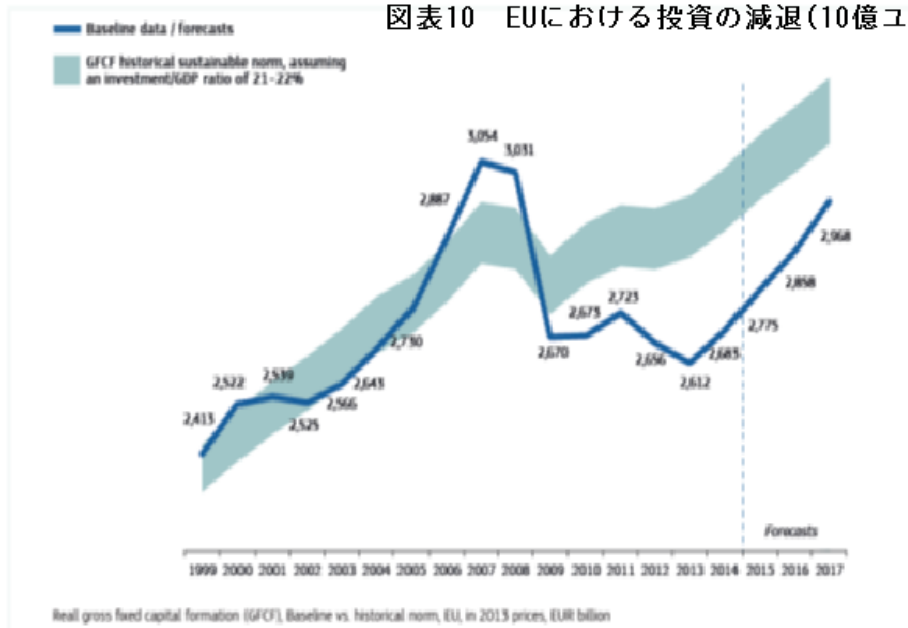


3. 戦略投資基金の開始

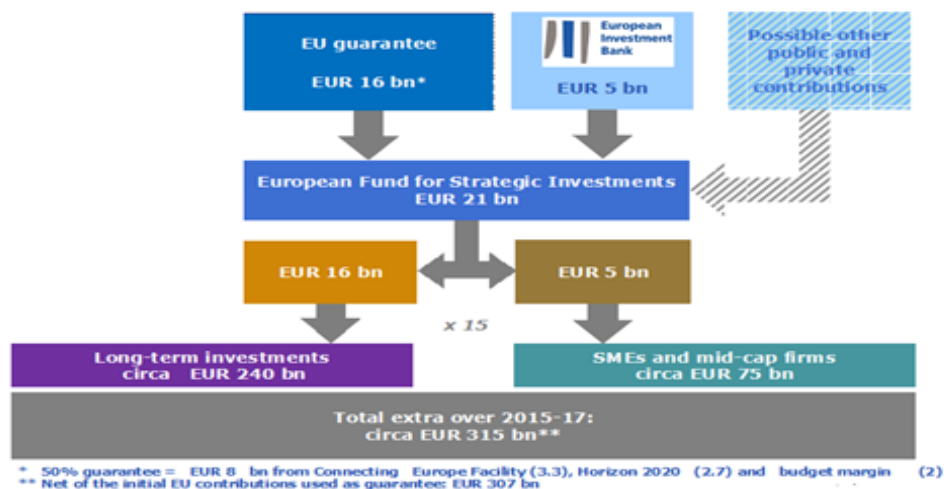
経済分野での協力には時間がかかる。EU はすでに 2015～18 年の 3 年間に 3,150 億ユーロ (EU の対 GDP 比で 0.8%) の「欧州戦略投資基金」(EFSI :European Fund for Strategic Investment) の実施を開始している。Brexit 後、2016 年 8 月の EU 首脳会談で、オランダ大統領はこの基金の倍増を要求し、イタリアも理解を示したが、財政規律重視のドイツは慎重な姿勢を崩さなかった。また EU の防衛支出の一部をユーロ圏共同債の発効で賄う、との提案にも否定的であった。

さて 2014 年のユンカー委員会発足にあたり、ドラギ ECB 総裁はデフレ阻止のためには金融政策頼みならず財政出動にも配慮すべき、と訴えた。ユンカーはこれに応え、優先プロジェクトとして、2015～17 年の 3 年間に総額 3,150 億ユーロ、EU の GDP、0.8% に上る巨額な「欧州戦略投資基金」(EFSI :European Fund for Strategic Investment) を実施する決断を下した。2014 年 12 月の EU サミットで合意が成り、2015 年半ばに開始された。巨額投資実施の最大の理由は、金融危機とユーロ危機との 6 年間で、EU においては 4,300 億ユーロ、という巨額な投資減退が勃発したことにある (図表 10)。経済回復の足取りが重い中で、従来のインフラ向け公共投資とは異なった、あらたなスキームでの投資基金の構想が必要となった。資金源は債務にたよれず、EU の構造政策予算から 160 億ユーロを捻出して、それに欧州投資銀行 (EIB) からの融資枠、50 億ユーロ合わせたわずか 210 億ユーロが原資となる。これを呼び水に金融エンジニアリングを駆使して域内の官民から広く投資参加を募り、合計 3,050 億ユーロをかき集める。レバレッジ (テコ) 率は 15 倍にも上るが、これを効かせるためには、融資保証がカギとなる。EU と EIB の専門家によって、金融手段とリスク管理とに関する投資家向けの手厚いサポート、投資顧問ハブを整備する (図表 11)。

図表10 EUにおける投資の減退(10億ユーロ)



図表11 欧州戦略投資基金 European Fund for Strategic Investment



出典：European Commission (2014) An Investment Plan for Europe.

こうした「レバレッジ化」は、EU には 2 度の歴史がある。第 1 回は 2010 年に 3 年の期間限定で発足した、「欧州金融安全ファシリティー」(EFSF) である。4,400 億ユーロの債券発行(域内国が債務保証)を原資に、1 兆ユーロを集めようとしたが実現せず、2013 年には恒久機関、「欧州安定メカニズム」(ESM)に移行した。第 2 回はユーロ危機が猛威を振る 2012 年に、仏大統領オランド提唱に成る「成長・雇用協定」(Compact for Growth

& Jobs) であり、1,200 億ユーロが投じられ。EIB の 600 億ユーロ融資と、EU 構造基金の 550 億ユーロ、民間インフラプロジェクト債の 45 億ユーロなどを原資として、レバレッジ効果発揮で 1,800 億ユーロの投資を期待したが、これも結局、立ち消えとなった。

欧州投資銀行（EIB）は世界銀行以上の巨額な融資実績を誇り、その卓抜する信用度ゆえに、政府や公益事業体よりずっと安価な資金調達が可能である。だがそれが強迫観念となり、EIB は南欧諸国へのリスク投資でトリプル A を失うことを極度に警戒する。国際機関の格付け引下げ例は、かつてない。2012 年に EIB はリバリッジを 6 倍に抑えるべく、100 億ユーロの増資を域内国に求めた。各国はよりリスクな融資拡大への期待から、増資に応じた。今回、EIB による 500 億ユーロの新規債発行に期待が膨れるが、EIB が投資案件に相変わらず慎重姿勢を崩さなければ、融資拡大は容易ではない。GIIPS 諸国からの不満が急騰しよう。

これまで EIB が融資をためらったプロジェクトを含め、新たな長期インフラ投資として、EU はその拠出する 160 億ユーロをテコに、総額 2,400 億ユーロの注入を計画する。デジタルとエネルギーとを戦略部門に位置付け、輸送網の整備や環境の持続性保持にも注力し、教育やイノベーション、R&D もターゲットに据える。EIB 融資の 50 億ユーロは、中小・中堅企業向けの投資呼び水になることが期待され、総額 750 億ユーロまで拡大させる。中小企業には、イノベーションや R&D の拡大の他、雇用拡大のための投資が重視される。優れた案件の発掘は困難であり、ホワイトエレファント（手に負えぬ厄介な事業）を抱え込む危険も懸念される。ドラギ総裁は「成功を確信する」と熱いエールを送ったが、ビジネス界からは戦略性に欠けるとの批判も根強かった。

ドイツは 2014 年 12 月に、EU 投資計画向けに合計 58 件での協力を表明した。さらに独自に、2016～18 年の 3 年間で 890 億ユーロの大型投資計画を実施する旨、明らかにした。不遇な農村地帯での国内インターネット網の整備を中心にするが、公的資金を呼び水に、240 億ユーロの民間投資の取り込みを狙う。また風力発電支援のために 135 億ユーロを、アウトバーン網の延長に 100 億ユーロを構想する。原資として、アウトバーンの有料化に踏み切る。ドイツは緊縮策強制に対する仏、伊、南欧からの不満をなだめ、米による積極財政への要求に応えようと投資を決断したが、規模があまりに小さい、との批判も根強い。

さて欧州投資銀行（EIB）の発表によると（EIB/EU2016）、2016 年 6 月段階におけるプロジェクトの承認実績は、インフラとイノベーション部門で 97 件、136 億ユーロ、中小

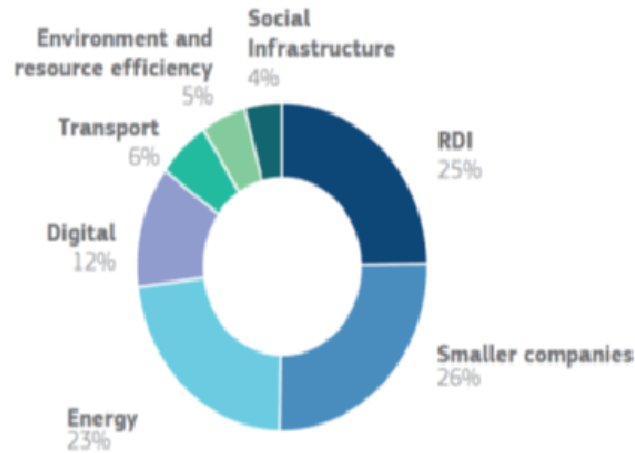
企業融資部門では、起業後の新興企業、中小企業、中型企業の 20 万社に対して、192 件、68 億ユーロに上った（図表 12）。これをテコにする誘発投資の期待額は 1157 億ユーロとされる。同じく部門別投資実績では、研究開発投資（RDI）27%、中小企業 25%、エネルギー22%、デジタル 12%、輸送 6%、環境・資源効率化 5%、社会インフラ 3%となっている（図表 13）。各国別ではイタリアが最大で 40 件（うち中小企業が 30 件、インフラ・イノベーションが 10 件）、ついでフランス 34 件（同じく 18, 16）、ドイツ 25 件（18、5）、イギリス 17 件（10, 7）となっている（図表 14）。

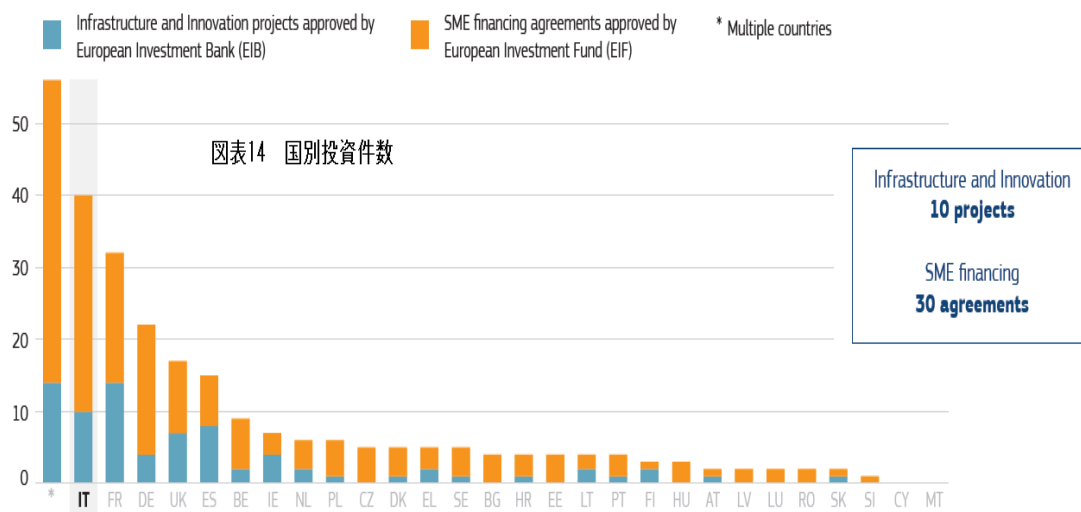
図表12 インフラ・イノベーション部門と中小企業支援の構成

	Number	Financing under the EFSI	Total expected investment triggered
Infrastructure and innovation projects approved	97	€13.6 billion	€115.7 billion
SME financing agreements approved	192 agreements benefitting more than 200,000 start-ups, SMEs and mid-caps	€6.8 billion	

EFSI INVESTMENT BY SECTOR

図表13 部門別投資案件





むすび

2016年7月26日、独外相シュタインマイヤーと仏外相エローは連名で「不透明な世界における強いヨーロッパ」と題する9ページの論文を発表し、共通外交安全保障政策（CFSP）、移民政策、経済統合の強化を呼び掛けた。この論文執筆はBrexitの勝利以前からとされるが、経済成長の回復鈍化とテロ、難民、ロシア脅威に怯えるヨーロッパに向けて、タイミングよく「強いヨーロッパ」の必要を訴えるものとなった。「静かに忍び寄るわれわれのヨーロッパ・プロジェクトの崩壊を防ぐために、本質的な要素を、市民の具体的な期待を満たすために、われわれはいっそう努力をする必要がある」と力説している。

英離脱で動揺するEU立て直しのために、7～8月には何度か独仏伊の首脳会談が開かれた。8月22日に3首脳は、地中海の密航業者を取り締るEU「ソフィア作戦」に参加する伊空母ガルバルディーに乗り込み、レンツィ首相は「多くのものがBrexitで、ヨーロッパやEUは終わったと見ているが、そうではない」と断言し、「愚痴をこぼしたりスケープゴートを探したりするのは安易だが、ヨーロッパこそ完璧な犠牲の羊だ」と指摘した。メルケル首相は「欧州史上最も暗い瞬間の一つから再生したEUだが、雇用と将来の希望とを保証する成長を、人々に与える必要がある」と強調した。オランダ大統領は「ヨーロッパは細分化と分裂のリスクに直面しており、若者への雇用・教育の確保を含む、経済、防衛、治安の3前線で、新たな弾みを付与する必要がある」と語った（*Irish News* ; *Mediacorp*, 23Aug16）。EUが取り組むべき最優先事項として、すでにレンツィは「域内外の安全保障、CFSP（共通外交安全保障政策）、欧州における防衛産業の統合」を、メルケ

ルは「各国情報機関の協力による、域内での情報融通の実現」を挙げており、欧州 3 首脳が期せずして治安・防衛・外交協力を強調する事態を迎えた。

核装備を含めた強大な戦力を擁するイギリスは、米との NATO の関係を重視して、欧州防衛協力には慎重であった。離脱によって「統合深化の好機」（欧州政策センター）が訪れたといえる。離脱ドミノは杞憂に終わったものの、「防衛・安保分野で EU 協力の具体的成果を出して有権者の EU 離れを防ぎ、同時にポスト Brexit の明確な進路を確立する必要がある」（仏外務省筋）からといえる（『日本経済新聞』2016 年 8 月 27 日）。イタリアは、地中海から押し寄せる難民急騰で急速な治安悪化に直面し、EU の共同防衛にもっとも熱心になり「防衛のシェンゲン協定」締結を主張し始めた。EU が頼れる防衛資源は英の離脱で大幅低下を余儀なくされ、これを「共同化」（mutualization）して NATO や国連軍のように多国籍欧州軍にする構想である（Le Monde, 11aout16）。ドイツはナチス時代の反省から、ヨーロッパや EU での指導権発揮については慎重な姿勢を崩してこなかった。EU や仏、英の顔を立て、表舞台で派手な姿を見せつけることは極力避け、IS 攻撃でも後方支援にとどめてきた。だが Brexit に加えて、オランダ大統領の不人気と仏経済の低迷とが重なり、事態は大きく変わりつつある。イタリアが EU 首脳会談に招かれて「防衛のシェンゲン化」を主張するのに呼応して、ドイツもまた防衛費の増額に踏み切り、パシフィストのレッテルを返上しつつある。EU 外交案件でも前面に出て、仕切る決断を下したかに見える。メルケルは欧州各地に飛んで各国首脳と会談を重ね、トウスク EU 大統領をはじめ多くのリーダーをベルリンに招き、意見交換を加速させている。域内の調整役はこれまでブリュッセルの欧州委員会が担ってきたが、いまやその影は薄れ、ベルリンが EU の首都にとって代る感がある。

対英交渉については、9 月の英を除く EU27 の特別会合で、今後半年間の方針をきめる。心配された離脱ドミノが杞憂に終わり、予想外に早い新メイ政権が発足したため、各国の間で対英強硬派のユンカー欧州委員会に距離を置く姿勢が広がった。メルケルはメイの訪問を受けて、離脱通告が遅れる事情に理解を示した。また離脱交渉は欧州委員会任せにはしないで、「各国政府は英との閣僚級会談の場で協議すべきだ」（ポーランド外務次官）との声も上がっている。EU における意思決定方式の変化が進めば、首脳間の結束確認は容易になるものの、EU の機能低下は避けられまい。また各国の結束強化も容易ではなく、欧州統合へはもろ刃の剣となりかねない。ロシアの脅威に怯えるバルト 3 国やポーランド、地中海からの難民対策に頭を悩ませる南欧諸国、EU 加盟を含めトルコの動向に敏感にな

らざるを得ないバルカン諸国、また若者の失業や極右台頭を懸念する北欧、と EU 各国ごとの関心は大きくずれる。他方でチェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキアなどは、英の離脱を好機に、EU でより分権的な政策運営を望んでいるからである。(2016 年 9 月稿)

追記—その後のヨーロッパ政治の展開(2017 年 3 月稿)

＜ヨーロッパの相対的安定化＞

国際政治学者アラン・ブレーマーは毎年初め、世界のリスク予測を発表している (Bremer, 2015,16,17、長部 2016a)。2017 年に、彼はヨーロッパへの注目度を大きく退けた。ランプ旋風とチャイナ・プロブラムを第 1 位、2 位に挙げ、「わが道を行くアメリカ」と「中国の過剰反応」と題した。ヨーロッパは第 3 位、4 位に後退し、「弱体化するメルケル」、「改革の欠如」と続く。

2 年前、2015 年初めには「ヨーロッパ政治」がトップであり、その予言に応えるかのように、1 月にはパリで『シャルリー・エブト』編集部を襲う同時多発テロが勃発した。さらに 11 月には同じくパリのバタ克蘭劇場などで、翌年 2016 年 3 月にはブリュッセルの地下鉄と空港で、悲惨なテロが繰り返されて猛威を奮った。1 年前の 2016 年初めには、環大西洋の「空洞化する同盟」(the follow alliance) がトップに据えられ、クリミア半島併合やウクライナ危機、中東紛争をめぐる欧米間の足並みの乱れを懸念した。第 2 位は「閉ざされたヨーロッパ」(the closed Europe) とされ、欧州主要国が EU 連帯より国益優先に走り、域外特定国との関係強化に邁進する事態が不安視された(長部 2016a)。英は中国へ急接近し、IS に震え上がる仏はシリアにおけるロシア軍事介入を容認し、独は難民還流協定期待でトルコ頼みに傾斜する。

今日ヨーロッパは、上向きの堅実な景気予測 (EU は 2017 年に 0.8 ポイント増で 1.8% 成長) に象徴されるように、ユーロ危機以後、長く続いた混乱からようやく脱したかに見える。1 月にスイスのダボスで開かれた世界経済フォーラム (Davos 会議) でも、これまでのペシミズムとは打って変わって、ドイツ発の「第 4 次産業革命」の可能性が語られ、AI (人工頭脳)、インターネット、クラウドの急展開が主要テーマになった。とはいえ急速な技術革新の結果、今後、数 100 万人が職を失う事態予想される。ダボスでは、こうした深刻な不安がポピュリズムの背景にある、との問題意識が共有された (『日本経済新聞』2017 年

1月19日付)。

<動き出した Brexit 交渉>

イギリスは2017年3月29日、リスボン条約第50条に従って、EUへBrexit(英のEU離脱)を书面通告し、2年をかけて離脱条約交渉に入る。メイ首相は1月には、①移民規制の導入、②単一市場・関税同盟からの離脱、③イギリス法の欧州司法裁判所から独立、によるHard Brexit(強硬離脱)貫徹の方針を明らかにした。離脱後は租税回避地になる、とのEUへの脅しともとれる発言を付け加えた。2月には75頁の離脱白書を発表し、移民管理導入、英法の支配、単一市場離脱、労働者の擁護など12原則を説明した。通告条件をめぐり上下両院が修正を求めたが、最終的には否決された。

EU統括交渉官、ミッシェル・バルニエ率いる30名のEU交渉チームは、欧州議会での4〜6か月の審議を考慮して、交渉期間は1年半にとどめ、2018年10月までに決着させたいとした。交渉は少なくとも、①離脱条件、②通商交渉―単一市場への新たなアクセス方式と関税同盟に替わる新関税協定、③交渉終了後、正式離脱までの一定の暫定期間(transition period)の設定、の3点が想定されるが、その進展は容易ではない。EUは、離脱条件の合意が交渉の前提だとし、それまでは他の交渉には入らない、と釘を刺した。

①での最大の争点は、いわゆる「離婚費用」の支払いである。メイ首相は離脱を「離婚」と称するのは穏当ではないとし、「新たな関係構築」(building new relationship with bloc)と呼ぶ。ともあれEUはイギリス対し、最大6,000億ユーロ、7兆3,000億円の支払いを迫っており、それは2020年までのEUへの拠出金と年金債務、融資保証などから成る。欧州議会の交渉官ヴェアホフシュタット(Guy Verhofstadt)も「欧州議会は、深刻な政治課題に対して非妥協的な姿勢をとる」と明言した。政治課題とは、移行交渉への欧州司法裁判所の監視、英の共通課税基準厳守、EU財政に関する英の約束の完全履行などが含まれる(*Financial Times*, 15 March 2017)。

②単一市場は「モノ、カネ、ヒト、サービス」の4つの自由順守を参入要件としており、EUは「いいとこ取り」は認めないとする。移民規制を含むHard Brexitになったため、それへの完全アクセスは不可能である。本文(19頁)で指摘したように、既存モデルの中ではEU加FTA(CETA)が唯一お手本になりうる。CETAには人の移動や政治協定は含まれず、拠出金負担もなく、EU法の順守は求められない。その反面、制約条件は極めて大きくなる。すなわち財貿易が主体でサービスの比重は低く、金融サービスは除かれる。政府

公共調達には制約が残り、専門職資格の相互承認は限定的であり、残された非関税障壁は大きい。また包括的協定とはいえ複雑で濃淡が著しく、工業製品関税は全廃されるが、自動車、船舶では長期間かかる。農水産物は関税と数量規制とが撤廃されるが、食肉と鶏卵は例外扱いにされた(Pris,2016、長部編著 2016、19～20 頁)。準備に 5 年、交渉に 5 年もかかり、合計 10 年もの歳月を要した。ようやく妥結をみても、2016 年 10 月の調印式直前にベルギーのワロン地域(仏語圏)議会が、「投資家対国家の紛争処理」(ISDS)で問題ありとして反対を決議し、人口 5 億人の EU28 が人口 350 万人の小地域に人質に取られた格好になった。結局、長文の「解釈宣言」を条約へ挿入することで、ワロン議会は反対を取り下げた。宣言には、暫定発効期間中の ISDS 仲裁裁判所の施行を見合わせ、欧州司法裁判所へ判断を仰ぐ、が書き込まれた。正式発効までに、28 もの国民、地域議会の批准が求められる(長部編著、2016、v～vi 頁)。

なお関税同盟の喪失で、輸入品目ごとに煩瑣な原産地証明の提出が必要になる。

③英在住のビジネスは、交渉終了後、少なくとも新たなシステムへの移行まで、移行期間として EU から英に対する優遇措置や EU 法適用の容認を獲得してリスクを軽減したい。とりわけ金融サービスではシングル・パスポート喪失への不安が高まる。金融機関は代わりに EU からの同等性評価を早急に獲得しなければならない(22、25 頁)。これを容易にするために、金融界は「暫定期間」の設定が不可欠とする。アメリカの金融産業は財務長官に対し、EU へのロビー活動強化を求めている(Financial Times, 16 Dec. 2017)。アメリカは対欧金融サービス輸出の 4 割以上をシティーの仲介で行っており、主要銀行のほぼすべてがシティーに支店を置く。

だがブリュッセルのシンクタンク筋は、EU が暫定期間の設定を排除するとみる。

メイ首相の **Hard Brexit** については、多くの批判が上がっている。『ファイナンシャル・タイムズ』のチーフ・コメンテーター、マルチン・ヴォルフ (Martin Wolf) は、メイは交渉の結果について明確な考えを持っていないのでは、と批判する。またトニー・ブレアは、交渉決裂で WTO の原初的条件に放り出される危険を指摘する。事実メイ首相は「悪い合意より、合意なしの方がましだ」と語っているが、通商交渉やビジネスの実態に精通しているものの発言とは思われない。EU と特別な合意に挫折すれば、WTO の一般規定に従い、高額関税や複雑な非関税障壁に耐えざるを得ない。プラン B としてイギリスが西のシンガポールになって、完全自由貿易の拠点に変身しようとの主張もみられるが(Financial Times, 20Jan. 2017)、ユートピア的発想といわざるを得ない。交渉途上で事態が明確にな

れば、想定外の事件発生も否定できまい。

<欧州におけるポピュリズムの失速>

2017 年 3 月にオランダの総選挙を皮切りに、4～5 月にフランス大統領選挙と総選挙、9 月にドイツで総選挙、と EU の将来を左右する重要な選挙が続く。各国で欧州懐疑派ポピュリストがどう伸びるか、注目が集まる。2016 年 6 月の Brexit の国民投票後、イギリス政治の混乱ぶりが報じられると、すでに本文(16～17 頁)で分析を加えたように、EU 各国で世論は安定志向へと大きく傾き、EU への残留支持が伸びた。「離脱ドミノ」への懸念は杞憂に終わったのである。7 月初めの世論調査 (YouGov)では、3 つの欧州懐疑派国、フィンランド、スウェーデン、デンマークですら EU 離脱派は票を減らした (*Financial Times*, 13 July 2016)。強固な EU 懐疑派でもってなるポーランドの政権与党、「法と正義」ですら EU 残留を願う国民の声を無視できなくなった。イタリアの反 EU ポピュリスト政党、「5 つ星運動」(M5S) も今や EU 離脱の主張を引っ込め、EU 改革派に変身した。他方、2006 年にセルビアから独立を果たし、EU 加盟待ちのモンテネグロは、EU 実現を目指してさらなる構造改革に励む旨、改めて約束した (『日本経済新聞』2016 年 8 月 16 日付)。

こうして Brexit を第 1 の要件として、ポピュリズムの失速が始まったが、これに第 2 の要因、トランプ旋風が加わる。移民・難民の規制、格差やエリートの糾弾、既成政党批判、愛国心をあおる「自国第 1 主義」などで Brexit と共通する。トランプは激しい EU や NATO 批判を繰り広げたが、いわく、EU はユーロ安を促すためのドイツ独裁のビークル (乗り物) に過ぎず、NATO は時代遅れだ。英独立党 (UKIP) 党首のファラージュを駐米大使に任命すべきだ、との主権侵害発言には、メイ首相も絶句した。ファラージュはこれに迎え、トランプ勝利を「超大型 Brexit だ」と歓迎し、マリーヌ・ルペンは大統領選での追い風になると期待した。だが皮肉なことに、ヨーロッパ極右には逆風が強まった。トランプの反欧姿勢やイスラム教諸国からの入国禁止の大統領令への反発が、欧州各国で急騰したからである。オランダではヴィルダース支持率が総選挙前に急降下したが、乗り換えた有権者の 6 割が、トランプへの反対からであったという (WSJ, 20Feb.2017)。

トランプ旋風最大の犠牲者はドイツであり、EU への独裁非難に加えて、対米貿易黒字への糾弾が炸裂した。TTIP(環大西洋貿易投資パートナーシップ協定) の瓦解と保護貿易の復活とに恐怖が募る。その後、元海兵隊名将のマティスが国防長官に、理性派ビジネスマンのティラーソンが国務長官に任命され、2 月にミュンヘンで開かれた安全保障会議に

出席した。安全保障上の最大の懸案は、なお欧州崩壊にありとのアメリカの認識が変わらぬ事実が確認され、欧州リーダーたちは胸をなでおろした。だが 3 月半ばにメルケルが訪米し、欧米の関係修復に努めたもののが、両者の関係はぎくしゃくしたままで、成果は欠しかった。

「ポピュリズムの失速」の理由として、さらに以下の 3 つを加えておこう。①ヨーロッパへの難民流入数の大幅減。2014 年の 40 万人が急騰して 2015 年には 100 万人を超えたが、16 年には再び 40 万人に戻った。バルカンルートは閉鎖され、地中海ルートがなお続くものの、減少傾向にある。EU は地中海の密航業者を取り締まる「ソフィア作戦」を強化し、イタリア空母ガルバルディーなどを展開する。リビア経由難民は、シリア難民とは違い不法経済移民がほとんどで、欧州対外国境管理協力機関 FRONTEX は、リビア沖で難民救助に当たる NGO を密航助長だと非難している。とまれ EU による安全保障・共同防衛への積極的イニシアティブは、市民の共感を呼んでいる。

②ロシアの脅威が強まる中東欧諸国では、これまでの反 EU・欧州懐疑の姿勢が弱まり、EU 連帯へとシフトを強める。とりわけドイツに期待する声が高まった。3 月初めにワルシャワ開かれた中東欧 4 カ国会議では、難民政策でのドイツ批判はもはや聞こえてこず、ポーランド出身の欧州議会副議長は、「大国ドイツとポーランドとががっちり手を組み、EU を救わなければならない」と力説した。欧州各国とも、英米の「自国第 1 主義」に懸念を深め、最後の安全弁としてドイツに頼らざるを得ない。だが過度のドイツ依存にはリスクが大きく、フランス政治の安定へ期待が高まる。4 月の仏大統領選挙の行方が注視されるゆえんである。

③ヨーロッパ経済の好転。長いユーロ危機からの脱却過程に一区切りつけ、ようやく薄日が差してきた。反 EU や反ユーロのポピュリストの主張にはリアリティーが薄れた。

<イタリアとオーストリア、オランダでの投票行動>

すでに 2016 年 12 月 4 日にはイタリアでの国民投票とオーストリアでの大統領やり直し選挙とが実施された。政権支持をめぐり両者は正反対の結果となった。まずイタリアでは、59.1 対 40.9%で反レンツィの多党戦線が大勝した。2014 年に首相に就任したレンツィは目覚ましい構造改革を展開し、15 年 2 月には失業率 40%に上る若者の雇用条件の改善のために大胆な労働規制の緩和を実現し、協同組合銀行の株式化による金融改革も進めた。だが伊の 3 位行、モンテ・パスキ銀行は巨額の不良債権を抱えたままで、増資条件を

めぐり EU との間で緊張が激化している。人気コメディアンのパeppe・グリッロが率いる反 EU ポピュリスト政党「5 つ星運動」(M5S) が、経済低迷と雇用不安への国民の怒りを吸収して躍進した。2016 年 6 月の地方選挙では、ローマとトリノで市長を抑えた。

レンツィはかねてから、イタリア政治の機能不全を、意思決定の恐るべき遅れと複雑化とをもたらしている元凶は、日本の議会制度に酷似した「完全 2 院制」にありとして糾弾してきた。ようやく満を持して、政府と上院との大幅な権限抑制による実質的な下院一元制を実現すべく、憲法改正に挑む決断をした。国民投票では首相の座をかけ、サイレントマジョリティの支持に期待した。だが蓋を開けると、「5 つ星運動」と「北部同盟」の反エリート、ポピュリスト政党の反対に加えて、中道右派ベルルスコーニ派が「ソフトの反対」に回り、さらにはレンツィ改革の恩恵を受ける若者の、8 割までもが反改憲に出た。手痛い誤算を突き付けられてレンツィは辞任し、後任にジェンティローニ外相が就いた。

今回の政変劇をポピュリストの勝利とみなすべきではない。直接民主主義の危うさは、イタリアでも変わるまい。とりわけ過激な政治改革の急ぎ過ぎで、多くを敵に回してしまった。既成政治家 300 名が、顔首を並べて失職する(*Financial Times*, 19-20 Nov.2016)。英 *Economist* 誌は、改憲実現で最大の受益者はパeppe・グリッロだと断定し、長期グリッロ政権になればヨーロッパは危機に瀕する、と憂え、読者に反対投票を呼びかけた(*Economist*, 26 Nov. 2016)。

国民投票の挫折を祝う「5 つ星運動」は、早速、政権担当の用意を公言した。議会は 2018 年春に任期満了を迎え、早期解散がささやかれる。だがローマでは、M5S の若き女性党員ビルギニア・ラッジが市長に就任するや否や、側近の汚職容疑や自身の職権乱用疑惑、実務能力の欠如批判が噴出した(47NEWS, 2017 年 2 月 2 日)。そのうえすでに成立したもう一つのレンツ改憲、「上位 2 党による決選投票で、勝者に単独過半数を与える」は、憲法裁判所が 1 月に憲法違反と判決した。「5 つ星運動」の政権奪取へのハードルは、ぐっと高まった。

イタリアとは逆にオーストリアでは、ポピュリス大統領候補、極右の自由党党首ホーファーが敗退した。5 月の大統領選挙では、左派・緑の党のファンデアベレンが制しものの、その差はわずか 0.6%にすぎず、やり直しとなった。今回は 3.7%と格差は 6 倍にまで広がった。棄権票掘り起こしに功を奏したためだが、その背景には Brexit による恐怖が大きく働いた。EU 離脱の支持率が Brexit 以前の 5 月の 31%から、7 月には 23%へと 8 ポイントも大幅低下したのである。極右候補も急遽、「EU からの離脱は望まない」との明言に追い

込まれたが、力尽きた。

3月15日に行われたオランダ総選挙は、2017年欧州政治の動向を占う前哨戦と見られた。EU離脱と激しい反イスラムを主張する、極右の自由党(PVV)党首、ヘルト・ヴィルダースは、総議席150中現在15を占めているが、これが昨年暮れには世論調査でトップにつけ、30を奪う勢いであった。とはいえ合計28もの政党に細分化するオランダでは連立政権が常態で、EU離脱を叫ぶ自由党を受け入れる政党は皆無で、極右政権誕生の危険はゼロである。ともあれ投票箱の蓋が開くと一転して、自由党は20議席と低迷した。これまでの第1党、40議席の自由民主国民党(VVD)が大きく減らしたものの、33議席を獲得してトップに踏みとどまり、キリスト教民主同盟、グリーンレフト、民主66など中道政党が伸びた(*Financial Times* 11-12 March 2017、『通商弘報』2017年3月13日)。選挙直前に、トルコ政府がその改憲キャンペーンを狙って、閣僚2名のオランダへの強硬派遣を企てた。ルッテ首相は断固としてこれを拒否し、国民が支持した。彼は移民対策でも規制を強めて来たが、総選挙での大番狂わせにこれが大きく響いたものとみられる。ただしすでに指摘したように、ヴィルダース支持乗り換えの有権者のうち、6割もがトランプへの反対からであったという。さらには自由党の支持率は、すでに数年来、傾向的低落を示している事実も大きい。直近に限れば、2014年(欧州議会選挙)の13.5%が、2015年(上院選挙)の11.8%へ、2017年(総選挙)10%へと落ち込んでいる(*BBC News*, 16 March 2017)。ポピュリズムの失速の有力な証拠といえる。

さてオランダでは2016年4月に、EUウクライナ連合協定が国民投票に付され、61対38%と反対が賛成を大きく上回った。法的拘束力はなく協定発効には支障はないが、移民やテロへの膨れ上がる市民の不安を体現するものといえる。政府はこれへの対応を急いだのである。オランダでは、EU関連法は30万人の署名があれば、いつでも国民投票が実施可能となった。

＜ルペンがフランス大統領になれるか＞

2017年春と秋の仏、独での選挙戦を通じて、マリーヌ・ルペン FN 党首が大統領決選投票でどれだけ票を伸ばせるか、またフラウケ・ペトリ AfD(ドイツのための選択)党共同党首が5%条項をクリアして国政進出を果たせるか、が注目される。ヨーロッパで「ポピュリズムの失速」がジワリと広がる中で、ポピュリストの反EU姿勢は大きく修正された。だがオランダ自由党のヴィルダースと並んで、彼から反イスラム・イデオロギーを密輸入

したフロンナショナル(国民戦線)のマリーヌ・ルペン(長部 2015b)は、なお EU とユーロからの離脱を敢然と掲げ続け、大統領の座に申し上る夢を捨てていない。ルペン勝利で Frexit(仏の EU 離脱)が実現し、EU 崩壊が始まる。ユーロ離脱となれば、資本流出、フラン暴落、購買力の大幅切り下げで、フランス国民の暮らしは深刻化する。国民には、とても受け入れられないだろう。

世論調査ではルペンがながらく 25% 越えてトップを走ってきた。だが 3 月初めには、ある世論調査で初めて、中道候補マクロンに逆転されてしまった。流れは大きく変化している。

フランス大統領選挙では、中道保守の共和党で、11 月の予備選挙でフィヨンがカトリックの根こそぎ支持を集めて、予想外の勝利をもぎ取った。以後各種世論調査でルペンに迫る勢いを見せたが、その後、戯画週刊紙『キャナル・アンシェネ』で、彼の妻と子供 2 人への議員秘書として高額な国費が支払われた、偽装雇用疑惑が暴露された。支持率は 12 ~1 月に 4% も低下し、3 位に急下降した。3 月初めに、なお従来の支持者の 77% までもの支持を固めているものの、流出した票の行き先は、棄権 9%、マクロン 6.5%、ルペン 4% となり、ルペンへの乗り換えは限られている。支持者に固いカトリック教徒が多いせいだろう。

3 月半ばに疑惑解明で検察捜査が入った後も、フィヨンは議会への行政の不当介入だとして激しく抵抗を続け、退場は拒否した。党内からは政治的自殺行為だとして、厳しい批判や支持取り消しが相次いだが、結局時間切れで選挙戦継続が黙認されている。公約では、親 EU に加えて、大胆な「ショック療法」の断行を訴える。公務員 50 万人削減、年金開始の 65 歳への引上げなどで 1,000 億ユーロの財政削減を実現し、大型減税（法人税 33.3% を 25% へ、資本所得 30% のフラット化、富裕税廃止、500 億ユーロの企業減税）を実現する。ビジネス界に限れば、これが好感され、支持率では再びトップ(49%)を取り戻し、マクロン(34%)を抜き去った(*Financial Times*, 11-12 March 2017)。

3 月初めの『ルモンド』の世論調査(*Le Monde*, 10 mars 017)では、ルペン 27%(2 月から +1%)でトップを抑え、マクロンが 23%(変わらず)、フィヨンが 19.5%(+1%)となった。ルペン、マクロン間での決選の気配濃厚だが、62 対 38% でマクロン勝利と予測されている。フィヨン、ルペン間でも、55 対 45% でルペンは敗れる。

マクロンは 39 歳、高級官僚養成校、ENA(国立行政学院)卒業生で官僚から投資銀行ロスチャイルドに移り、企業の M&A(買収・合併)に辣腕をふるった。オランダ大統領の側近か

ら経済デジタル相に取り立てられ、経済力強化の「マクロン法」を成立させた。大統領選が近づくと独立政治サークル「前進」(En Marche)を結成して閣僚を辞任し、出馬を決断した。最右派のフィヨンと強硬左翼のアモンの間にすっぽり空いた空間を埋める、「左でも、右でもない」中道候補を名乗り、マリーヌ・ルペン阻止の唯一の候補だと訴える。高名な経済学者、ピザニフェリー(Jean Pisani-Ferry)が経済顧問に就任し、財政規律と公共支出を両輪とする北欧型経済改革、「新成長モデル」の実行を約束する。公的保険の改革、37に細分化した年金制度の一本化、公務員最大12万人の削減で600億ユーロの歳出削減を断行する。これを財源に法人税の25%への切り下げ、EU防衛強化の基金設立、エネルギー・デジタル単一市場の形成、週35時間労働制の緩和などを約束する。財政赤字は2016年に△3.4%と、EUが要求する△3%をやや上回っているものの、好景気を追い風に正常化を急ぎ、2022年には△1%に戻す。ピザニフェリーは、これを後押しに、ドイツに対してユーロ圏財政を成長志向に戻すよう説得する、と約束した(*Financial Times*, 25/26 Feb. 2017)。問題は、マクロンに政治経験がなく、政党基盤に欠けている点である。政策実行に際しては、多くの障害が待ち受けよう。

社会党はオランダ大統領が超不人気ゆえに、再選は断念した。すでに極左候補メランシヨン(12%)が党外から立候補しており、党は分裂した。予備選挙では左派系のブノワ・アモン49歳が勝利したことで、支持率の伸びは期待できず(13.5%)、マクロンに極めて有利な状況となった。

マリーヌ・ルペンは48歳、5年前から父親ジャン・マリーが率いた反ユダヤ・武闘派極右のイメージの一新を決意した。ソフトな「脱悪魔化作戦」を展開して穏健共和派入りを狙い、女性、ゲイ、ユダヤ人など、社会的弱者の守護者に変身し大統領の座を手に入れた(長部 2015a、b、2016)。「民衆の名のもとに」をスローガンに、「英のEU離脱でも、米大統領選挙ででも、エリートは現実から遠ざかっていた」としてエリート主義批判を前面に据えた。移民、イスラム、EUを攻撃するが、反ユダヤ主義は封印した。これが奏功して、民主主義にとってFNは危険とみなす有権者の比率は、2002年の70%から大きく低下し、2014年には47%と5割を割ったが、今日では58%に戻った。だが彼女の僭称する共和主義とは、フランスの極右指導者、シャルル・モーラス由来の、「真のフランス人」を「擬製のフランス」に対置するものに他ならず、「語彙の偽装作戦」といい(長部 2016)。

ばら撒き色が強いFNの公約には、法人税減税(中堅企業24%、中小企業15%)、トラン

プ流の輸入関税 3%の導入、電気・ガス料金 5%引き下げ、治安要員増員などが掲げられる。雇用不安や格差拡大に怯える 18〜24 歳の若者の支持が 39%に達し、マクロン支持 21%、フィヨン支持 9%を大きく超える。高卒資格なしの低教育層の間では、FN 支持が 36%に上り、フィヨン支持 20%、マクロン支持 15%を超える (IFOP)。同じ世論調査で、テロリストの 2 重国籍廃止、徴兵制の復活、少年非行への厳罰化など、治安強化を約束する FN 公約は、それぞれ 72、70、67%の支持を集める。彼女の意思の強さ(80%)、決断力(69%)、国民の日常的願いの理解(49%)などでも支持は高い。だが大統領にふさわしい(24%)、正直さ(28%)、国家的課題の解決能力(36%)、国民の結集(42%)では低い結果しか得られない。とくにユーロ離脱や EU 脱退の過激な主張は、3 割程度の支持率を長らく超えられないできた。フランスでの反 EU の言説は、大きな抵抗にぶつかる。とはいえオランダ大統領は、ルペンがフィヨンの苦境を利用して、世論調査で過小評価されている、と警戒を呼び掛けた。もし 2 位との差が 10%まで広がれば、決戦での反ルペンの結集は困難になる、というのである(*Le Monde*, 7mars2017)。

ともあれ 1958 年にドゴールが始めた第 5 共和政は、創設以来最重要な大統領選挙を迎える。国は病み、改革には抵抗勢力がはだかり、政治エリートへの怒りが渦巻き、デマ約束へ不信は膨れ上がる。深刻な信頼性の危機が見舞う。共和党候補フィヨンは偽装秘書雇用疑惑などスキャンダルまみれになった。社会党は、現職大統領のオランダドが出馬できず、代わった過激派アモンは、現実離れの「定額所得給付」(basic universal income)導入を打ち上げ、国民からそっぽを向かれる。ルペン、マクロン間の決選投票になれば、史上初の左右 2 大政党抜きの大統領選挙となる。総選挙でも、大波乱は避けられまい。第 5 共和政システムのメルトダウンが始まる(Tony Barber,2017)。

<シュルツに追い詰められるメルケル>

2017 年 9 月 24 日に迎える総選挙で、4 戦出馬を決めたメルケルだが、これまで誰も予想していなかった、メルケル敗退の可能性すらささやかれる。イアン・ブレイマーのリスク予想が的中したかのようである。発端は、副首相で経済相の SPD(社会民主党)ガブリエル党首による突然の辞任表明にある。欧州議会議長マルティン・シュルツに党首の座を譲り、首相候補も彼になるが、3 月半ばの臨時党大会で正式承認された。ドイツ政界には大異変が生じた。世論調査で長い間 20%切り、低迷を続けてきた SPD の支持率が、突如急騰始めたのである。21 世紀初め、「新たな中道」(die neue Mitte)を標榜したシュレーダー

首相により、社民の中道化が大きく進んだ。裏切られたと感じた左右両翼の支持者は、旧東独の共産党と組んだ左翼党（Die Linke）や AfD（ドイツとのための選択肢）に大量に流出したが、これが戻ってきた。支持率は瞬く間に CDU・CSD（キリスト教民主同盟・社会同盟）の 35% に追いつき、さらには追い越しに成功したとする調査すら現れた。2006 年以來の歴史的快挙といえる。難民対応でのミスを契機に、12 年に及んだメルケル政治に飽きが広がり、新顔期待が膨らんだといえる。だが厳しい欧州政治の切り盛りで、メルケル頼みが再び噴き出る可能性は大きい。投票日 9 月 24 日まで、長丁場の選挙戦になり、早期予測は危険だろう。

シュルツは高卒中退で、サッカー選手目指して挫折し、アル中から立ち直った壮絶な過去がある。書店経営から地方市長へと叩き上げて伸び上がってきた。ドイツには珍しく大きな政府志向であり、格差や貧困には敏感で、エスタブリッシュメントには距離を置く。庶民とは波長が合う。長い欧州議員活動を通じて「ミスター・ヨーロッパ」と呼ばれ、国際的には顔がきく。だが連邦議会など国内政治の経験はなく、首相としての能力では未知数である。

ドイツは統一後、経済復興への巨額な負担に苦しみ、失業者は 600 万人に達して「ヨーロッパの病人」と酷評された。1998～05 年に首相の座についた SPD のシュレーダーは、労働市場と税・社会保障の一体改革を決断し、「アジェンダ 2010」にまとめた。これに基づき、2003～05 年には「ハartz 改革」と呼ばれる一連の改革が断行されたが、2005 年の総選挙では僅差ながら CDU にかわされ、大連立政権の誕生となった。メルケルが新首相の座につき、ハartz 改革の維持を約束した。失業解消のために、一方では雇用の流動化を目指し、有期派遣労働を放任し、パートとアルバイトの規制緩和を進めた。他方では労働コスト引下げのために、年金受給開始期間を 65 から 67 歳に引き上げ、物価スライド制を廃止し、年金負担者の減少に合わせた受給抑制メカニズムを導入した。とりわけ高水準の失業保険は、生活保護と同レベルに切り下げた。一体改革は功を奏し、以後、10 年以上ドイツ経済の独り勝ちを可能にした。

メルケルはこの「アジェンダ 2010」を成功と評価するが、今回シュルツは、皮肉にも批判に転じて支持率急騰を勝ち得たのである。世論調査では、7 割の市民が格差の行き過ぎを批判し、社会の底辺 4 割の階層が、四半世紀前と変わらぬか、劣った所得水準で耐えている。また平均所得の 6 割以下のワーキングプアは、2005 年の 4.8% から今日の 9.6% へと 10 年で倍増し、ヨーロッパ平均を大きく超えた。有期雇用契約の比率は 25～34 歳層

で 18%に上る。ドイツ社会の両極分解は大きく進んでいる (*Financial Times*, 17 Feb. & 1 March 2017)。

シュルツは世界的に流行する「反格差」の姿勢を鮮明にしたが、その主張は 5 点にわたるが、①いくつかの職業において有期雇用を規制、②求人・求職のミスマッチ解消のための紹介サービスを改革、③パート斡旋機関へのアクセスの改善、④ある種の医療・年金支出の削減、⑤失業手当増額と延長。「アジェンダ 2010」導入前には、失業者は最終給与の 60 から 67%を 36 か月受給できた。それが切れると 53~57%に引き下げられたが、最大引退年齢まで延長可能であった。シュレーダー改革後は、67%で 1 年(58 歳以上は 2 年)に削減され、その終了後は基礎支援金の申請が可能だが、収入調査が要件になった (*Financial Times*, 17 March 2017)。シュルツの労働慣行改革の主張は、「アジェンダ 2010」の解体を狙う危険な企てだ、との非難が根強い。だが実際には、その限界的修正にとどまる。メルケルは少なくとも過去 2 年間、難民問題など国際対応に追われて国内改革をおろそかにしてきた。いくつかのシンクタンクは、政府がより内包的な教育投資を増やし、女性などにチャンスを与える家族に優しい政策を展開するようアドバイスしている。ともあれシュルツによる「アジェンダ 2010」批判が、どれだけ有権者の共感を呼び、長いメルケル政治に転換をもたらしうるのか、世界は注目している。

参考文献

- ・三輪和宏・山岡則雄 (2009) 「諸外国の国民投票法制及び実施例」国会図書館『調査と法令』650 号.
- ・圀 了 (2016), 「EU 離脱で危機に瀕するロンドン国際金融センター」『三菱 UFG リサーチ&コンサルティング』2016 年 6 月 30 日.
- ・神山哲也 (2016), 「Brexit の金融規制・資本市場・金融機関への影響」『資本市場クォーターリー』夏号.
- ・大橋善晃 (2014), 「第 2 次金融商品市場指令 (MiFID II) の概要」日本証券経済研究所.
- ・大橋善晃 (2016), 「『リテール金融サービス』のための単一市場欧州の構築」『証券レビュー』第 56 巻第 7 号.
- ・長部重康 (2013), 「オランダ政権の誕生とフランスの競争力低下」『日仏政治研究』第 7 号.
- ・長部重康 (2015a) 「欧州議会選挙におけるナショナル・ポピュリズムの躍進」『経済論纂(中央大学)』55-5・6 号
- ・長部重康 (2015b) 「ブルー・マリヌの勝利」『日仏政治研究』第 9 号
- ・長部重康 (2016a), 「ヨーロッパの政治・経済リスクと EU の課題」ITI (2016), 『欧州の政治・経済リスクとその課題』

- ・ 長部重康(2016b)「政治を読む―水島治郎変編著『保守の比較政治―欧州・日本の保守政治とポピュリズム』の書評」『公明』12月号
- ・ 長部重康編著(2016)『日・EU 経済連携協定が意味するものは何か』ミネルヴァ書房
- ・ Dhinga, Swati et al. (2016) , The UK Treasury Analysis of ‘The long term economic impact of EU membership and the alternatives’ CEP Commentary, in CEP (2016)
- ・ EIB (2015) , “European Fund for strategic Investments-Questions and Answers.
- ・ EU (2015a) , 「雇用と成長を取り戻す欧州の投資計画」『EU MAG』2月25日付
- ・ EU (2015b) , 「EU の資本市場同盟について教えてください」『EU MAG』6月29日付
- ・ EU (2015c) , 「デジタル単一欧州市場の構築」『EU MAG』6月29日付
- ・ EU (2016) , The Investment Plan for Europe, state of play June2016.
- ・ EU/EIB (2016) , The Investment Plan for Europe.
- ・ Minford, Patrick, Mahamabare, Vidya, & Nowell, Eric (2005) , Should Britain leave EU?
- ・ Mintor, Paatrick, et al. (2005) , Should Britain leave the EU?
- ・ OECD (2016) , The Economic Consequences of Brexit: A Taxing Decision, in OECD Economic Policy Paper, No. 16, April.
- ・ Oetting Teer, Gunter (2016) , Speech on Brexit & Digital Single Market at informal Competition council, in <http://ec.europa.eu/commission>.
- ・ Pris, Jean-Clude (2016) , *If the UK votes to leave: the seven alternatives to EU membership*, Center for European Reform, Jan.
- ・ Woodford (2016) , *The Economic Impact of ‘Bricxit*Woodford (2016) , *The Economic Impact of Brexit*.
- ・ Tony Barber(2017), An ailing French Republic totters towards meltdown, in *Financial Times*, 11-12 March 2017.
- ・ Bremmer, Ian (2015,16,17), *Top Risks,2015, 16,17*.
- ・ Pris, Jean-Claude (2016), If the UK votes to leave: the seven alternatives to EU membership, Centre for Europeans Reform, in *INFO@CER ORG UK*.

第2章 イギリスはEU 離脱(Brexit)後も競争力を保てるか

東洋大学 国際経済学部 教授
(一財)国際貿易投資研究所 客員研究員
川野 祐司

はじめに

2016年6月23日の国民投票の後、一部ではEU残留を模索する動きがあったものの、7月14日にはEU離脱省(Department for Exiting the European Union : DExEU)が設置されてEU離脱(Brexit)に向けた具体的な取り組みが始まっていた。イギリスが単一市場へのアクセスを確保できるか、特に貿易や金融パスポートが大きな関心を集めたが、川野(2016a,b)が指摘するように、イギリスにとっては高スキル労働者や研究開発を確保して高い競争力を維持できるかどうか大きな課題となっている。2017年2月20日には、EU離脱・大学・研究開発に関するワーキンググループ(Working group: EU exit, universities, research and innovation)のメンバーが公表され、この分野でのイギリスの競争力維持についての議論が始まろうとしている。

EU離脱がイギリスやEU経済にどのような影響をもたらすのか、様々な議論がある。UK Cabinet Office(2016)は、EU離脱による影響として、単一市場へのアクセス権、EUとのデータベース共有、共通農業政策・共通漁業政策・地域政策、EUの研究プロジェクト、EU法への関与、国際的なコミットメント、イギリス市民のEU内での権利などの項目を挙げている。これらの項目については第2節で検討する。特に研究開発については第3節で取り上げる。

メイ首相は2017年1月17日に、イギリスのEU離脱に関する12の原則を公表した。イギリス政府はその後、2017年2月2日にはこれらの原則をさらに詳細に示した白書(The United Kingdom's exit from and new partnership with the European Union White Paper)を公表した。第4節ではこの白書を見ていく。

第1節 EU 離脱の影響

ここでは、イギリスを取り巻く状況を見ていく。

1. 貿易

図表1は2015年のイギリスの貿易品目と貿易相手国である。貿易相手国には、EU諸国が多くランクインしているものの、アメリカや中国なども上位につけている。他のEU諸国でもアメリカや中国は重要な貿易相手国であるが、イギリスに比べるとアメリカや中国の順位は低い。貿易の重力理論では貿易相手国の重要性は貿易相手国の経済規模と距離に応じて決まるが、多くのEU諸国にとってドイツが規模も大きく距離も近いことから、ドイツの順位が高く、以降は近隣諸国が上位に付ける傾向にある。それと比べると、イギリスはEU諸国との貿易関係は緊密ではあるものの、EU諸国ほどではない。

図表1 イギリスの貿易の状況(対世界, 2015年)

輸出	USD Mn	輸入	USD Mn	順位	輸出相手国	輸入相手国
自動車	38,949	自動車	48,691	1	アメリカ	ドイツ
金	38,537	医薬品	20,911	2	ドイツ	中国
医薬品	24,222	金	18,708	3	オランダ	オランダ
ジェット・プロペラ	19,570	石油	18,422	4	フランス	アメリカ
石油	16,055	石油製品	18,109	5	アイルランド	フランス
航空機部品	14,674	通信用部品	17,460	6	中国	ベルギー
その他	13,566	ジェット・プロペラ	15,736	7	ベルギー	ノルウェー
石油製品	11,473	自動車部品	15,531	8	スイス	イタリア
医療用血液	9,524	データ処理機	13,442	9	スペイン	スペイン
酒類	7,469	その他	9,001	10	イタリア	アイルランド
輸出合計	465,921	輸入合計	629,228			

(出所) UnComtrade(HS2012), ONS.

貿易の品目を見ていくと、輸出と輸入で同じ品目が上位に並んでいる。これは、イギリスが外国との間にバリューチェーンが構築されており、半製品などが同じ項目に計上されていることが考えられる。また、ONS はイギリスのロッテルダム効果を指摘している。ロッテルダム効果とは、いわゆる中継貿易によって輸出・輸入の両面で同じ項目の数値が大きく計上されることをいう。

これまで大きく報道されているのは自動車などの工業製品への関税措置であるが、EU の半製品がイギリスで使われて再度 EU に輸入されるケースを考えると、EU が工業製品に関税をかけるのは EU 側にとっても得策ではない。例えばエアバス A350 の翼はウェールズで製作されており、イギリスからの航空部品の輸入に関税をかければ A350 のコストが上昇してボーイングとの競争で不利になる。

農産物に関しては、EU は関税やその他の規制をかけてくると予想される。対 EU 輸出に限ると食品（食料加工品も含む）は第 8 位で 70 億ポンドほど、農・林・漁業生産物は第 15 位で 20 億ポンドほど輸出している（2015 年）。これらのイギリス製品は EU での競争で不利となるだろう。

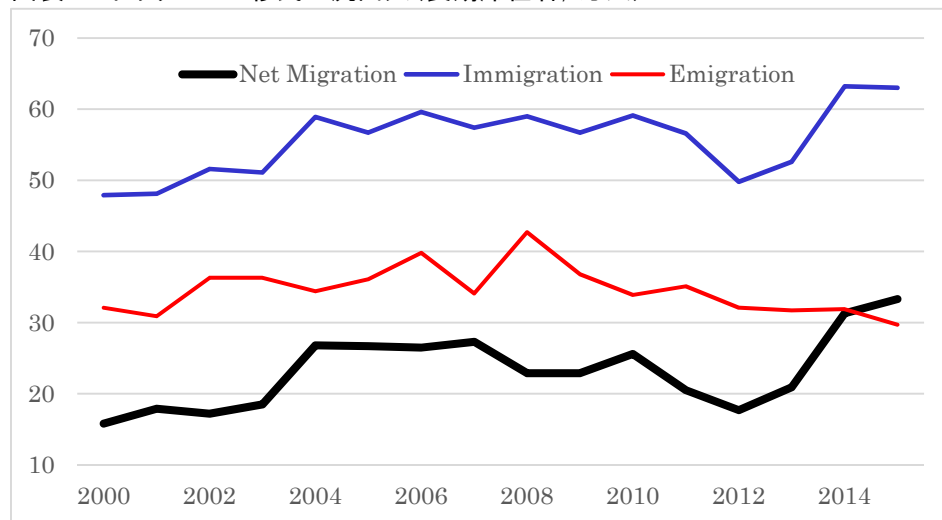
2. 移民・難民

EU で国境を越えて移動する人々は、EU 域内移民、EU 域外移民、難民に分けて考える必要がある。EU 域外移民については現在の EU ルールの下でも制限を課すことができるため、争点にはならない。EU 市民は EU 域内移民としてどこでも自由に居住・就労する権利があるため、東欧などの経済力の低い地域からイギリスなどの経済力の高い地域への移動がしばしば問題となる。イギリスは EU 域内移民では受け入れ国だが、他の EU 諸国で生活しているイギリス人も一定数存在する。EU 域内移民は自国民と同等の権利を認められており、社会保障へのアクセスも可能である。イギリス政府は流入してくる EU 域内移民に対して社会保障へのアクセスに制限を加えたいと考えているが、これは EU ルールに反する。EU 離脱によって何らかの制限が設けられることになるだろう。まずは、移民について見ていこう。

移民は流入 (immigration) から流出 (emigration) を差し引いた純流入 (net migration) の数だけ人口増加に寄与する。キャメロン政権は移民の純流入を 10 万人に抑制する目標を掲げていたが、果たすことができなかったことが 2016 年の国民投票にも影響している。

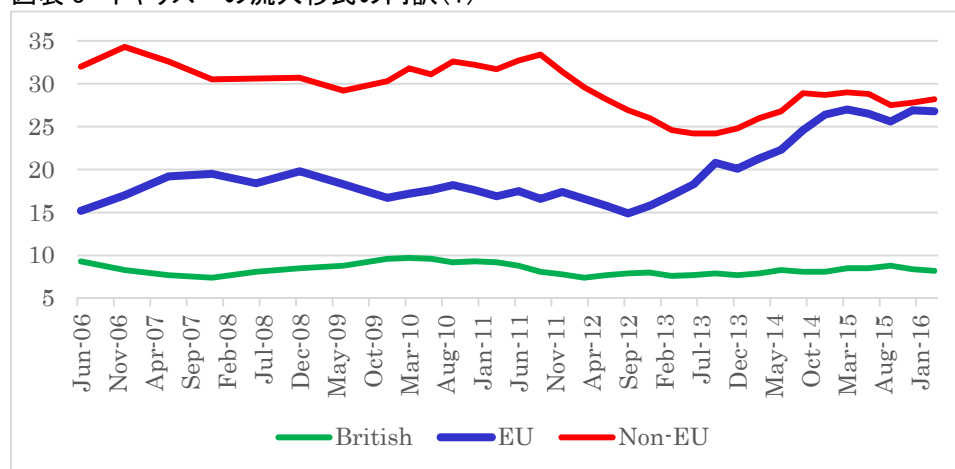
純流入は増加傾向にある。2004 年（51.1→58.9 万人）と 2014 年（52.6→63.2 万人）にグラフがジャンプしている。2004 年には EU にポーランドなど 10 カ国が加盟したが、経過措置として最大 7 年間は新規に加盟した国からの移民を制限できる。2004 年の 10 カ国加盟の際にはドイツがポーランドからの移民を制限したため、ポーランド人は制限をしなかったイギリスに殺到した。「ポーランドの配管工」という言葉が流布し、東欧からの移民はイギリス人の職を奪い、イギリスの社会保障制度をあてにしている移住してきたとするベネフィット・ツーリズムの議論のもととなった。2014 年は 2007 年に EU に加盟したブルガリアとルーマニアからの移民制限措置が解除になった年であり、ルーマニアからの移民が多く流入したと考えられている（図表 4）。

図表 2 イギリスへの移民の流出入(長期滞在者, 万人)



(出所) ONS.

図表 3 イギリスへの流入移民の内訳(1)



(出所) ONS

図表 4 イギリスへの流入移民の内訳(2)

	EU14	2004MS	BG, RO	MT, CY, HR	Asia	Africa	Americas
Mar-10	8.1	7.3	1.5	0.3	21.9	3.6	3.3
Mar-11	7.6	8.2	0.8	0.4	22.0	3.4	3.1
Mar-12	8.2	7.1	1.2	0.1	20.7	2.9	2.9
Mar-13	9.2	6.3	1.3	0.2	15.6	2.9	3.1
Mar-14	11.2	6.8	3.0	0.3	16.1	3.7	2.9
Mar-15	12.8	8.1	5.7	0.4	17.2	3.5	4.4
Mar-16	12.9	6.8	6.9	0.2	17.3	3.5	3.7

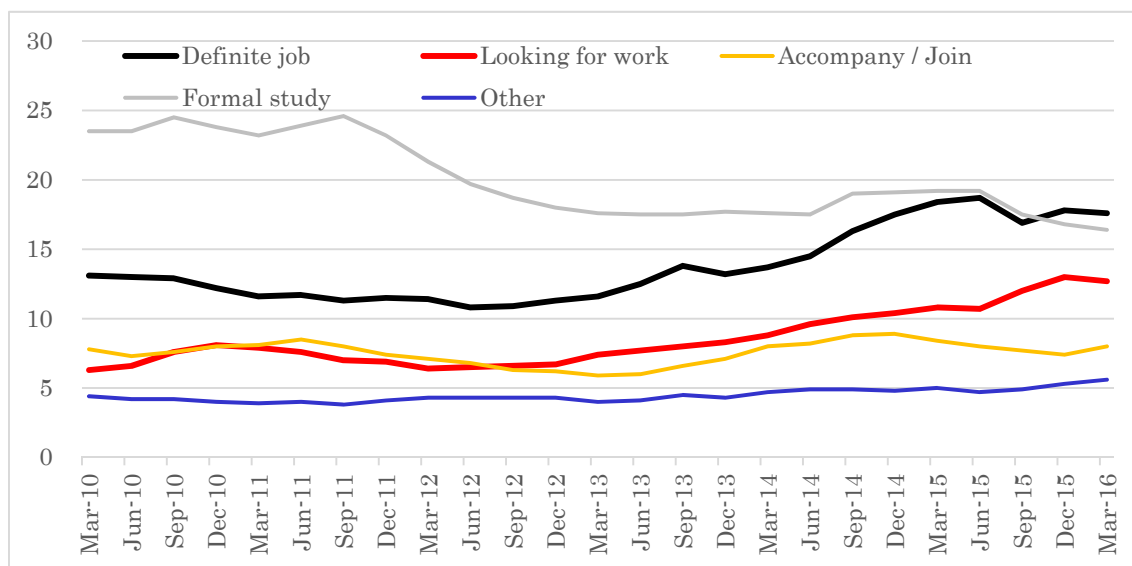
(注) 2004MS はマルタ (MT), キプロス (CY) を除く 2004 年加盟 10 カ国, BG はブルガリア, RO はルーマニア, HR はクロアチア。単位は万人。

(出所) ONS。

図表 3, 4 から見て取れるように, 2013 年末辺りから EU からの移民の流入が増えている。イタリア, スペインなど南欧からだけでなく, ルーマニア, ポーランドなどからも引き続き流入が見られる。アジアからの流入もかなり多いが, 留学生の割合が高く, 数年後にはイギリスから流出するケースが多いため, イギリスの人口増や移民問題には発展していない。イギリスは現段階ではシリアなどからの難民の受け入れ数は小さい。

日本ではほとんど紹介されないが, EU 離脱によりイギリスの海外領土に住む人々の権利や生活に関する問題も存在する。中でもスペイン南部にあるイギリス領のジブラルタルは領土問題も絡んで複雑になっている。現在のところはジブラルタルには EU 法が適用されている (関税同盟など適用外の部分もある)。ジブラルタル市民がスペイン側に移動することができるが, EU 離脱によってジブラルタルとスペインの間には人の移動に制限がかかることになる。イギリス, ジブラルタル政府, EU との間のジブラルタルに関する協議は今後も続けられることになるが, スペインとの関係も改善させる必要がある。すでにスペイン政府はジブラルタルとの移動に制限をかけ始めている。なお, ジブラルタルでは独自のポンド現金が流通しており, ジブラルタルポンドは最も利用者が少ない通貨の一つとなっている。

図表 5 イギリスへの移民の目的(万人)

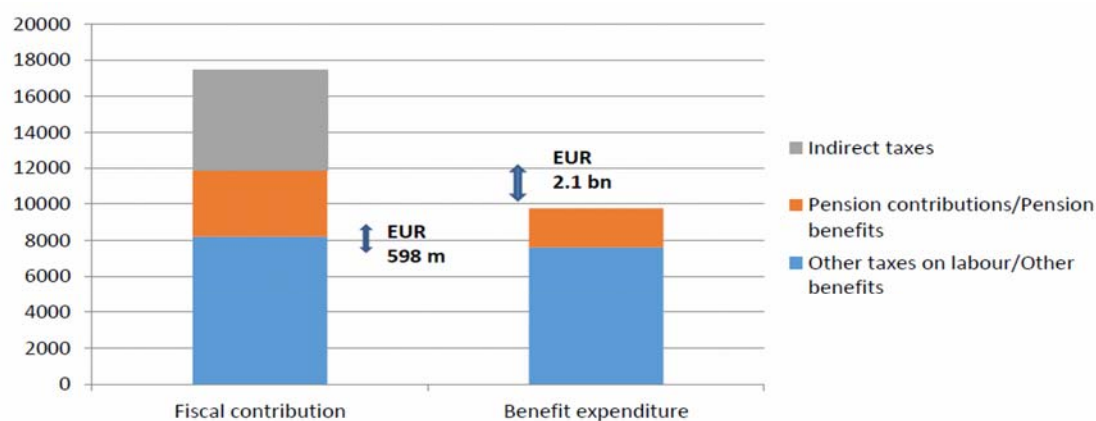


(注) その他は結婚や難民申請など.

(出所) ONS.

EU 域内移民がイギリス人の職を奪っており、ベネフィット・ツーリズムを目的としているという説には懐疑的な見方が多い。川野（2016a）でも紹介しているように、ベネフィット・ツーリズムが疑われる EU 域内移民は 12% しかおらず、その中には主婦や未成年も含まれる。EU 域内移民はイギリス人が就きたがらない職にも就いており、イギリスの社会システムの維持に必要なだという見方もある。

図表 6 移民のイギリス財政への影響(2013 年)



(出所) Bogdanov (2014), p.20.

図表 6 のように移民は受け入れ国の財政にプラスの影響を及ぼしているという研究が多

い。Bogdanov (2014)は直接税と社会保障だけを見ても移民は年間 21 億ユーロ財政に寄与しており、付加価値税などの間接税を含めると移民の寄与はさらに大きくなるとしている。さらに移民の多くは成人であり、成人するまでの教育コストは母国が負担している。教育コストの負担をせずに納税などの収入が得られるため、自国民よりも財政への寄与が大きい。

ただし、移民の多くは若い世代であり、年金や介護などの費用負担が余り発生していないことにも注目する必要がある。現在はほとんどの国で移民ボーナスの状況になっているが、移民が高齢化するにつれて移民オーナスになり財政にはマイナスの影響を及ぼす。イギリスが EU 域内移民をブロックすれば、移民の高齢化のペースが速まり、移民オーナスがより早く到来することになる。

イギリスは EU 離脱によって EU 域内移民を制限することができるようになるが、EU の難民政策から外れることになる。EU 離脱後も EU が運用する難民のデータベースにアクセスできるのかという問題があり、離脱交渉の争点の一つとなるだろう。EU のルールでは、難民は初めに到着した加盟国で難民申請をすることになっている。そのルールによりギリシャ、イタリア、スペイン（セウタやメリリャなどのモロッコにある海外領土）に殺到した移民の事務処理が滞ったり、これらの加盟国での居住を希望しない難民が違法に国境を越えてドイツなどに移動したりする問題が生じた。難民の中にはイギリスでの居住を希望している人が多いと思われるが、イギリスへ渡った難民は少ない。イギリスへの（違法な）越境ルートとしてフランス北部のカレーでトラックなどに乗り込み、英仏海峡トンネル経由でイギリスのケントを目指すものがあるが、英仏二国間協定によりフランス側でこのような動きが阻止されていた。いわゆるジャングル問題である。国民投票のすぐ後にフランスからは二国間協定の見直しを求める声が相次いだ。その後、イギリスが資金を出してカレーの道路の整備を行ったり、フランスがジャングルに住む難民をフランス国内に分散させたりしたことでこの問題は小康状態となっている。

EU 離脱後に EU に辿りついた難民が EU を通過してイギリスへの渡航を希望した場合、EU は難民の通過を認める可能性が高い。シリア難民などはスキルが比較的高いという報道があるものの、EU 域内移民と比べて難民の平均的なスキルは低いと見るべきだろう。よりよい生活を求めて他国で働く意思と実行力のある層と、生活を脅かされて移動を余儀なくされた層のスキルは同等ではないだろう。生活の確保に多くの支援が必要であり、社会保障へも大きな負担をかけることになる点でも EU 域内移民とは異なる。European Commission (2016)は難民関連支出が各国の GDP を押し上げているとしているが、EU の

財政赤字ルールへの抵触や国民負担を嫌う論調の台頭というリスクもはらんでいる。

なお、難民問題は1年間に何人流入したかというフローで語られがちだが、本来はストックで議論しなければならない。2015年に182万人の難民がEUに流入したが2016年には51万人に大幅に減少した（データはFrontex）。このような数値をもって難民問題には区切りがついたかのような議論も見られる。しかし、2015年に流入した難民の多くは2016年以降も滞在し続けており、彼らの生活保障や職の確保などの問題は解決したわけではなく、自国民との軋轢も続いている。

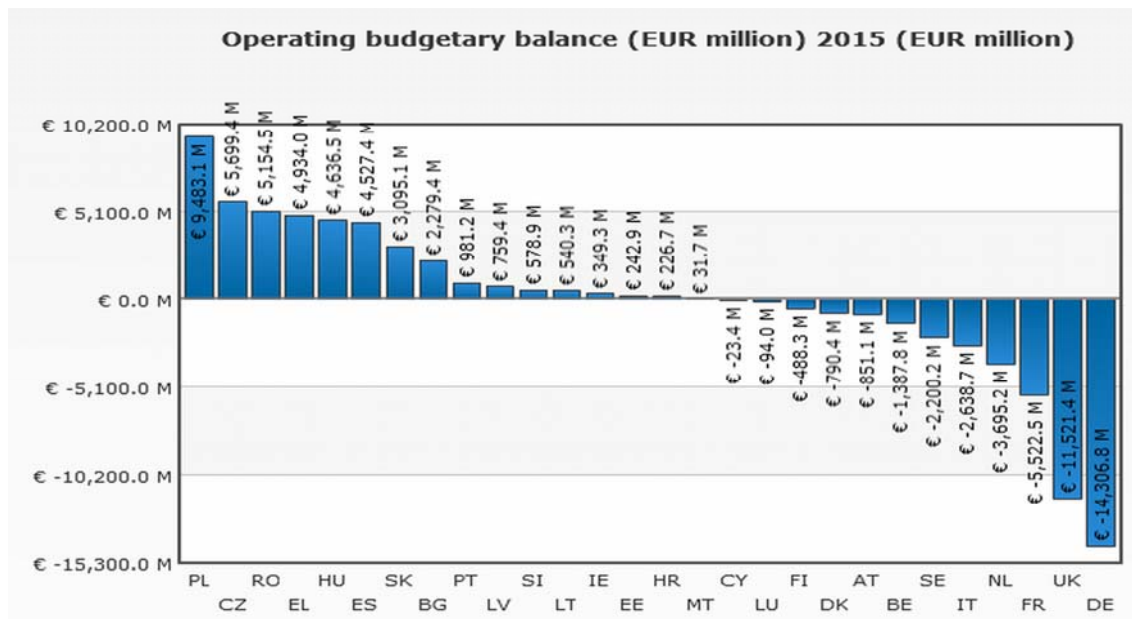
3. EUへの拠出とEUの政策からの受け取り

EU予算の大部分は加盟国分担金であり、GDP（GNI）に応じて支払額が決められている。しかし、イギリスは25%の減額を認められており、これをリベートという。イギリスはユーロに参加していないため、イギリス・ポンドとユーロとの為替レートによってポンド建ての負担が変化する。この変化は技術的な問題ではあるものの、イギリスが追加拠出を求められると政治問題化しやすい。EU離脱によりEUへの拠出がなくなり、その浮いた費用がNHS（国家医療制度）に回せるというのもEU離脱派の主張の一つだった。NHSは近年の予算削減により深刻な供給不足に陥っており、救急患者が病院で数時間待たされることは日常茶飯事となっている。NHSは政治問題化しやすく、EU離脱後もイギリスの大きな問題の一つとなるだろう。

図表7は各国がEUから補助金などの形で受け取った金額からEUに対して拠出した金額を差し引いたものである（リベート調整後）。イギリスはEUへの拠出と受け取りの差額がマイナスになっており、ドイツに次ぐ負担国となっている。対GNI比で見るとオランダ（-0.54%）、スウェーデン（-0.48%）、ドイツ（-0.46%）に次ぐ4位（-0.46%）となっている。イギリスの経済規模からすると妥当な負担になっているといえる。

20世紀のEUの予算は付加価値税などの財源を農業支援に充てる形であったが、21世紀に入って東欧諸国などが加盟すると、加盟国分担金を地域政策の形で配分する形に変わってきている。先進地域が発展地域を支えるモデルであるが、イギリスはこのモデル自体に反対していることになる。なお、このような反対は、イタリア北部やスペインのカタルーニャ、ベルギーのフランドレン地方などの経済的に恵まれている地域からも出ており、必ずしもイギリスのみがEUの方針に反対しているわけではない。

図表 7 EU 予算へのネットの拠出額(2015 年, 百万ユーロ)



(出所) EU ホームページ

イギリスは EU の様々な基金からの資金援助を受けている。EU の常設の基金として、欧州構造投資基金（ESIF：欧州地域開発基金：ERDF，結束基金：CF，欧州社会基金：ESF，欧州地域開発農業基金：EAFRD，欧州漁業基金：EMFF からなる）がある。これらの基金の様々なプロジェクトに EU が資金を拠出している。イギリスは共通農業政策（CAP）の受け取りは EU 加盟国中第 5 位（農家への直接支払いの金額，いわゆる Pillar1），共通漁業政策（CFP）の受け取りは EU 加盟国中第 8 位となっており，EU からの受け取りは一定の規模となっている。いくつか項目を挙げると，北アイルランドでの野菜のパッキング事業への助成，ウェールズでの失業者に対する再就職支援，エジンバラでの再生医療センターの建設事業などに EU が資金を拠出している。

地域政策では，イギリスも多くのプロジェクトに参加している。例えば，観光業における ICT 利用の促進や支援，ロンドンでの CO2 削減，療養者への就労支援，都市のエネルギー使用量の削減などが注目すべきプロジェクトとして挙げられている。また，EU が進めている TEN-T（汎欧州交通ネットワーク：道路，鉄道，水路などの整備プロジェクト）の広域プロジェクトの一つにイギリスが含まれている。北海・地中海回廊というプロジェクトでは，図表 8 のようにスコットランドや北アイルランドも含めて広い範囲が対象となっている。

図表 8 TEN-T の北海・地中海回廊(イギリス該当部分)



(出所) EU ホームページ

地域政策にはもともと EU 非加盟国も含まれているため、EU 離脱によってイギリスがこれらのプロジェクトから直ちに外されるわけではない。ただし、これらのプロジェクトは EU と関係する国とで費用を分担する仕組みになっている。

以上見てきたように、イギリスが EU のプロジェクトに参加する限りは、イギリスは何らかの費用負担を求められることになる。EU から離脱して EU に対して鎖国状態になるのであれば費用負担は発生しない。しかし、何らかの関係を続けるのであれば費用負担は必要不可欠であり、EU への拠出金を丸々浮かせて NHS に充当できるというのは非現実的であるといえる。

4. EU の経済ガバナンス

EU にはもともと財政赤字削減のルールがあったが、2000 年代末の金融危機・経済危機やギリシャなどの債務危機を受けて、2010 年代に経済ガバナンスを強化してきた。経済ガバナンスは財政面と経済面で EU が加盟国の問題点を指摘し、加盟国は EU の勧告に従って改革計画を作成する。特にユーロ参加国は自国の次年度予算を EU に承認してもらわなければ予算を成立させられない。このような監視－勧告－改革のサイクルを欧州セメスターという。

イギリスはユーロに参加していないものの、EU からの勧告に従って財政赤字の削減や

経済構造改革を実施しなければならず、実施状況についての評価を受け、実施が不十分であればその理由と新しい計画を提出しなければならない。EU から加盟国への具体的な勧告を加盟国別勧告 (CSR : Country-Specific Recommendations) というが、2016 年の CSR では、イギリスは財政赤字の削減、住宅供給の増加、若年層の低スキル労働者の低減、質の高いフルタイムの子育て支援などを要求されている。2015 年の CSR の実施状況として、財政赤字の削減や公的固定資本投資の優先順位付けについては判断を先送り、住宅供給の増加についてはある程度改善、見習い制度による技術のミスマッチ失業の削減についてはある程度改善との評価を得ている。

イギリスは EU 加盟国の中でも経済パフォーマンスがいい方で、EU からの勧告も少ない。EU に加盟するということは EU の勧告に従うということであり、経済の構造改革を常に進めなければならないということを意味している。経済ガバナンスは特に南欧諸国で効果を表し始めており、OECD の経済改革指数でも南欧諸国は上位に付けている。EU 離脱により、イギリス政府は経済政策についてフリーハンドを得ることができるが、EU という「外圧」なしに改革を進めていけるのかどうか問われることになる。

5. シティの地位

イギリスにとって金融業は GDP の 3.5%、雇用者の 6.4%を占める。イギリスが金融のパスポート制度 (passporting rights) から外れることは確実視されている中で、イギリスの金融業界が競争力を保てるかが問われている。McMahon (2016)によると、イギリスの金融機関は、大陸ヨーロッパに対して 1 兆ユーロ以上の貸出、8 兆ユーロ以上の資産を管理している。ロンドンはユーロ建てのクロスボーダー取引の約 30%、ドル建てでは約 40%を担っている (Koch 2016, Avdjiev et al 2016)。イギリスのエコノミストの約 85% が Brexit による悪影響があるとの回答や、フランクフルト、パリ、ダブリン、(もしスコットランドが独立すればエジンバラ) などへの移動が見られるとの見解もある。トップマネジメントクラスのリクルートがロンドンだけでなく大陸でも行われているとの報道 (FT, 2016-9-28) があり、EU 離脱に向けた具体的な動きとみられている。リテール部門やイギリス企業を対象とした融資部門などは大きな影響を受けないが、法務部門、リスク管理部門、トレーディング部門、ウェルスマネジメント部門などの一部は EU に移転する可能性がある。移転先としては、フランクフルトやパリが挙げられているが、近年フィンテックに力を入れ、郊外に金融センターを整備しつつあるルクセンブルクも重要な選択肢となる

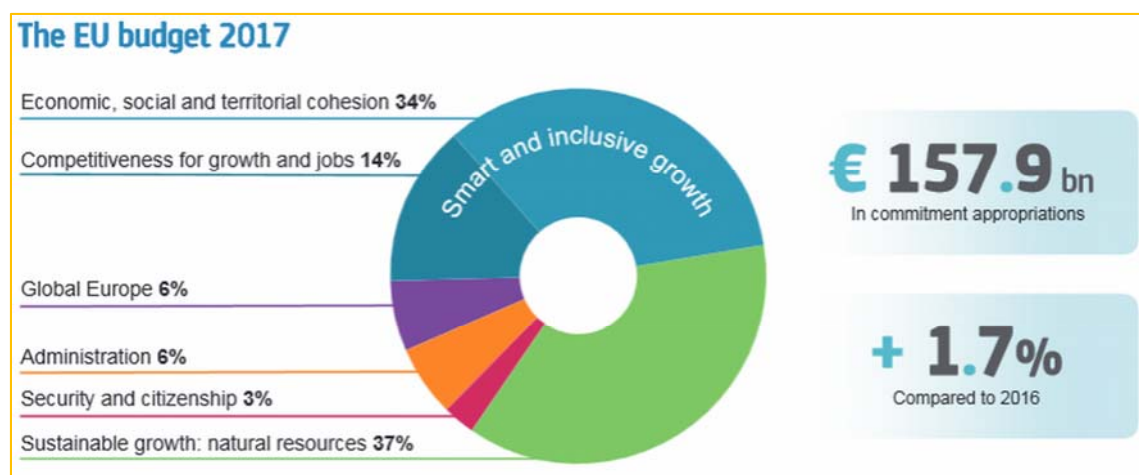
だろう。

第3節(8)で後述するように、イギリスの金融機関がEUに進出する一方で、EUの金融機関もイギリスに進出しており、金融パスポートの喪失はEUの金融機関にとっても大打撃となる。一方で、EU離脱によりイギリスは金融の自由化をより一層進めることができるようになる。

第2節 EUの研究開発

EU予算のうち、約48%が経済成長や社会的結束を促す予算（Smart and inclusive growth）として計上されている。約37%は農業などの補助金に使われており、この2つの項目でEU予算の大部分を占めている。図表9の青色部分が経済成長や社会的結束を促す予算だが、色の濃い約14%が研究開発に関わる予算となっている。薄い青の34%の部分には、国境付近の地域のインフラ整備、母子家庭など低所得世帯への経済援助、若年層の雇用促進などEUらしい予算項目が含まれている。

図表9 2017年のEU予算



(出所) EU ホームページ。

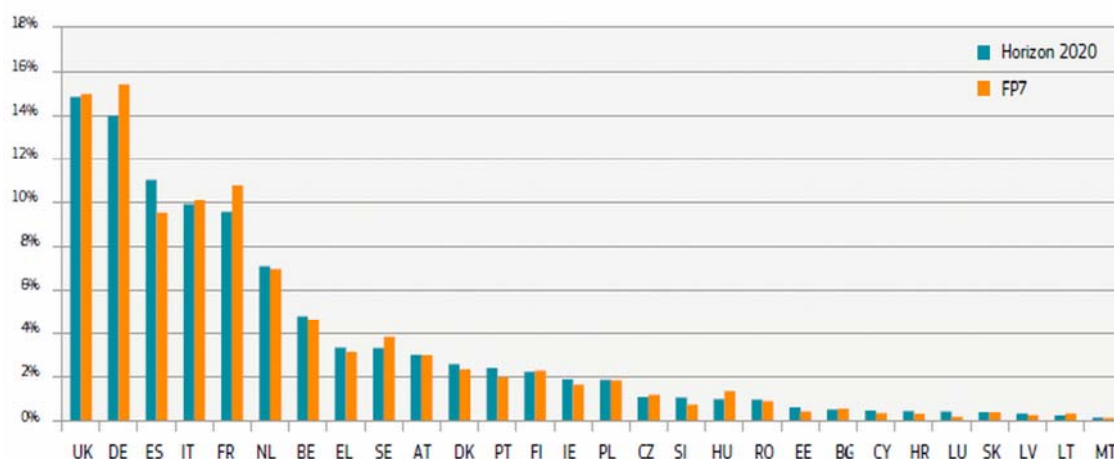
EUはガリレオ（EU版のGPS、2016年12月15日にサービスを開始しており、2020年までにさらに衛星を打ち上げる予定となっている）やコペルニクス（衛星ナビゲーションシステム）などの宇宙開発から、環境対策や中小企業支援など非常に幅広い分野の研究開発に関わっている。Horizon2020というプロジェクトでは、EUが研究費交付テーマを

提示し、それに研究チームが応募して審査に合格したチームに研究費が交付される仕組みになっている。研究チームは大学、企業、政府機関などから構成され、一定の条件を満たすと EU 域外からも研究チームに参加することができる。

イギリスからの参加例として、XCYLE (Project ID: 635975) がある。2015–18 年までのプロジェクトでイギリスのリーズ大学を含む 8 機関が参加している。自転車による移動を普及させるための研究開発として、例えば自転車と自動車の事故を減らすための危険アラームシステムの開発などがある。また、RAMCIP (Project ID: 643433) は、2015–17 年までのプロジェクトでイギリスからは THE SHADOW ROBOT Ltd が参加している。人間の動きをアシストしたり人間の動きを分析したりするロボティクス技術の開発を担っている。いずれも複数国の機関が参加する大きなプロジェクトとなっている。

イギリスが EU から離脱しても Horizon2020 には参加できるが、参加するための条件が厳しくなる。スイスやノルウェーなど EU に加盟していない国も参加できるが、実際には参加しているプロジェクトのシェアはスイス 2%, ノルウェー 1.3% とイギリスの約 15% に比べて大幅に低い。EU 離脱が Horizon2020 の採択に影響を及ぼすのは間違いない。

図表 10 Horizon2020 の採択件数のシェア (2014 年末時点の集計)



(出所) European Commission (2015), *Horizon 2020 First results*, p.18.

イギリスの研究拠点 (Research Infrastructures) は、ドイツ 139, フランス 122 に次ぐ第 3 位で 107 ある (2016 年)。国内ではオックスフォード 37, シェフィールド 12, エジンバラ 12 などとなっている。EU 離脱により研究費の獲得が難しくなれば、研究者はドイツやフランスなどに移動するだろう。研究者が流出すること自体もイギリスにとってマ

イナスだが、バックオフィスや研究者の指導を希望する留学生も流出することになり、イギリスの研究開発能力を引き下げることになる。EU 離脱によりエラスムス・プラスでもイギリス人学生の留学やイギリスへの留学での奨学金獲得が難しくなることも予想される。

さらに、イギリスには EU の 46 機関のうち 2 つがある。欧州銀行庁 (European Banking Authority : EBA) と欧州医薬品庁 (European Medicines Agency : EMA) があるが、これらは EU 離脱によりイギリスから流出する。研究者などのエキスパートだけでなく、バックオフィスの優秀なスタッフも流出することになる。

第 3 節 イギリスの EU 離脱戦略

ここでは、イギリス政府の白書 The United Kingdom' s exit from and new partnership with the European Union White Paper (以下、白書) を見ていこう。白書では、12 の項目が挙げられている。

1. 確実性と明確さ

EU からの離脱日までは、イギリスは EU 法に従っていなければならない。イギリス独自の法は離脱日以降に適用されなければならない。その準備として、2016 年 10 月 10 日には、EU 法撤回法案 (Great Repeal Bill) が議会に提示されている。EU 離脱交渉はイギリスの議会や EU 離脱交渉の首相合同会議 (The Joint Ministerial Committee on EU Negotiations : JMC(EN)) などのチェックを受けながら進めることになる。

イギリスが EU から受けている補助金については、少なくとも現在進行中のプロジェクトは今後も資金を得られるように交渉する。

2. イギリスの法のコントロール

EU 加盟国は、EU の二次法 (規則、決定、指令、勧告、意見) に従わなければならない。イギリス議会は 2016 年に二次法も含めた EU 関連の文書を 1056 件審議したが、EU 離脱によりこれらの業務は不要になる。EU 離脱によりイギリスは欧州司法裁判所の判断からは自由になるが、EU だけでなく世界の幅広い国々との協定を結ぶ必要がある。その際には、イギリスは自身の利益に基づいて交渉することが重要である。

3. 連合王国の強化

EU 離脱交渉はロンドンを含むイングランド地域だけでなく、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドのそれぞれの地域の利益も考慮されるべきであり、イギリスは4つの地域からなる1つの国として結束しなければならない。イギリスの4地域の経済はすでに強い結びつきにあり、例えばスコットランドの輸出額は対 EU27 カ国よりも対イギリス3地域の方が4倍も大きい。そのため、EU 離脱後も4地域の共通の基準や枠組みが必要になり、各地方への権限の委譲も考える必要がある。4地域だけでなく、マン島、チャネル諸島、ジブラルタルなどの海外領土との連携も強化していく必要がある。

EU との離脱交渉においては、EU 離脱交渉の首相合同会議（JMC(EN)）が設置されており、2016年11月より原則月次で会合が開かれている。2016年12月にはスコットランドが「ヨーロッパにおけるスコットランドの地位」を公表し、2017年1月のJMC(EN)でプレゼンを行っている。その中でスコットランドはイギリスがEEA（欧州経済領域）などを通じてEUの関税同盟に残ることを模索する。それができなければスコットランドだけでもEU単一市場にとどまる方針などが示されている。ウェールズは「ウェールズの将来の保証」という報告書を公開し、今後JMC(EN)で議論される予定である。主な内容は、単一市場への参加が重要であること、移民の適切な管理、ウェールズ地域への投資の継続など6項目からなる。北アイルランドは報告書を出していないが、JMC(EN)ではEU離脱が北アイルランドにどのような影響を及ぼすのかが議論されている。

4. アイルランドとの協力強化と共通旅行地域（CTA）の維持

1万4,000人の人々が日常的に北アイルランドとアイルランドの国境を越えている。EU離脱後もアイルランドとは移動の自由も含めた協力を続け、国境管理が復活しないようにする。共通旅行地域はイギリス、アイルランド、マン島、チャネル諸島からなり、人々が自由に移動できる。EU条約によりEU離脱後もCTAを維持することが可能であると考えられている。

5. 移民の管理

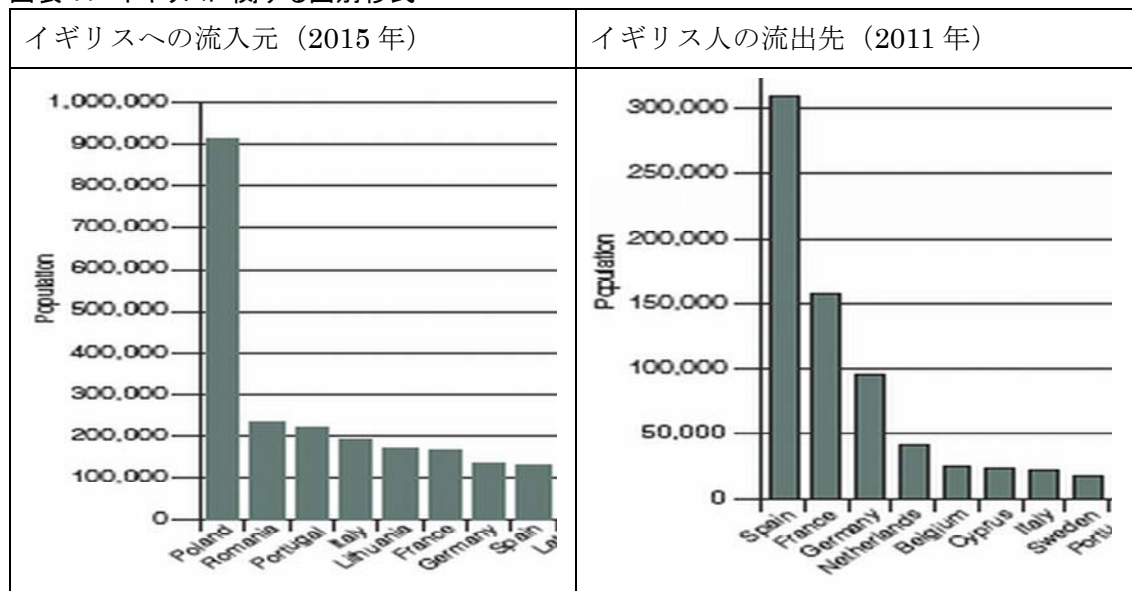
EU 離脱により、EU 市民がイギリスに自由に移住できなくなるようにする。移民の流入はコントロールするが高スキル労働者や高技能の留学生の流入は歓迎する。2016-17年と2017-18年に就学開始するEU域内からの留学生はこれまで通りの資格を認めること

を決定している。また、2017－18年に就学開始するEU域内からの大学院の留学生についてもこれまで通りの資格を認める。白書では具体的な数値に触れていないが、これまでの報道などから年間の純流入者数を10万人に抑えることを目指していると考えられる。

6. イギリスに居住するEU市民とEUに居住するイギリス市民の権利

イギリスに流入する移民は圧倒的にポーランドから来ており、イギリス人はスペイン、フランス、ドイツなどで居住している。すでにイギリスにきている移民とEUで居住しているイギリス人の権利、例えば医療サービスへのアクセスなどの原理の保護の優先順位は高い。

図表 11 イギリスに関する国別移民



（出所）HM Government (2017), pp. 29-30 のグラフの一部を切り取りした。

7. 労働者の権利の保護

EU 離脱によって労働者の権利が低くなるわけではない。現行のEUのもとでもイギリスはいくつかの分野ではEU基準を上回る労働者の保護を実施している。例えば、法定年次休暇はEUの4週間に比べてイギリスは5.6週間であったり、52週間の出産休暇のうち39週間は有給であったりする（EUでは14週間）。また、2016年4月には最低生活保障賃金を設定しており、予算措置も行っている。

8. EU との自由貿易の保証

イギリス企業が EU 市場で自由に活動できるように交渉を進める。既存のモデル（EEA など）ではなく、イギリス独自の協定を EU との間に結ぶことも考える。第 2 節（1）ですでに示したように、イギリスと EU との経済関係は非常に密接である。

EU とは貿易の自由化だけでなく、標準化などでも協議していく必要があるが、例えば ESO（The European Standards Organisations）は EU の機関ではないが、ESO の標準化の 25% は欧州委員会からの要請により実施されているため、EU との標準化の交渉は重要な項目となる。また、国連の経済委員会ではヨーロッパの自動車の安全基準を策定しており、このような国際舞台での標準化の議論にも参加していく。さらに、通関手続では電子化も含めて交渉を進め、できるだけ円滑に物流が行えるようにする。

農産物については、イギリスは対 EU で輸入超過となっている。EU 離脱により、イギリスは農業、土地管理、地域接続などで独自の政策を実施できるようになる。漁業については、漁業の振興や海洋環境の保全などで EU と密接な関係を続けていく。

金融サービスについては、ロンドンだけでなく、金融関連従事者の 3 分の 2 を占める他の 3 地域も考慮に入れる必要がある。金融パスポートについては、EU で活動するイギリス企業 5,000 社とイギリスで活動する EU 企業 8,000 社に影響が及ぶことになる。金融サービスの自由な取引をできるだけ確保する。EU 離脱後も金融監督などの面では協力体制を維持していく必要がある。

エネルギーに関しては、アイルランド、フランス、ベルギー、オランダなどとの間で天然ガスや電力についての協定がある。EU とともにエネルギーについての協議を進めていくとともに、イギリスは再生可能エネルギーの普及を促進する。EU 離脱によってユーラトム（原子力に関する条約）からも離脱することになる。しかし、原子力の研究開発などの分野で EU との密接な関係を続けていくことは重要である。

輸送部門に関しては、航空、道路、鉄道、海上交通は EU 法によって多くが規定されている。離脱後は個別に協議していくことになる。

通信や放送でもイギリスは EU の中で大きなプレゼンスを占めているため、離脱後も自由にイギリス企業が活動できるように交渉を進める。

9. EU 域外との自由貿易交渉の保証

EU 域外への輸出比率は 56% に達しており、対 EU への輸出よりも大きい。そのため、

EU 域外との自由貿易の確保は重要となる。具体的には、二国間 FTA、多国間交渉、WTO がある。貿易交渉のために国際貿易省を設置、イギリスの財・サービスの輸出、FDI を通じた富の最大化、イギリスにとって最も望ましい国際貿易の枠組みの構築に携わる。

10. 科学技術とイノベーションの促進

イギリスは科学技術とイノベーションの分野では現在世界のトップクラスにあり、大学ランキングではトップ 10 に 3 大学、トップ 100 に 12 大学、スコットランドだけでもトップ 200 に 5 大学がランクインしている。R&D を促進させるために、イギリス政府は 2020/2021 年度までに 20 億ポンドの追加拠出を行う。産業戦略挑戦基金（ISCF）はロボテック、バイオテクノロジーなどの重点分野に研究費を供給する。また、2016 年 1 月 23 日にはレポート「産業戦略の構築」を公表した。

EU との関係では、Horizon2020 での既存のプロジェクトへの資金の拠出を確約させる。また、イギリスは ESA（欧州宇宙局）に対して今後 4 年間で 14 億ユーロを拠出することにコミットしている。航空宇宙産業はガリレオやコペルニクスへの参加を通じてイギリスの研究開発に寄与しており、同産業の発展につながっている。

11. 犯罪・テロ対策

イギリスはユーロポールの 13 の優先プロジェクトの全てに参加している。また、EU との間で犯罪者の引き渡しも積極的に行っている。イギリスは EU の犯罪記録情報システム（ECRIS）の利用では加盟国中第 4 位である。2015 年から 2016 年にかけて、イギリスは EU から 15 万 5000 件の情報を得ているだけでなく、EU に対しても 4 万 6000 件の情報を提供している。この面での協力は、サイバーセキュリティの分野にも及んでいる。離脱後もこれらのシステムへのアクセスを確保できるように交渉する。

12. スムーズで整然とした EU 離脱

2017 年 3 月には正式に EU 離脱を通告する。分野によっては交渉が早く終わることもあるだろうし、交渉が長引く分野もあるだろう。

白書はイギリス政府から公表されており、イギリスにとって都合のいい内容になっていることには留意する必要があるものの、交渉によって EU との密接な関係を維持したいという意図が見える。そのためには分野によっては EU への拠出も継続することを明らかに

している。

まとめ

単一市場へのアクセスを求めないという点を取り上げて、イギリスがハードブレグジットを目指しているという論調が多い。しかし、本章で見たように、イギリスは EU との関係の断絶を目指しておらず、EU との関係を維持するための資金の拠出も認めている。その点では、イギリスはソフトな離脱を目指しているともいえよう。しかし、本章はあくまでもイギリスの視点を対象にしており、EU はイギリスに対して厳しい態度で臨もうとしているため、離脱交渉がイギリスの思惑通りに進むとは限らない。しかし、EU とイギリスはすでに密接な関係を構築しており、その糸を 1 本 1 本解していくのは容易ではない。バリューチェーンはイギリスと EU をまたいで広がっており、金融機関も相互に進出し合っている。

EU 側からは EU の結束を目的としてイギリスに難題を突き付けるべきだとの声がある。報道では EU 離脱交渉にかかわる経費をイギリスに負担させるべきとの動きもある。しかし、リスボン条約には離脱条項があり、離脱するか EU に残るかは加盟国が判断すべきことであり、EU が加盟国に残留を押し付けるのは筋違いであろう。EU が更なる離脱を防ぎたいのであれば、イギリスに無理難題を押し付けるのではなく、EU が正しい政策を行い EU の魅力を高めるべきだ。その意味では、2017 年 3 月に公表された EU の将来についての報告書は具体的施策にかけるとの批判もあり、EU には具体的な将来像を描くことが求められている。

イギリスは今後も競争力を保つことができるだろうか。本章で見てきたように、EU は現在 2014－2020 年までの中期予算計画に従って活動しているため、イギリスが 2017 年に離脱を通告して 2019 年に離脱したとしても、2020 年までは大きな影響は生じない。EU 離脱の真の影響は 2020 年以降に現れるため、イギリスには一定の時間的猶予が与えられている。その間に、高スキル人材を惹きつけ、研究開発費を確保し、EU のプロジェクトに参加する権利を獲得しなければならない。

【参考文献】

- 川野祐司 (2016a) 『ヨーロッパ経済とユーロ』 文眞堂.
- 川野祐司 (2016b) 「EU 離脱に向けたイギリスの課題」 国際貿易投資研究所『国際貿易と投資』 106号, pp.13-25.
- Stefan Avdjiev, Agne Subelyte and Előd Takáts (2016) “The ECB’s QE and euro cross-border bank lending”, BIS Quarterly Review, September 2016, pp.99-113
- Latchezar Bogdanov (2014), “Fiscal impact of EU migrants in four member-states”, *European Citizen Action Service (ECAS) projects - Benefit tourism*.
- C. Dustmann and T. Frattini (2014), “The fiscal effects of immigration to the UK”, *The Economic Journal*, DOI: 10.1111/ecoj.12181
- European Commission (2014), *United Kingdom Common Agricultural Policy*.
- European Commission (2015), *Horizon 2020 First results*.
- European Commission (2016), European Economic Forecast Autumn 2016, Institutional Paper 038.
- Gov.UK (2016), *Regional output and house price impacts from leaving the EU*.
- HM Government (2017), *The United Kingdom’s exit from and new partnership with the European Union*.
- IFC GHK (2013), *A fact finding analysis on the impact on the Member States’ social security systems of the entitlements of non-active intra-EU migrants to special non-contributory cash benefits and healthcare granted on the basis of residence*.
- Cathérine Koch (2016), “The United Kingdom as a hub for international banking”, BIS Quarterly Review, September 2016, pp.30-32.
- Michael McMahon (2016), “The implications of Brexit for the City”, *VoxEU*.
- ONS (2016), *Migration Statistics Quarterly Report*: August p.16
- UK Cabinet Office (2016), *The process for withdrawing from the European Union*.

第3章 EU 主要国の対英関係と英国の EU 離脱交渉の行方 ～ドイツ、フランス、英国のスタンスを中心に

(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員

田中 信世

はじめに

2016 年 6 月 23 日、英国国民は国民投票で「英国の EU からの離脱」を選択した。

これを受けて英国のメイ首相は、同年 10 月の EU 首脳会議で 17 年 3 月末までに EU からの離脱を通知する方針を明らかにした。英国は正式な交渉前に着地をすり合わせする事前交渉を要求しているが、EU は「通知があるまで交渉しない」との姿勢を堅持している。英国は 3 月末までの EU への離脱通告を目指し、議会で「メイ首相に EU 離脱通知の権限を与える法案」の審議を急いでいる。法案は下院での可決を終わり、2 月末現在、上院で審議中である。今後、議会手続きが終わり次第、EU への離脱通告が行われ、交渉が始まることになるものと思われる。

第1節 EU と第三国の経済連携協定～現在の連携モデル

英国では、離脱後の EU との間の新たな関係について、過去に EU が締結してきた第三国との協定が連携のモデルになるとの議論が行われてきた。こうした議論は EU 内では活発に行われているわけではないが、今後の EU 英国関係構築を考えるうえで参考になると思われるので、EU がこれまで第三国との間で締結してきた経済連携協定のうち代表的なものについて以下に概観する。

1. ノルウェーモデル

EU とノルウェーの経済関係は、ノルウェーの欧州経済領域（EEA；EU 加盟 28 カ国プラス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）の加盟国としての単一市場への参加によって決定されている。EEA のメンバー国は EU 規則に従い、4 つの自由、すなわち商品、サービス、資本および人の移動の自由を受け入れることを要求される。しかし、

ノルウェーの EU 市場へのアクセスは、例えば農業や漁業における多くの例外や一部の製品の関税や数量割り当てによって規制されている。

ノルウェーは EU の競争法や国家補助規則を守り、消費者保護、会社法、環境保護、社会政策などを含む多くの水平的な政策における EU 法を守る義務がある。また、ノルウェーは EU 予算にかなりの貢献をしており、ノルウェーが参加している研究・教育プログラムや機関にも共同出資している。

ノルウェー商品には EEA 協定によって関税が課されることはないが、ノルウェーは EU との間で関税同盟を締結しているわけではないため、ノルウェー企業は自社が輸出する商品やその部品が EEA に由来していることを証明するか、または、自社が EU の法令に従っていることを証明しなければならない。

ノルウェーは経済分野以外でも EU と協力している。ノルウェーはシェンゲン協定に参加しており、投票権はないが欧州理事会での議論に参加することが認められている。また、ノルウェーは EU の国境管理機関である Frontex に参加しており、EU との二国間協定を通じて法執行機関である Europol や Eurojust と協力している。

一方、ノルウェーは、欧州委員会や欧州理事会、欧州議会といった EU の意思決定機関に代表者を送っていないので、同国の EU 政治に対する影響力はかなり限定的で、立法プロセスの初期段階での欧州委員会のワーキンググループを通じて影響力を行使する程度にとどまっている。ただし、安全保障分野においては、例えば EU とノルウェーの一体化した対ロシア政策やノルウェーの NATO への参加にみられるように、両者の協力関係は比較的深い。

2. スイスモデル

スイスと EU の経済関係は、スイスが EEA のメンバーになることなしに、EU の単一市場にアクセスするために締結した二国間の協定をベースにしている。過去 20 年間、スイスは個別の産業部門・分野の 100 以上のケースについて EU と交渉を行ってきた。

このモデルは自由貿易地域と単一市場を要素として持つ混合的なシステムであり、スイスは EU との二国間協定の交渉を通じてのみ EU との関係を変更することができる。いったん交渉が終了すると、スイスは EU の決定に影響を及ぼすことができない。

商品貿易については、スイスは農業分野で多くの例外があるものの、EU 市場への幅広いアクセスを享受している。サービスについては、会計、会計検査、法律などの専門的な

サービスについてはアクセスが制限されている。またスイスの金融機関には EU 加盟国に支店を設立する場合に必要な、いわゆる「パスポート」制度が適用されていない。

スイスは長年にわたって EU との間で人の移動の自由の原則を尊重してきた。しかし 2014 年に、労働市場への EU 市民のアクセスについての国民投票が実施され、国民の半数以上（50.3%）がスイスの市民権を持たない EU 市民に対する年間の割り当てを設けることに賛成した。これに対して EU 側はエラスムスの教育プログラムや研究資金へのスイスのアクセスを制限するという対抗措置をとった。スイス政府は人の自由移動について欧州委員会と協定の再交渉を協議しているが、この問題の帰結が他の分野の協力にも影響を与える可能性がある。

スイスはシェンゲン協定に参加しており、Europol にも参加している。また単一市場へのアクセスと引き換えに、EU 予算への負担を受け入れている。

3. トルコモデル

トルコと EU の経済関係は、トルコの工業品や加工農産品が EU 市場にアクセス権を持つ関税同盟をベースとしている。しかし、非加工農産品、サービスおよび政府調達へのアクセスは除外されている。トルコが EU の単一市場にアクセス権を持つ分野においては、トルコは国内法を EU 法に適合させなければならない。トルコと EU は関税同盟により共通の対外関税を設定しているが、両者の非対称性により、規則を制定するのは EU である。トルコは第三国と貿易協定を締結することを認められているが、対外関税は EU の関税に合わせることを求められる。EU が第三国と貿易協定を締結した場合は、トルコは EU が貿易協定を締結した第三国に、同じ商品のトルコ市場へのアクセスを認めなければならない。そしてその第三国はレシプロの義務を負わない。

トルコは EU の行う決定に発言権はなく、EU の機関に代表者を送っていない。外交・安全保障政策における EU との協力も小規模なものにとどまっている。トルコはシェンゲン協定に参加していないし、Europol を通じた犯罪取り締まり協力にも含まれていない。トルコの EU との政治的、制度的な結びつきは、トルコの EU 加盟候補国入りやその後の加盟交渉により強化されてはきているものの、依然として限定的である。

4. カナダモデル

このモデルは 2016 年に EU がカナダとの間で署名し 17 年 2 月に欧州議会で承認した

包括的な経済貿易協定（Comprehensive Economic and Trade Agreement＝CETA）であり、その内容は工業品、一部の農産品および特定のサービスを含む拡張された自由貿易協定となっている。しかし同協定は、一部の産業部門における輸出数量割り当てや、特惠扱いからの完全な適用除外（例えば、オーディオビジュアルサービスや航空輸送など）も含んでいる。ほとんどの貿易協定と同様にカナダとの協定も原産地規則を含んでおり、カナダ企業は最終製品の価格に占める非第三国の原材料や部品の比率が要求された水準を満たしていることを証明しなければならない。

基本的にカナダモデルは貿易関連条項を超える条項を含んでいない。職業資格の相互認証は限定的であり、人の自由移動や銀行部門の投資の自由についての条項も含んでいない。また、CETA は政治的な統合の要素を含んでいない。

将来の EU・英国関係が上述のモデルのいずれに近いモデルに落ち着くことになるのかは英国が今後の EU 離脱交渉に当たってどのような方針で臨むことになるのかにかかっている。

第 2 節 EU 主要国の対英関係～独仏を中心に

EU 加盟 28 カ国の中で経済規模の大きな国は、2015 年の名目 GDP の規模でみると、ドイツ、英国、フランス、イタリア、スペイン、オランダ、スウェーデン、ポーランドの順となっている。一方、「商品貿易」「サービス貿易」「外国直接投資」「移住」などの各項目別に各国の対英関係の規模の大きさ、およびそれらが当該国の GDP に占める比重に焦点を当てて対英関係の重要性をみると、上記 8 カ国のうち、ドイツ、フランス、イタリア、スペインおよびポーランドの 5 カ国が対英経済関係の重要性が高い国として挙げられる（表 1）。

中でも EU の中で経済規模が最も大きく、英国との経済交流が活発であったのはドイツとフランスである。両国は、今後の英国の離脱交渉において主導権を握ることになるものとみられている。そこで以下にドイツとフランスの対英経済関係を具体的に見てみよう。

表 1 EU 主要 5 カ国の英国との経済関係

		ドイツ	フランス	スペイン	イタリア	ポーランド
商品貿易*	主要貿易相手国中の英国のポジション	5	7**	6	6	6
	商品貿易額(輸出+輸入)、GDP比、2015	4.21	2.34**	2.85	2.02	3.85
	貿易黒字、GDP比	1.69	0.5**	0.52	0.73	1.72
サービス貿易*	主要貿易相手国中の英国のポジション	2	2	1	4	2
	サービス貿易額(輸出+輸入)、GDP比、2014	1.4	2.02	1.88	0.9	1.09
	貿易黒字、GDP比	0.01	0.21	0.56	-0.06	0.05
外国直接投資*	主要FDIパートナー中の英国のポジション	4	4	2	4	10
	対外直接投資+対内直接投資、GDP比、2014	6.93	7.16	10.65	3.16	1.49
	投資残高(英国への直接投資-英国からの直接投資、GDP比、2014)	2.67	1.62	0.76	-0.45	-1.13
移民*	移民の相互受け入れにおける英国のポジション	11	8	5	13	2
	英国への移民と英国からの移民、人口比、2015	0.53	0.52	0.87	0.36	1.91
	英国への移民の残高、人口比、2015	0.27	-0.06	-0.47	0.15	1.73

注) *表中の経済関係の各分野における主要パートナーとしての英国のポジションが、離脱交渉における各国の考え方に影響を与える可能性が高いと考えられる。**は 2014 年のデータ。

(出所) OCCD 統計、国連経済社会局統計、国連移民統計等

1. ドイツ

ドイツは英国が欧州統合プロセスの中心的な役割を果たすことに大きな関心を有してきた。ドイツでは、こうした期待は共同体の創設期から大きく、経済的な観点からも支持されてきた。ドイツ産業にとって英国市場は第二次世界大戦後の経済回復期において重要市場と位置づけられてきた。英国はまた軍事的な潜在力や米国との結びつきの強さにより安全保障面で極めて重要な存在であり、EU 創設期に統合のリーダーとして自認してきたフランスとバランスをとるうえでも英国の存在はドイツにとって重要であった。

英国の EU 加盟は、より多くの国をカバーする幅広い欧州統合が長期的にドイツの再統一を可能にするというアデナウアー首相（当時）の欧州統合ビジョンとよく調和した。こうした理由から、ドイツは EU 拡大に慎重なフランスを説得するという役割を期待して英国の欧州共同体への早期加盟を熱心に支持した。1973 年の英国の欧州共同体への加盟はこうしたドイツの粘り強いアプローチの結果に負うところが大きい。

しかし、ドイツはその後、単に「地域的に」広い欧州を目指すにとどまらず、欧州が「政

治的に」連邦制に向けて舵を切ることを主張するようになった。しかしこうしたドイツの考えは英国によって異議を唱えられ、ドイツは統合の結束をはかる必要性に迫られた。その結果ドイツが主張したのが、関心のある加盟国のあいだで協力を加速する「開かれた先頭集団グループ」方式の採用である。

英国の EU からの離脱はドイツに経済的、政治的な打撃を与えることになると思われる。離脱の結果、最も起こりそうなシナリオとしては、国内経済への打撃、EU 政治の不安定化、ドイツを含めた EU 加盟国における反欧州統合機運の高まり、および連鎖的な「EU 離脱」リスクなどが挙げられる。

英国が離脱した場合、欧州統合に対するドイツの立場は岐路に立たされる可能性がある。ドイツは、英国が緩やかな統合の EU に「復帰する」のを待つのか、政治統合の深化を加速し、「核となるヨーロッパ」(Kerneuropa)を建設する道を進むのかのジレンマに直面することになる。

最終的な選択は多くの要因によって決まるが、いずれにしても、①英国との経済関係はドイツの利益にとってどれくらい重要か、②ドイツは欧州の経済政策において自国の目標を達成するためにどれほど英国の助けを必要としているのか、③英国の反対を受けた政治統合の深化という考え方は現在のドイツでどれほど一般的なのか、といった点がドイツの対英ポジションに決定的な重要性を持つものと考えられる。

(1) 英国との経済的な結びつき

<財とサービスの貿易～対米に次ぐ巨大な貿易黒字>

ドイツにとって英国は、米国とフランスに次ぐ第 3 の輸出市場であり、ドイツ連邦統計局によれば、2015 年の輸出額は約 900 億ユーロ、輸入額は 383 億ユーロであった。同年の対英貿易黒字は 510 億ユーロと対米貿易黒字に次ぐ規模に達している。対英貿易黒字は近年増大しており、英国市場の重要性は一段と高まっている。

両国間の貿易は両国の経済構造を大きく反映している。ドイツ経済の基盤は、先進的な技術の高品質商品を輸出する産業である。こうした商品の需要は非常に安定しており、景気低迷時でも大きな変動を示していない。ドイツの GDP に占める製造業部門の比率は 2015 年で 22.3%であり、これは 1994 年の 23%からほとんど変化していない。これに対して 2015 年の EU 平均の GDP に占める製造業部門の比率は 15.3%であった。英国ではこの比率は 9.4%と特に低く、これが対独貿易の大幅な赤字となってあらわれている。商

品グループ別にみると、ドイツの主要輸出品目は自動車、機械、化学製品、データ処理設備、電子機器、光学機器などである。これに対して英国からの輸出で比較的高い比率を占めたのは石油および天然ガスであった。

表 2 ドイツの主要貿易相手国別商品貿易 (2015 年) (単位; 10 億ユーロ)

輸出			輸入	
1	米国	113.9	中国	91.6
2	フランス	103.0	オランダ	88.0
3	英国	89.3	フランス	67.0
4	オランダ	79.5	米国	59.3
5	中国	71.3	イタリア	49.1
6	イタリア	58.1	ポーランド	44.5
7	オーストリア	58.1	スイス	42.7
8	ポーランド	52.1	チェコ	39.3
9	スイス	49.2	英国	38.3
10	ベルギー	41.3	オーストリア	37.4
貿易額 (輸出+輸入)			貿易収支 (輸出-輸入)	
1	米国	173.1	米国	+54.6
2	フランス	170.1	英国	+51.0
3	オランダ	167.6	フランス	+36.0
4	中国	162.9	オーストリア	+20.7
5	英国	127.6	アラブ首長国連邦	+13.7
6	イタリア	107.2	スペイン	+12.3
7	ポーランド	96.6	韓国	+10.2
8	オーストリア	95.4	サウジアラビア	+9.1
9	スイス	91.9	イタリア	+9.0
10	ベルギー	78.2	スウェーデン	+8.9

(出所) ドイツ連邦統計局

一方、サービス部門については、英国の競争力は製造業よりもずっと強く、欧州最大の金融街シティを持つ強力な金融部門の存在を反映して、ドイツとの間のサービス貿易は商品貿易と比べてバランスのとれたものとなっている。しかし、ドイツもこの分野では、近年の改革などにより競争力をつけてきている。2014 年におけるドイツの対英サービス輸出は 206 億ユーロに達し、ドイツの EU 全体に対するサービス輸出 (1,060 億ユーロ) の

19.4%を占めた。一方、英国のドイツへのサービス輸出は 202 億ユーロと、ドイツの EU からのサービス輸入全体の 12.5%を占めている。

以上のように、商品とサービス貿易における両国の関係は大変緊密といえることができる。

<資本移動～英国が最大の投資先国>

構造的な貿易黒字国であるドイツは世界でも最も大きな資本輸出国のひとつに数えられる。2013 年におけるドイツの対外直接投資 (FDI) は 1 兆 2,330 億ユーロに達し、そのうちの半分 (6,659 億ユーロ) は EU 加盟国向けの投資であった。加盟国向け投資の中では英国が最も重要な投資先国であり、ドイツからの直接投資額は 1,260 億ユーロであった。

英国への投資は 2,200 社以上の企業によって行われ、英国で 35 万 4,000 人の雇用を創出し、英国内で合計 1,726 億ユーロの売上高を達成した。代表的な進出企業としては、シーメンス (重電機器)、ボッシュ (自動車部品)、BMW (自動車)、フォルクスワーゲン (自動車)、RWE (エネルギー)、E.ON (エネルギー)、ドイツテレコム (通信)、ドイツポスト (郵便)、リンデ (化学)、およびハイデルベルクセメント (セメント) などが挙げられる。

ドイツの英国市場におけるプレゼンスは、ロンドン証券取引所 (London Stock Exchange = LSE) とフランクフルトの証券取引所の経営統合によりさらに高まる可能性があった。20 年越しのこの統合プロジェクトは、2016 年 2 月の統合計画では、統合後の新取引所においてドイツ証券取引所が 54.4%の株式 (額面で 305 億ドル) を取得する計画であり、この経営統合は、規模の経済の利益に加えて、パリ、ブリュッセル、アムステルダム、リスボン証券取引所の連合であるユーロネクスト (Euronext) と大陸間取引所 (Intercontinental Exchange=ICE) が所有するニューヨーク証券取引所に対してより競争力を高めるものとし期待されていた。しかし、2017 年 3 月 29 日、EU の欧州委員会は、特にデリバティブ取引でのロンドン証券取引所の圧倒的なシェアが EU の競争法 (独占禁止法) に反する恐れがあるとして、両取引所の経営統合を認めないと発表した。欧州委員会による両証券取引所の経営統合の差し止めは、規模拡大により経営効率を高めたドイツ・フランクフルト取引所にとっては大きな痛手となったが、英国の EU 離脱交渉の開始を間近に控え、ユーロ建ての金融取引における英国の独占的な地位を快く思わない EU 側の意図が働いた可能性も指摘されている。

一方、英国のドイツへの直接投資は、ドイツからの直接投資と比べるとかなり少ない。

ドイツの統計によると、英国はドイツの対内直接投資受け入れ国の中で、オランダとルクセンブルクに次いで第3位であり、2013年のドイツの対内直接投資受入残高 6,058 億ユーロ（うち 5,045 億ユーロが加盟国からの投資）のうちの約 500 億ユーロを占めたに過ぎなかった。英国の大手投資企業としては、BP（石油）、シェル（石油）、GKN（エンジニアリング）、ロールスロイス（航空機エンジン等）などが挙げられる。

表3 ドイツの EU 加盟国への直接投資(2013 年) (単位: 億ユーロ)

投資先国	直接投資額
英国	1,260
ルクセンブルク	783
オランダ	656
ベルギー	650
フランス	468
イタリア	384
オーストリア	361

(出所) ドイツ連邦銀行

表4 ドイツの EU 加盟国からの直接投資の受け入れ(2013 年) (単位: 億ユーロ)

投資受け入れ国	直接投資受け入れ額
オランダ	1,545
ルクセンブルク	1,187
英国	499
フランス	491
イタリア	408
オーストリア	269
スウェーデン	206

(出所) ドイツ連邦銀行

<移住～移住の重要性は低い>

ドイツ・英国関係への移住の影響は貿易や投資に比べるとはるかに小さい。国連統計によると、2013年に英国に居住しているドイツ人は31万1,300人であり、ドイツに居住し

ている英国人は 9 万 6,900 人であった。両国の人口と比較するとその比率は大変小さい。両国間の移民の重要性が低いのは、両国間に給与水準の大きな差がなく、過去何十年にもわたって、お互いの国への移住を必要とするほど大きな経済危機に見舞われることがなかったからである。

このように両国間の移民の数は少ないが、そうした中でも英国に居住しているドイツ人がドイツに居住している英国人よりも多いのは、ドイツ人の専門家、研究者および学生にとって英国の金融部門が大きな魅力となっていることが一つの要因となっている。ドイツ学術交流会 (DAAD) のデータによると、2013 年に外国で研究活動をしているドイツ人の研究者 (1 万 7,886 人) のうち米国を選んだ人は 16.1% と最も多かったが、英国を選んだ人が 6.2% とこれに次いだ。英国はまた、学生の留学先としても人気があり、2012 年に外国の大学に留学したドイツ人の学生 13 万 6,000 人のうち 1 万 3,700 人が英国に留学した。

(2) 経済政策

＜規制政策～「移民制限」を除き共通点も＞

EU の共通単一市場の 4 つの原則のうち、「人の移動の自由」の分野で、「移民制限」を主張する英国の立場がドイツなどその他の国の立場と相容れないことは明らかであるが、その他の経済分野での基本的な立場は両国で共通点も多い。

戦後のドイツの経済モデルは、いわゆるオールド自由主義 (秩序自由主義) を特徴としている。これは、自由市場が経済的な意思決定の優れたメカニズムであるという前提に立つ一方、それがうまく機能するためには、競争を保証し、権力の集中を防ぐなどの秩序が必要になるという考え方である。こうした経済政策の策定における自由主義的な思想は、ドイツが 1960 年代の初期の EEC の時代に、英国を含む形での EEC の拡大を熱心に提唱してきた背景でもあった。当時、国家統制を重視するフランスが政治的に力を持っていた中であって、ドイツにとって、自由主義的な立場をとる英国との連帯が必要不可欠とみられたのである。こうして欧州連合において自由市場を重視する英独連合はしばしば干涉主義的な加盟国と対峙してきた。

また、英国とドイツは、過去 20 年以上にもわたって、社会民主的な思想と自由市場を調和させる「第 3 の道」構想に基づく、労働市場と社会政策の改革を共に進めてきた。英国の社会学者ギドンによって提唱された「第 3 の道」は英国のブレア元首相やドイツのシュレーダー元首相によって採用され、シュレーダー元首相は 2001～05 年に自由化プログラ

ム「アジェンダ 2010」や「ハルツIV」による労働市場の改革を断行した。この路線はメルケル現政権に引き継がれ、所得の不均衡拡大という副作用はあったものの、失業率を 4.7% という非常に低い水準に引き下げることに大きく貢献した。このように、英国とドイツの労働市場へのアプローチは多くの類似性を示している。

<両国とも自由貿易を重視>

両国とも自由貿易を重視しており、世界経済への門戸開放が脅威ではなくチャンスになるとみなしている。

一方、ドイツの貿易政策は英国とは異なる特徴を持っている。20 世紀後半においては、外国貿易はドイツの GDP を引き上げただけでなく、東西ドイツ分断という不完全な主権を補うものとして、またドイツが世界における政治的な影響力を構築する手段として役立った。その結果、ドイツは世界の中で主要輸出国となり、この状況は今日でも続いている。ドイツは輸出額では中国や米国の後塵を拝しているものの、2,000 億ユーロ以上の経常収支黒字を計上している。

ドイツの非欧州市場との結びつきはかなり強く、その結びつきはほぼ一貫して強まっている。これを象徴するかのように、2015 年に、1960 年代初期以降初めて米国がドイツの輸出市場のトップに躍り出た。こうした背景から、ドイツがさらなる貿易の自由化 (TTIP の受け入れを含む) や英国との密接な協力を前面に押し出してくるものと予想されている。しかし、TTIP については、ドイツの産業界が米国との協定締結に関心を持っているものの、米国で TTIP に反対するトランプ政権が発足することになったことから、EU・米国間の TTIP 交渉が凍結に追い込まれることになった。

<EU 内の所得再分配～異なる両国のポジション>

1 人当たり GDP が EU 平均より高いドイツと英国は EU 予算に対するネットの拠出国である。一見したところ、両国の関心は同じに見え、EU 予算からの高い移転を受けている受益国からの高い期待を抑えるために共同歩調を取るようにみえる。しかしこの問題に関する両国の政治的な姿勢は明らかに異なっている。

英国にとっては、EU 予算への拠出は EU 市場へのアクセスの代償として位置付けられており、この認識から英国は EU 予算への拠出をできるだけ低く抑えることを求めている。他方、ドイツは、共通農業政策や地域政策や構造政策を通じた EU 内の所得の再分配を、

欧州の連帯の必要経費であり、欧州統合の進展に対する代償であるとみなしている。コール政権（当時）の「小切手帳政策」（chequebook policy）という言葉はこうした考え方を反映したものであり、これは、EU 首脳会議におけるパートナーの抵抗は共通予算からの支払いを増やすことで抑えるという手法である。このように EU 予算に関して両国の間には大きな政治姿勢の相違がみられた。

ただし、ドイツの EU における所得再分配に対する懐疑主義は統合の他の局面、すなわち財政政策の分野でははっきりとみられた。2008 年の金融危機の後、ユーロ圏では金融危機で大きな影響を受けた国に対してユーロ債発行や債務減免によって所得再分配の規模を拡大するという議論が高まった。しかし、こうした議論に対して、緊縮財政政策と労働市場の規制緩和などの供給サイドの改革によって金融危機を克服することを強く主張してきたドイツは強硬に反対した。

（3）政治統合～異なるアプローチ

統合プロセスの初期の段階から、ドイツの欧州政策は、条件を満たした国で構成する大欧州の構築と一部の先進的な統合を達成した国による政治同盟の 2 つを同時に追求する野心的な目標を目指してきた。その結果ドイツは、強い政治機構をベースとした排他的な統合を目指すフランスと、統合を単一市場と経済問題だけに限ることを望む英国のアプローチの仲介者の立場に立ってきた。

ドイツのこのジレンマに対する対応は「先陣グループ」方式の採用であった。すなわち、すべての加盟国の間で統合の深化についてコンセンサスが得られないため、少数の限定的なグループだけでより強力な協力を進めるという方式である。この統合の深化と拡大を調和させるという、差別化された統合の構想は、ショイブル（現財務相）とラマーという 2 人の政治家（キリスト教民主同盟）によって 1994 年に提唱された。

ドイツはハードコア、すなわちユーロ圏の主要メンバーであり、より進んだ統合プラットフォームの提案を模索している。先陣グループを再活性化させようという声はユーロ圏の債務危機と難民危機を契機に強まっており、その最も新しいイニシアティブはドイツとフランスの経済大臣による共同マニフェストである。同マニフェストはユーロ圏の議会とユーロ圏財務大臣ポストの創設を提唱している。

（4）離脱交渉におけるドイツのスタンス

＜経済的には密接な関係維持を希望＞

英国が EU から離脱した場合、ドイツの立場は、英国との密接な関係を維持するという経済的な必要性和「小さな」政治同盟をつくるチャンスをもにするという 2 つの方向性が考えられる。

経済的な必要性は、ドイツを英国との密接な結びつきを維持する方向に推し進めることになる。ドイツ企業にとっての英国市場の大きなウエイトは、英国との間の最も進んだ協力形態、すなわち単一市場を推進する方向に政府を動かすことになるとみられる。この協力形態の達成度が少なければ少ないほど、対英貿易のリスクは大きくなり、それだけドイツ経済への打撃が大きくなる。このリスクは、英離脱後のユーロに対するポンドの下落（ゴールドマン・サックスによると、ポンドの対ユーロ相場下落は 20%にもなると推定している）を考えると、いずれにしても極めて高いものとなる。これはドイツ製品の価格競争力を弱め、輸出の減少と巨額の貿易黒字の減少につながる。同じことは独英間の資本の流れにも当てはまる。独英間の資本の結びつきは大変強いいため、ドイツ産業界は不確実性を減らしビジネスを行うための現行の環境の継続、すなわち単一市場レベルの統合の維持を強く求めることになると思われる。

＜英離脱でドイツの経済政策決定権の弱体化も＞

EU と英国の結びつきを密接に保つことはまた、ドイツの経済政策の方向性とも一致する。EU の主要加盟国の中でドイツは EU の経済運営に対して最もリベラルなアプローチをとってきた。英国が EU から離脱した場合、規制を重視する加盟国に対するドイツの力は相対的に弱体化することが予想される。規制緩和政策に関して、ドイツは EU の中で英国との間で連帯を組むと、投票数の 41%を占めることが期待できた。しかし、英国が離脱した場合、投票数の比率は 33%（ブロッキング・マイノリティを形成するためには必要な票数は 35%）に下落する。英国の EU 離脱によって、より介入主義的な合意を阻止するための力が弱体化することを避けるため、ドイツは、EU・英国間の経済政策の分野での協力をできるだけ制度化された形で構築することに関心を持つことになるものと予想される。

一方、政治統合に関しては、英国の EU 離脱は、ドイツが EU の幅広い統合という理想を放棄して EU のコア国での協力の深化に焦点を当てた統合へ向かう方向にドイツの EU 政策を変化させる引き金になる可能性がある。そうした動きの中で、ドイツがフランス、イタリア、オランダおよびベルギーなどと政治的な連合を作り出すことも考えられる。

以上のような事情を考え合わせると、英離脱後の EU の英国との枠組みとしてドイツが一番都合がよいと考える連携モデルは、第Ⅱ節で述べた現行の EU の第三国との連携モデルに当てはめると「ノルウェーモデル」に一番近いものになるのかもしれない。

2. フランス

EU における英国の存在はフランスにとって非常に大きく、国際問題で英国はフランスと共同歩調をとることが多い。両国は国連の安全保障理事会の常任理事国であり、かなりの軍事的な潜在力を有している。

また EU 内では、英国の EU 加盟はドイツの圧倒的な存在力を緩和することで、域内の力のバランスを生み出している。フランスは、英国の EU 加盟に長年にわたって反対してきた後で、増大するドイツの経済力に対抗するために、1969 年に英国の EU 加盟支持に転向したという経緯がある。

フランスは、英国の EU 離脱後に EU 予算への負担が増大することに対しても懸念を抱いている。またフランスは、英国の EU 離脱のもたらす間接的な影響、特に国内の欧州統合懐疑主義の高まりを警戒している。英国の EU からの離脱は、EU 統合に異議を唱える極右政党 **National Front** の主張に根拠を与えるものとなる。同党の党首ル・ペンは、彼女が 2017 年の大統領選挙に勝った場合には、フランスの対 EU 関係を英国モデルにならせたものとし、EU から国境管理や財政・金融政策の主導権を取り戻すことを要求すると宣言している。

こうした理由からフランスはこれまで強固な **Bremain**（英国の EU 残留）支持者であった。しかし、国民投票で英国が EU からの離脱を選んだ結果、EU の経済統合や政治統合に対するフランスのポジションから考えると、フランスは今後、英国と EU の密接な結びつきを支持しない方向に進む可能性がある。

(1) 英国との経済的な結びつき

＜財とサービスの貿易～仏の貿易黒字が拡大＞

フランス関税・間接税局のデータによると、英国はフランスの輸出市場の中では第 5 位であり、輸入相手国の中では第 8 位である。2015 年におけるフランスの対英輸出額は 316 億ユーロ（総輸出額の 7.1%）、英国からの輸入額は 195 億ユーロ（総輸入額の 3.9%）であった。

貿易収支はフランスにとって有利に推移しており、対英貿易黒字は 2011 年から連続して増加した後、15 年には 121 億ユーロ（GDP の 0.55%）と最高を記録した。これはフランスの英国からの輸入が減少しているのに対して対英輸出が連続して増加した結果であり、対世界貿易の貿易収支が 14 年以降赤字を記録しているフランスにとっては貴重な貿易黒字となっている。両国間の貿易は産業内貿易の性質を有しており、自動車および同部品、医薬品、航空・宇宙関連製品が中心となっている。

表 5 フランスの対英貿易と貿易収支(2008～15 年) (単位:100 万ユーロ)

年次	輸出	輸入	貿易収支
2008	31,997	23,201	8,796
2009	24,320	18,323	6,197
2010	26,252	20,059	6,193
2011	27,885	22,092	5,793
2012	29,326	22,783	6,543
2013	29,467	20,862	6,605
2014	30,380	19,871	10,509
2015	31,635	19,504	12,131

(出所) French office for customs duties and indirect taxes

<資本移動～英国での投資シェアも拡大>

OECD のデータによればフランスの対英投資額は 2014 年に 1,023 億ユーロ（GDP の 4.8%）に達した。業種別に投資が最も活発であったのは、情報通信技術、小売り、自動車、食品・飲料、および金融サービスであった。フランスは英国への投資国の中では米国、オランダに次いで第 3 位であり、英国の投資市場におけるフランスのシェアは 05 年以降着実に増加を続けている。

また、英国に進出しているフランス企業は 3,074 社、雇用創出数は 35 万 9,000 人で、1,132 億ユーロの売上高を記録している。英国に進出しているフランス企業の例としてはロレアル（化粧品）、ジバンシイ（ファッション）、ルノー（自動車）、シトロエン（自動車）、フランス電力（EDF フランス）、ソデクソ（フードサービス等）、キャップジェミニ（グローバルコンサルティング）などが挙げられる。計画中の最大の投資案件としては、EDF

Energy によるイングランド南西部サマセット州での 244 億ユーロのヒンクリー・ポイント C 原子力発電所建設プロジェクトがある。

英国の対仏投資も 2014 年に 646 億ユーロとかなりの規模にのぼっている。14 年においては英国のフランスへの進出企業は約 200 社稼働しており、約 20 万人の雇用を創出した。進出企業としては、エリオール（ホテル）、カストラマ（DIY 住宅リフォーム）、コンパス（食品サービス等）、ダーティ（電子デバイス）、カマイユ（アパレル通販）などがある。

両国間の今後の経済関係进行评估する場合、金融部門の動向も重要である。英国の EU 離脱によって、欧州資本市場でのシティの後退が大手金融機関のパリへの移転をもたらす可能性があるため、フランスはロンドンやフランクフルトに対する金融センターとしてのパリのポジションの強化に力を入れることになるものと思われる。

<移住～英離脱で国境コントロールの変更も>

両国間の移民の数は両国でバランスのとれた数字になっている。2014 年においては、英国への居住を登録したフランス人の数は 12 万 6,804 人だけであったが、実際に英国に居住していたフランス人の数は約 30 万人と推定されている。年齢層では、25～40 歳の若い年齢層が中心である。一方、フランスにおける英国人の数は 15 年時点の登録人数で約 20 万人であった。しかし、登録しないで居住している人もいるので実際の数はいくつとみられている。英国での退職者の南欧への移住の流行を反映して、フランスにおける英国人居住者の 3 分の 1 以上は退職年齢の人々である。

英国の EU 離脱が現実のものとなった場合、フランスと英国の国境コントロールが変更されることになり、スムーズな人や財の移動に支障をきたす可能性がある。フランス政府は英仏間の国境管理について取り決めた 2003 年の二国間協定、ルトケ（Le Touquet）協定を破棄し、国境チェックが英国側で行われることになると表明している。その場合には、英国は国境管理を英国サイドで行われなければならなくなり、英国でビザなしの人々の難民申請も処理しなければならなくなる。英国の EU 離脱は両国に国境管理問題の修正を強いることになりそうである。

(2) 経済政策

<規制政策で対照的な両国のアプローチ>

フランスと英国は EU の経済および競争政策へのアプローチを異にする。フランスは規

制を重視しているのに対して英国は規制緩和を好んでいる。こうした相違をもたらしているのは両国の経済モデルの違いである。すなわち、フランスでは国家統制的な考え方が主流であるのに対して、英国では自由市場的な考え方が主流になっている。

両国は、特に単一市場や競争政策のあり方に関して対立してきた。2004～06年、サービス貿易やサービス投資の共通基準の導入を目指したボルケンシュタイン指令の可決に先立ち、フランスは反規制緩和国の連帯を主導し、これに対して英国は広範な自由化を主張した。英国はフランスが提案した金融取引税にも反発した。しかし、この指令案は協力強化メカニズム（enhanced-cooperation mechanism）により独仏など10カ国の賛成で2016年6月に部分的に成立した。

<貿易自由化に消極的なフランス>

外国貿易の自由化に対するフランスの姿勢は英国と比べると消極的である。フランスの輸出の多くは非EU市場に向かっているにもかかわらず（2015年には、EU市場向けの59.2%に対して、中国、米国などの非EU市場向けは40.8%）、フランスはしばしば保護主義的な政策を実行することを選んでいる。例えばTTIP協定の交渉中、フランスは米国との貿易自由化の範囲を制限することを主張し、オーディオビジュアル部門を除外（オプトアウト）することを勝ち取った。またフランスは、農業や文化の貿易の自由化や、公共調達市場への米国のアクセスに同意していないため、同協定に署名することに反対している。

<EU内での所得再分配でも対立>

フランスと英国のEU予算に対するポジションの相違は、個別分野で顕著ある。一般的にフランスは、特定の分野でEUの所得再分配メカニズムによる高額の資金受け取りに賛成の立場であり、大規模なEU予算に賛成している。これは英国のポジションと真っ向から対立するスタンスであり、特にEUの多年度予算、特に共通農業政策（CAP）予算の交渉の場では、仏独間の対立が見られた。例えば、2014～20年予算において、フランスはEUの農民の保護を主張し、可能な限り高い農業補助金の支給を主張した。これに対して英国はキャップ予算をできる限り削減することを主張した。

しかし、EU予算の一部の分野では英仏間の意見の一致も見られる。例えば、「ユンケル計画」の下でのインフラ投資はフランス経済にとっては極めて重要であり、英国もこの種

の支援の受益国であるためユンケル計画を支持している。

(3) 政治統合

＜仏は政治統合を重視＞

政治統合については、フランスは EU の統合プロセスの非常に早い段階から政治的な側面を重視し、政治的な機関の創設や統合の深化を強く求めてきた。英国は原則として、こうしたアプローチに同調せず、これが、フランスが英国の 1960 年代の EU 加盟を阻止した理由となった。英国は依然として統合の深化に反対しており、統合を単一市場や経済分野に限るという立場を維持している。これに対して、フランスはユーロ圏の政治統合、特に財政政策や社会政策の分野での統合に積極的であり、EU 全体とは別の予算と議会を持つユーロ圏「政府」の創設を提唱している。

フランスと英国の政治統合に対するアプローチの違いはまた、EU の共通安全保障政策にも及んでいる。フランスは英国の EU 離脱が EU 南部の近隣諸国や中東、アフリカといったフランスにとって重要な地域における EU の対外政策の弱体化につながる可能性があるとして懸念する一方、英国の EU 離脱は安全保障の分野でのフランスの野心的な統合計画を前進させるチャンスでもあるとみている。英国はフランスと異なり、EU の軍事的な能力の拡大に関心を有していない。両国は 1990 年代には EU の共通安全保障・防衛政策（common security and defence policy=CSDP）の制度化で協力してきたが、その後英国は政府間協力を優先して EU の共通安全保障・防衛政策の実現を支援することを控えてきた。こうした動きの一例が 2010 年にフランスとの間で締結された二国間軍事協力協定（ランカスター協定）であった。同協定の下で合同の遠征部隊が 2016 年に稼働を開始する予定である。また、英国の EU 離脱は、フランスによる EU 内の防衛産業の統合加速の契機をもたらす可能性も考えられる。

(4) 離脱交渉におけるフランスのスタンス

＜単一市場をベースとした関係を支持＞

英仏間の経済関係をみると、両国間の高い貿易水準、フランスの貿易黒字、相互の投資交流といった要因がフランスを、単一市場をベースとした関係への支持に向かわせることが考えられる。

しかし、EU の経済政策に対する英国とフランスのアプローチの違いと、それによって

フランスのイニシアティブが英国によって阻止されてきた過去の経験から、フランスは、英国が EU の意思決定プロセスに発言権を持たない協力のモデルを求める可能性が高いと見られる。それによってフランスは自国の好む方向に経済政策を推し進めるうえで大きなチャンスをもつことになると思われる。フランスと英国の幅広い経済関係から考えて、フランスにとって最も都合の良いオプションは、長期にわたる産業部門別の交渉を回避することができ、一方では、英国に EU 法に自動的に適応することを要求する EEA に参加するモデル（ノルウェーモデル）ということになるだろう。また離脱交渉で、事態が EU と英国の共通の意思決定機関創設についての交渉が行われるような段階に進んだ場合には、フランスは、EU の経済政策や更なる経済統合について英国の影響力をできるだけ弱める方向に動くものとみられる。

＜ユーロ圏統合深化のチャンスとの見方＞

フランスが EU の意思決定プロセスへの英国の参加を拒んでいるのは、政治統合についての両国の意見の相違からきている。フランスは EU の意思決定プロセスから英国が抜けた状態が、ユーロ圏の統合深化のチャンスであり、欧州の社会政策を構築し安全保障政策を補強するチャンスであると見ている。しかしフランスは、防衛部門といった特定の分野では、二国間ベースと EU レベルの両方で英国との協力に関心を持つことが予想される。

また、離脱交渉におけるフランスのスタンスを考える場合、離脱問題が 2017 年のフランス大統領選挙に与える影響についても留意する必要がある。フランスの現政府は、極右政党の国民戦線の拡大を防ぐためにも EU を去る英国に対してあまりに多くの特権を与えることに消極的な態度をとらざるを得なくなることも考えられる。

第 3 節 英国の EU 離脱戦略と離脱交渉

前節でみたように、EU 主要国の英国離脱交渉におけるスタンスは、主要国の対英経済関係からみる限り、EU の単一市場をベースとした英国との関係構築が利益にかなうように見える。しかし、EU 離脱交渉は英国が交渉においてどのようなスタンスをとるのかにかかっている。

＜首相は「ハード・ブレグジット」を表明＞

英政府はこれまで EU との交渉に入る前に離脱戦略の詳細を明らかにすることは EU 側に手の内をさらすことになるとして離脱戦略を公表することに乗り気ではなかった。しかし、与野党から説明を求める声が高まったことを受けて、メイ首相は 2017 年 1 月 17 日の演説で単一市場からの撤退、移民制限や司法権の回復、EU との防衛協力の継続など、離脱交渉の基本方針を明らかにした。

さらに、英最高裁が 2017 年 1 月 24 日、EU 離脱通知には議会の承認が必要との判断を言い渡したことを受けて、メイ首相は議会の協力が不可欠と判断し、2 月 2 日に EU からの離脱に向けた戦略を説明した「英国の EU 離脱と EU との新たなパートナーシップ」と題する公文書を発表した。

同文書は、メイ首相が 1 月の演説ですでに明らかにしていた離脱交渉に向けて優先する 12 の原則を繰り返す形でそれぞれの項目について改めて説明を補強したものである。

同文書では、英国が EU 単一市場から撤退して英国の主権回復や移民制限を優先する「ハード・ブレグジット」を選択したうえで、EU とは自由貿易を含む包括的連携協定を新たに締結する方針を改めて表明した。

また EU との新たな協定においては、他国と EU の貿易および関税協定をモデルにしないと言明していることから、連携協定の中に単一市場の要素を取り入れているノルウェーモデルやスイスモデルはもちろん関税同盟をベースとするトルコモデルも排除されることになると思われる。すなわち、EU との貿易については、EU の単一市場や関税同盟への参加継続は求めず、新たに広範な自由貿易協定と関税協定を結ぶ方針であるとしている。ただ、EU との交渉次第で、一部の分野では新協定に現行の単一市場制度の要素が盛り込まれることもあり得るとしている。

ちなみに、同文書の中では英国と EU の貿易関係については次のように説明している。すなわち EU (27 カ国) は英国の最大の輸出市場であり、英国は EU にとって最大の商品輸出市場であるとして、両者は緊密な貿易関係によって利益を得ているとしている。

しかし、現在 EU の英国への輸出は英国の EU への輸出を上回っており、2015 年には英国の対 EU 貿易収支は 610 億ポンドの赤字 (内訳は商品貿易が 890 億ポンドの赤字、サービス貿易が 280 億ポンドの黒字) であった (2015 年平均、1 ユーロ=0.72584 ポンド)。これを EU 加盟国別にみると、対独貿易赤字が約 250 億ポンドと突出しており、スペイン、ベルギー、オランダ、フランスなどとの貿易赤字が 50 億~100 億ポンドとこれに続いている。一方、英国の EU へのサービス輸出をサービスの種類別にみると、「金融サービス」

と「その他のビジネスサービス」がそれぞれ 200 億ポンドを上回る規模を記録しており最大の輸出項目となっている（2015 年）。

欧州の金融センターとして機能してきた英国の金融サービス業は、英国が EU から離脱した場合、EU のパスポート制度の英国金融機関への適用の行方が今後の英国の金融サービス業の競争力を左右するとして懸念されているが、同文書では新協定で「最大限に自由な取引を目指す」と述べるにとどまっている。また、原子力産業については、EU 離脱に伴い英国は欧州原子力共同体（EURATOM）から脱退するものの、「英国の EURATOM からの脱退が EU 内外との原子力協定に影響を及ぼさないようにすることを最優先する」としている。

EU からの移民制限については、英国に入国する EU 加盟国からの移民の数をコントロールするとしてうえて、「経済や労働市場のさまざまな分野への影響を理解することが重要」と述べ、企業や地域社会の意見を聞いたうえでさまざまな選択肢を慎重に検討している。

そのほか、同文書では、①英国内での EU 裁判所の司法権を自国に取り戻す、②英国全体（スコットランド、ウェールズ、北アイルランドおよびイングランド）の結束強化に役立つような交渉を EU との間で行う、③アイルランドとの歴史的な関係の維持、④英国における EU 市民と EU における英国市民の既得の権利の確保、⑤労働者の権利の保護、⑥科学と技術革新の分野での英国の最高水準の地位の確保、⑦犯罪やテロとの戦いにおける EU との協力、など EU との交渉に当たっての基本原則を掲げている。

そのうえで、EU との新たなパートナーシップについては、EU 条約第 50 条の発動から離脱手続きが終了する 2 年後までに合意をまとめる方針としており、貿易や関税、移民制度など各種の新制度はその後段階的に導入するとしている。ただし、EU に対して無制限な暫定的地位を求めることはないとしている。

<3 月上旬の離脱通知を目指し議会で離脱法案を審議>

2017 年 1 月 24 日に英国最高裁が EU 離脱通知には議会の承認が必要との判断を示したことを受けて、英議会はまず下院で「メイ首相に EU 離脱通知の権限を与える法案」の審議に入り、2 月 8 日、法案を賛成多数で可決した。下院での採決は賛成 494、反対 122 の圧倒的多数で原案のまま可決した。議会のより深い関与などを求める修正案などもすべて否決され、政府側の大勝となった。

そして英議会上院でも 2 月 20 日から法案の審議が始まった。下院でも法案がすんなり採択されれば、メイ首相が目指す 3 月中の EU への離脱通告は可能になるものとみられる。しかし、上院は労働党など野党が全体の 3 割強、無所属勢力が 2 割を占め、与党保守党は過半数を持たない。修正を求める上院での声は高まっており、下院よりも法案は円滑に可決されにくいと見られている。修正案が可決されれば下院での再審議が必要になるため EU への離脱通告は 4 月以降にずれ込む可能性も指摘されている。

以上のように英国の EU からの離脱交渉の基本方針は、EU の単一市場からの完全撤退を含むいわゆる「ハード・ブレグジット」であることが明らかとなった。EU 単一市場からの完全撤退ということになると、離脱戦略文書でも記述されているように、過去の EU との連携モデルの中で、単一市場への参加が前提となっているノルウェーモデルや EU の単一市場へのアクセスするために締結した協定をベースとするスイスモデルが選択肢から除外されることは当然のことである。今後、英国と EU との関係は、戦略文書にあるように「自由貿易を含む包括的連携協定を新たに締結する」という方針に基づきに交渉が進められることになると思われ、その場合、細部はともかく協定の基本的な枠組みとしては、第 1 節で述べた EU との連携モデルの中では「カナダモデル」に一番近いものに落ち着く可能性が大きいと考えられる。

<離脱交渉で予想される困難>

いずれにしても、英国が EU に対して離脱通告をしたのち、EU との間で離脱交渉が正式に始まることになる。離脱交渉においては（特に英国にとって）くつかの深刻な問題が立ちはだかることが予想される。

最大の問題は交渉に掛けることができる時間が少ないことである。EU 基本条約（リスボン条約）50 条は「EU の諸条約は、離脱協定の効力が発生する日から、あるいは離脱を巡り合意に達することができなかった場合はその日から、当該国に適用されなくなる」と定めている。

同条約 50 条では「欧州理事会が当該加盟国と合意のうえで、この期間を延長することを全会一致で決めた場合は、その限りではない」とただし書きを付けている。しかし、交渉期間の延長をそれほどあてにできないとすれば交渉期間は 2 年しかないと考えたほうが現実的である。さらに、英国にとっては、離脱によって事態がどう変わるのかを離脱の時点よりかなり前迄に明らかにする必要があることを考えると実質的な交渉期間はさらに短

くなる。

英政府もこうした事態を想定して離脱戦略文書の中で「EU 条約第 50 条の発動から離脱手続きが終了する 2 年後までに合意をまとめる方針」であることを打ち出すとともに、「貿易や関税、移民制度など各種の新制度はその後段階的に導入する」としている。しかし、貿易や関税、移民制度などの各種新制度が固まらない段階で EU との間で基本的な合意に達することが可能なのかどうか不透明な感じがする。また、離脱戦略文書では「EU に対して無制限な暫定的地位を求めることはない」としているが、交渉が最終的に決着するまでにはかなりの期間を必要とすると考えるのが自然であろう。

この点に関して、英国が考えている EU との連携協定に枠組み的に一番近いと思われる EU カナダの包括的経済貿易協定 (CETA) が交渉開始から EU 議会での承認を得るまでにどれくらいの期間を要したのかについて見てみよう。CETA が最初の交渉に入ったのは 2009 年 6 月である。そして EU 加盟各国の議会や欧州議会の承認をとりつけることができたのはようやく 2017 年 2 月になってからであった。交渉開始から承認までに 7 年以上の年月がかかったことになる。CETA の場合はベルギーのワロン地域の議会が協定発効によるカナダからの農産物の輸入急増を懸念して協定に反対したことから、土壇場になって協定の成立が一時危ぶまれる事態に陥ったことは記憶に新しいところである。

英国と EU の包括的自由貿易協定も手続き的には CETA と同じ手順を踏むことになると思われることから、いずれにしても前途多難であるといえよう。

(主要参考文献)

- European Commission, *The Economic Outlook after the UK Referendum-A First Assessment for Euro Area and the EU*, July 2016
- The Polish Institute of International Affairs, *Probable EU-UK Relationship after Brexit*, May 2016
- DIW Economic Bulletin 26+27.2016, *Brexit decision is likely to reduce growth in the short term*
- DIW Economic Bulletin 32+33.2016, *Uncertainty shock from the Brexit vote decreases investment and GDP in Euro Area and Germany*
- DIW Economic Bulletin 31.2016, *Brexit decision puts strain on German economy*
- DIW Wochenbericht Nr.31.2016, *Was steht für den britischen Finanzsektor auf dem Spiel Chart 8.2 – UK imports from EU countries*
- HM Government, *The United Kingdom's exit from and new partnership with the European Union*
- House of Commons, BRIEFING PAPER, Number 7694, 30 January 2017, *Brexit: trade aspects*

第4章 BREXITで危機に直面するEU研究開発政策 ～ EU研究開発政策の歴史的変遷から解き明かす ～

関西学院大学イノベーション研究センター 客員研究員
合同会社ジフティク 代表
中野 幸紀

はじめに

2015年4月27日、ドイツのシンクタンク Bertelsmann Stiftung が英国のEU離脱の経済的影響に関するレポートを公表した。それによれば、英国とEUがスイス方式などを採用することによって、経済レベルでは大きな影響が出ないとされている（注1）。

2016年6月23日、BREXITの是非を問う国民投票が行われ、離脱派の得票数が僅差で残留派を上回り、キャメロン首相が辞任した。後任にメイ氏がつき、EUとのBREXIT交渉にあたることとなった。

多くの識者が、「英国は、EU単一市場へのアクセスを歴史的に重視してきており、社会憲章、移民規制などの非経済分野へのEU権限拡大を望んでいなかった。」と指摘している。

2017年2月1日、英国下院（注2）において、BREXIT交渉開始を認める法案が賛成498、反対114で可決された。

以上の流れから、(1) BREXITを契機に英国とEUの関係が新たな段階に入ったこと、(2) 英国はより自由な市場経済活動の利益を重視し、EUは社会的厚生を重視してきたこと、の2点が浮かび上がってくる。

本レポートでは、経済的利益と社会的厚生の両面を有する「研究開発アクティビティ」に着目し、BREXITがEUの研究開発政策に及ぼす影響について次の2つの視点から検討を進めることとする。

検討の視点：

- (1) 「研究開発アクティビティ」は、市場経済活動と社会厚生活動のはざまにある。
- (2) 「研究開発アクティビティ」は、歴史、文化などに依存している。

本報告の研究テーマを「BREXIT で危機に直面する EU 研究開発政策」と設定する。BREXIT の交渉限界（境界線）および英国と EU の新たな国際協力関係の枠組みの展望を試みることが本レポートの目標である。本報告の独創性は、市場経済活動と社会的厚生のはざまにある「研究開発アクティビティ」に着目し、その産出・消費が行われる地域・国の歴史、文化などにも着目した点にある。

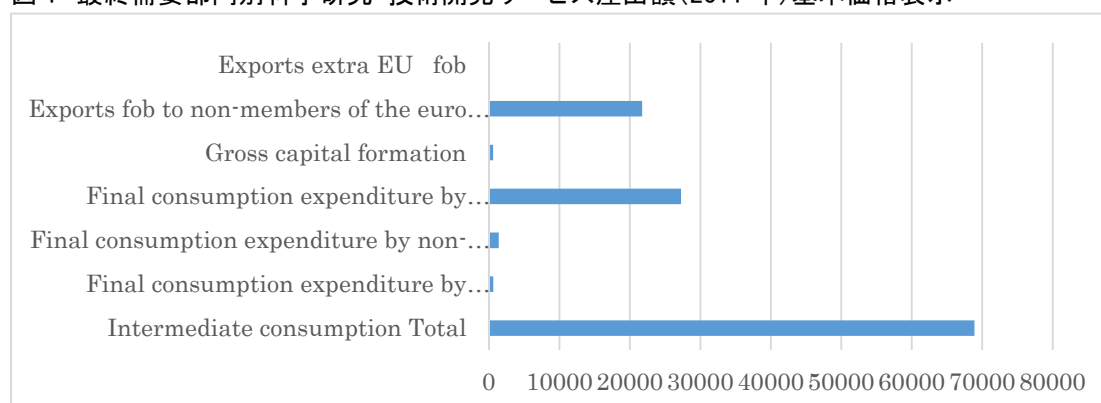
第 1 節 研究方法

1. メゾ経済（産業連関分析）手法によるアプローチ

(1) EU の研究開発サービス最終需要構成

科学研究・技術開発サービスの最終需要構成をユーロ圏 17 か国の 2011 年の数値で観察すると、図 1 に示すとおり、企業向けサービス（Intermediate consumption）が 690 億ユーロ（構成比 57%）、政府向けサービス（Final consumption expenditure by government）が 270 億ユーロ（23%）、非ユーロ圏地域への輸出（Exports fob to non-members of euro）が 220 億ユーロ（18%）となっており、家計向け非営利団体（1%）、家計最終需要（0%）、EU 域外向け輸出（0%）となっている。こうしたサービス経済に関わる統計数値は図 2 の数値を含めてあまり信頼性が高くないが、一つの傾向として、科学研究・技術開発サービスの約 6 割が企業活動のため中間消費財として消費され、次いで約 2 割を政府が、非ユーロ圏への輸出が同じく 2 割程度を占めていることがわかる。

図 1 最終需要部門別科学研究・技術開発サービス産出額(2011 年)基本価格表示



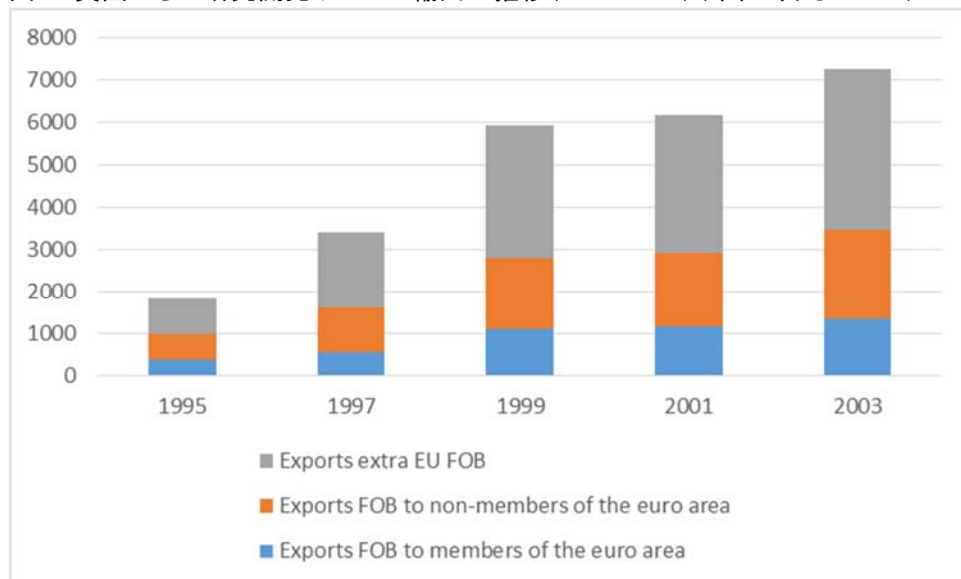
出典：EUROSTAT EA17 IO Tables (SIOT) 2011

(2) 英国からの研究開発サービス輸出動向

英国の研究開発サービス輸出額（FOB）は、Eurostat が公表しているメンバー国産業連関表の usetable 記載の数字によれば、図 2 に示すとおり、同サービス輸出額は WTO/ GATS/ TRIPs 協定が締結された 1995 年に 18 億ユーロだったが、その後、1997 年に 34 億ユーロ、1999 年に 59 億ユーロ、2001 年に 62 億ユーロ、2003 年に 73 億ユーロと、8 年間に年率 10% で増加したことがわかる。

同じ期間について、英国の研究開発サービスの仕向け地別輸出額の推移について見ると、EURO 圏向け輸出が 1995 年から 2003 年までの 8 年間に 3.6 億ユーロから 13 億ユーロへと 4 倍弱、年率 18% で増加し、非 EURO 圏向け輸出が同期間に 6.2 億ユーロから 21 億ユーロへと 3 倍強、年率 17% で増加したことがわかる。これに対して、英国から EU 域外への研究開発サービス輸出額は、1995 年の 8.6 億ユーロから 2003 年の 38 億ユーロへと、4 倍を超える年率 20% で増加したことがわかる。これらの数値から、1995 年から 2003 年の WTO 協定発効と EU の東欧拡大が同時に生じた時期に、英国の研究開発サービス輸出がかなり速い速度で増加し、なかでも EU 域外地域、すなわち、WTO/ GATS 協定参加地域への輸出に勢いがあったことがわかる。

図 2 英国からの研究開発サービス輸出の推移(1995-2003)(単位:百万ユーロ)



出典： IO Table usetable (England) Eurostat から著者が作成

いずれにしても、EU 域内においては、科学研究・技術開発サービスはかなり大きな割合で輸出に向けられており、英国の場合もその研究開発サービスの輸出が 1995 年以降急

激に増大していたことはこれらメゾ経済分析結果から指摘することができよう。

2. 研究開発サービスの財としての性質からのアプローチ

「研究開発アクティビティ」の産出物である研究開発サービスについて、その財としての性質を確認しておこう。

研究開発サービスによって産出される財は人（プロまたはアマチュアの研究者）または事業所（学校、研究法人など）によって産出され、人または事業所によって消費される対人または対事業所サービス財の一つである。

サービス財にはその共通の性質がある。第一に、産出と消費の同時性がある。つまり、在庫不能である。第二に、その財の消費によって得られる満足が消費者の主観に依存する。いいかえれば、財の評価が、個人的、主観的となり、ある地域、時代などで共有されにくい。

研究開発サービスによって産出される財は、誰でもその消費が可能かというところではない。猫に小判、馬の耳に念仏などという言葉があるとおり、高度な研究開発の成果であればあるほど、その財の本質的な内容と経済的な価値を理解できる消費者は限られてくる。これが消費者に対する参入障壁となる。研究開発サービスの産出を行おうとする者は一定の専門的知識と専門的経験を有するプロまたはアマチュアの研究者である。これが産出の参入障壁となる。

研究開発サービス活動によって産出される財をいち早く入手・利用して自らの満足を最大にしようとする企業・組織は、より多額の資金を用意し、自ら研究開発の準備を行うか、他人が行った研究開発サービスの産出財を購入するための準備をしておかなければならない。研究開発サービス財の産出または消費が行われている市場に参加するためには、産出側も消費側も一定の障壁を超える必要がある。このことから、研究開発によって産出される財が、サミュエルソンが指摘した **exclusivity**（排他性）の強い財であるといえよう。

研究開発サービスによって産出される財は「情報財」である。情報財にはその共通の性質がある。第一に、何度消費されても消尽しない。サミュエルソンが指摘した **rivalry**（競合性）の弱い財であるといえる。第二に、その情報財がデジタル情報財である場合には、その複製がきわめて容易で、複製によってその情報量の縮退がない。このことは、研究開発サービスによって産出される財はサービス財として本質的に在庫に適さないけれども、その産出物をデジタル化（メモリー上に固定化）することによって、「消尽しない、無限回

数複製可能な財」へと変化させることが可能になることを意味している。つまり、研究開発サービスの在庫が可能となるのだ。例えば、研究開発成果を DVD ビデオ、プレイバックロボットなどによって提供することで、在庫可能、オンライン自動提供可能にすることが可能となる。しかし、ここでも、サービス財の一般的な性質としての産出と消費の同時性は失われない。バレエのプリマがライブで踊る場合であろうと、DVD にデジタル化された映像を見る場合であろうと、その消費と産出には「時間」の共有という性質があるからである。さらにライブ生産においては、産出と消費が行われるという意味で、「場」の共有という性質もある。その場を離れるとサービスの供給は受けられなくなるからである。それに対して遠隔通信技術を利用したテレビ、インターネット動画サービスなどにおいては消費と産出の場の共有性は薄れる。

研究開発サービスによって産出される財は「信頼財」である。信頼財とは、医療サービス、教育サービスなどによって産出されるサービス財と同様に、そのサービス購入によって最大の満足を得られたかどうかは消費した後でも誰にもわからないという特徴を有する財である。同じサービスの経験回数が増えていくことによってその財の価値が次第に明確になってくる経験財と異なり、信頼財の場合には財の価値は消費された後にも結局誰にも不明なままである。この性質のために、その財の購入にあたってはまずその産出者の「人格」を「信頼」するしかない。研究開発サービスはその産出者への信頼が前提になって取引されるという人格的な性質が強い財である。ノーベル賞受賞者が一定の尊敬と信頼を得ることに通じる。

以上をとりまとめると、研究開発サービスによって産出される財は「サービス財」のひとつであり、「(デジタル化が可能な) 情報財」であり、「(人格の) 信頼財」であると言える。

研究サービス活動は、経済活動として計測され、国民経済計算諸表のうち、産業連関表に取りまとめられている。しかし、その数値を読み取る際に、常に、上記の「財としての性質」を意識しながら分析を進めて行くことが必要となる。排他性と競合性の確立した無人格の一般財、すなわち、「商品」として取り扱うことにはやや無理があることを意識して研究を進めることが必要である。ともすれば、EU のさまざまな努力にもかかわらず、研究開発サービス部門の産出財については経済的インセンティブが小さく、単一市場統合および EU 大型技術開発プロジェクトへの参加国の求心力は弱く、単に、より多くの知見と研究開発費を受け取ることを目的とってしまう可能性も排除できないことを忘れてはなら

ない。

3. 研究開発アクティビティをめぐる文化と歴史を踏まえた政策評価アプローチ

2017 年の現時点においても研究開発アクティビティは社会的厚生という側面を色濃く残しており、EU の単一市場統合などの経済政策だけでは単純に整理できない。そのため、BREXIT 後の国際関係再構築の際にも 1973 年の英国の EC 加盟以前と同様に、軍事、教育、文化といった分野での歴史的交渉経緯が参考とされる可能性が残されている。

したがって、本研究においてはまず 1973 年までの英国と EU の研究開発アクティビティと、彼らがとってきた研究開発政策について詳細に検討し、第二次大戦後から EU 東方拡大までの欧州大陸をめぐる研究開発政策環境の最構築を試みた上で、WTO/ GATS、TRIPs、TBT など国際規約をベースラインとして、EU がさらにその上に構築してきた EU-JRC (EU 共同研究所)、Framework プロジェクト (技術開発大型プロジェクト推進制度)、ERA (研究交流空間) などについて、BREXIT 後に第 3 国となる英国との間になんらかの研究開発アクティビティの再構築を行っていく際に見極めておかなければならない「境界線 (限界)」と、さらなる将来関係の深化と発展の可能性について検討することとする。

以上の研究アプローチをまとめると次の 2 段階となる。

- (1) 研究サービス (隣接サービスである教育サービスなどを含む。) に関する英国および EU 全体への BREXIT 後の経済波及効果のメゾ経済学的シミュレーション。
- (2) 英国の EU 加盟 (1973 年) 前後における英国が国際社会において占めていた科学研究アクティビティの重要性と、EU 加盟に至った経緯を明らかにすることによって BREXIT の影響を予測するアプローチ (文献調査)。

本報告では、(2) の英国と EU の歴史的関係を解き明かす方法論を採る。(1) のメゾ経済学的なより詳細なデータ分析とシミュレーションについては別稿で論じることとしたい。

第 2 節 戦間期から EC 成立までの欧州研究開発センター創設の動き

戦間期に欧州で科学技術の大きな飛躍があった。

帰納仮説的な取り組み (ボトムアップ、博物学誌的方法論) から、演繹仮説的 (理論仮

説先行的) な取り組み (トップダウン、統一理論的方法論) への変化である (注 3)。

理論仮説による予見が正当な手続きによる実験によって確認され、理論の正当性が実証されるという研究手法は、電磁気学から次第に「場の理論」、「相対性理論」、「量子力学」などの学術研究分野に広がり、自然、社会などの統一的な理解を促した。

自然科学における「一般解」追求の性向は、多様な正解を認める社会科学と最も大きく異なる特徴である。理論によって予見された世界初の研究成果を追求するには、その実証実験を「大規模」に「迅速」に「組織」しなければならない。このため、合目的的な大規模プロジェクトが第 2 次大戦中および戦後の欧米において政府主導で組織されてきた (注 4)。

多様な主観的欲望に依拠するいわゆるビジネス行動と、一般解を追求し、世界初の知見と技術的な最高性能を追求しようとする自然科学分野の基礎研究アクティビティの根源的な差異がここにある。

第二次大戦の廃墟から欧州が復興する過程で求められたのは理論研究・基礎研究が安定して実施できる地球規模の研究センターと、米国型の大型プロジェクトを欧州レベルで提案し、実施・管理できる欧州地域限定の研究管理機構だった。前者が CERN に結実し、後者が EU の産業総局 (DGIII) と科学技術研究総局 (DGXII) に結実し、その後の EU-JRC、Framework プロジェクト、ERA などとなった。

以下、章末に掲げた表 1「欧州における科学技術分野での国際協力関係の推移 (1948～1973 年)」を参照しながら、欧州の共同研究開発の歴史的な流れを整理しておくこととする。

1. ECSC 技術委員会と EURATOM 共同研究所 (EU-JRC)

1950 年 5 月 9 日にフランス外相だった Robert Schuman がフランスとドイツの石炭と鉄鋼生産を一つの管理機構に統合する案を提示し、参加国を求めた。イタリアとベネルクス 3 国がこれに呼応して参加し、1951 年 4 月 18 日にパリで ECSC 設立協定が署名された。欧州石炭・鉄鋼共同体 (ECSC) はこうして「経済・経営統合組織」として成立した。

1953 年 4 月 29 日には経営に必要な事項として鉄鋼部門に一つの「技術委員会」が、石炭部門に二つの「技術委員会」が設置された。生産の安全管理、人材育成などがこれらの技術委員会に委ねられた。科学研究および技術開発条項は含まれていなかった。

いずれにしても、仏独共同経営体の活動が周辺消費国の参加によって小さいながら欧州

規模へと拡大し、さらにその経営に必要な事項として「技術委員会」がその内部に設置された歴史的意義は重要である。これが現在の EU 共同研究の母体となった。

その後、欧州における原子力平和利用についてフランスと西ドイツの間で協議が進められた。協議の場を提供したのはマーシャルプラン実施機関としてパリに設置されていた OEEC（現在の OECD）だった。未来のエネルギー源として各国が独自に開発を進めてきた原子力利用と核燃料サイクルの確立のために、OEEC 内に欧州原子力機構 ENEA が 1957 年 3 月 20 日に設置された。これを受けて、ECSC 参加メンバー 6 か国が集まり、欧州原子力共同体（EURATOM）と欧州経済共同体（EEC）が 1957 年 3 月 25 日にそれぞれ署名され、発足することとなった。

EURATOM は原子炉の開発・運用を当面の課題としており、加盟各国内においてすでに計画中、建設中だった多様な実験炉を EURATOM の査察枠組みに組み入れ、査察を米国主導の IAEA から切り離して EURATOM 参加 6 か国内で自律的に行うこととした。

1958 年には EURATOM 内に複数年にわたる研究・人材育成プログラムが設置され、1959 年には、EURATOM 側からイタリア政府に対して同国の国立核研究所だった Ispra 核研究所を欧州の原子力利用促進のための研究所として EURATOM に移管することが打診された。これが後に最初の EU 共同研究センター（Joint Research Centre：JRC、以下、EU-JRC という。）となる（注 5）。

EU-JRC には EURATOM から予算と定員が与えられた。後の（3）で紹介する欧州核研究欧州理事会（Conseil Européen pour la Recherche Nucléaire：CERN）が政府間協力機構として設立され、原則として研究者が CERN 出資国からの出向・派遣などであることに比較すると、自前の所属研究者を擁する EU-JRC のより具体的な研究所イメージが理解できよう。

同じ 1959 年 2 月 4 日に EURATOM と英国政府間で原子力研究に関する協力協定が締結された。さらに、EURATOM はカナダ政府との間で、1959 年 10 月 6 日に重水型原子炉技術に関する協力協定を締結した。こうした EURATOM の複数年次技術開発計画、国際共同研究協定締結、EU-JRC 経営経験などが後に EU の研究空間（ERA）および複数年共同研究開発フレームワークなどにそのまま引き継がれて行くことになる。

2. 米国が主導した欧州地域レベルの共同研究機構設置構想

1950 年、ノーベル物理学賞受賞者で大戦中に高性能レーダーシステムの開発改良作戦

を指導していた米国の Isidior RABI 氏がフィレンツェで開催された UNESCO 総会に米国代表の一員として参加し、自然科学分野における欧州共同研究所の設置を提案した。この米国からのいわゆるマーシャルプランの一環としての提案を受けて、「特に、人々の生活条件向上のための学術研究の支援（注 6）が必要である。」との文章がこの時の最終報告書に盛り込まれた。

この時の UNESCO 総会で採択された報告書の目的を達成するため、UNESCO が欧州だけでなく世界各地に国際的または地域レベルの「研究センター」の設置とその管理を鼓舞し、支援することとされた（注 7）。

（UNESCO 報告書原文）『ASSISTANCE TO RESEARCH, ESPECIALLY FOR THE IMPROVEMENT OF THE LIVING CONDITIONS OF MANKIND ; Unesco shall assist research to improve the living conditions of mankind. To this end, it will: *Encourage and assist research centres and co-ordinating bodies engaged in work of this type having international or regional interest.* Participate actively in the establishment of United Nations laboratories.』

この米国提案によって後に国際核科学研究所（CERN）がジュネーブに設置され、イタリアの Ispra にあったイタリア国立核研究所を EURATOM がイタリア政府から引き受けるかたちで設置され、欧州原子力共同体（EURATOM）共同研究センター（以下、EU-JRC と表記する。）となった。

こうした西欧諸国に対する研究センター設置・運営支援のための米国による積極的な国際協力推進政策は、ソ連による原爆実験の成功の後であり、米国が軍事同盟諸国（NATO 加盟国）への経済支援の拡大（OEEC 設置）を自国利益に一致させると同時に、核技術の平和利用の促進（1951 年 12 月 8 日国連総会におけるアイゼンハワー大統領演説）についても積極的に推進する政策を採ったことが影響している。

3. CERN の設置

1950 年の UNESCO 総会報告を受け、1951 年から欧州に基礎物理学分野の研究センターを設置する努力が開始された。担当したのは西欧各国政府だったが、担当部署の準備・整備が十分でなく、その具体的検討の開始は遅れた。1952 年になって、ようやく原子核物

理学の分野での実証実験研究センターの西欧域内設置が具体的に検討され始めた。これを受けて、1953年7月1日、パリに集まったベルギー、フランス、西ドイツ、英国、ギリシャ、イタリア、オランダ、スウェーデンおよびユーゴスラビアの9か国の政府代表らが欧州原子核研究欧州理事会（Conseil Européen pour la Recherche Nucléaire: CERN）の設置政府間協定に署名した。この直後にスイス、デンマークおよびノルウェーの3か国がCERNへの参加を決め、条約加盟国数は12か国となった。

しかし、各国議会などの欧州共同研究センター設置および原子核物理共同研究などへの関心は必ずしも高くなく、批准には時間を要した。特に、フランスの下院およびセナ（上院）においては、欧州統合への懐疑的な見方（自国利益優先）が強く、すでに仏独間国際統合の象徴として機能していた ECSC とその後新たに設置されることとなる CERN との関係調整、冷戦構造固定化への懸念などから CERN 設置・参加条約の批准が遅れた。

このように、各国において批准に時間はかかったが、原子核物理学への純粋な学術的貢献となるとの理解が次第に議会と大衆に浸透し、同時に、各国独自の負担で同様の原子核物理研究センターを設立・運営することの困難が浮き彫りになるにしたがって、議会も同意を与える方向へと転換した。

1954年10月4日に第1回 CERN 理事会が開催された。欧州科学研究統合の第1歩が純粋学術分野で記されることとなった。この CERN 設置の成功が、欧州レベルで自然科学分野の学術研究資源を結集することが、少なくとも一般解を追求するためには、より合目的で有意義であるとの考えが受け入れられることとなったことを意味していた。

第3節 EU 研究開発環境(Framework および ERA)の形成

欧州を経済共同体として構成するためにその端緒として具体的成果が期待された分野の一つが「学術研究・技術開発分野」だった（注8）。2016年6月、英国民が BREXIT を選択した時点で EU が構築し、英国がそのメンバー国として科学技術政策分野で一定の責務を負っていたのはこうした EU が主導してきた研究開発フレームワークおよびその研究交流空間（ERA）に関する権利・義務関係である。

ERA の構築はローマ条約条文外の活動として 1984 年にその形成が開始され、その後、2007 年のリスボン協定条文に組み入れられた。

ここでは ERA 形成に至るメンバー国と EU 間の歴史的な関係構築の具体的な経過を整

理することによって、ERA 形成の政治的原動力を明らかにし、BREXIT という想定外の事象への英国および EU がこれから採り得る科学研究政策選択の方向性について検討する。

1. EU 研究政策の揺籃期（PREST から COST へ）

欧州全域レベルで学術研究資源を結集する CERN 型の国際科学研究の協力枠組みと、加盟国だけが参加し、独自の予算と人員を擁し、強力な経営管理権限を有する ECSC 型または EU-JRC 型のメンバー国限定の国際科学研究協力枠組みが 1958 年までに欧州に出現した。

メンバー国限定の研究協力枠組み（以下、ECSC・EURATOM 方式という。）を、EEC が担当していた農業部門にまで拡大し、さらに、その他の経済活動分野全体に拡大すべきだとの主張が「米欧間テクノロジーギャップ論」への一つの回答として 1960 年代になるとフランスを中心に強く主張されるようになった。同時に、石炭・鉄鋼市場で市場統合に成功した ECSC の経験を活かして EEC は、さらに経済部門全体への市場統合政策の可能性を模索し始めた。

米欧間のテクノロジーギャップの存在がフランスなどの有識者の間で認識されるにつれ、科学研究、特にその応用分野での産業技術開発を鼓舞することが西欧の経済発展にとって必須の政策であり、そのためには EEC レベルで何らかの産業技術政策を展開すべきだとの「Euro-nationalisme（注 9）」的な政治的主張が力を得ることとなった。

1963 年に入り、フランス政府が「European Science Foundation（欧州科学基金）」の設置を西欧諸国に呼びかけたが、他国の賛成は得られなかった。

1963 年 7 月、EEC 委員会はメンバー国に対して「科学技術分野における協力の強化」を指示した。

1964 年、より広範囲の「産業技術開発」をより高度な政策レベルで合目的的に扱うため、EEC 閣僚理事会は「中期経済政策委員会」を立ち上げた。

この中期経済委員会内に PREST (Politique de la Recherche Scientifique et Technique) がワーキンググループとして 1965 年 3 月に設置された。初代の座長はフランス研究大臣の Maréchal であり、マレシャル委員会とも呼ばれた。

このマレシャル委員会は、EU 産業競争力強化のために、次の 2 点を提案した。

1) 「規模の経済」政策（単一市場統合政策）

米国市場に勝るとも劣らない「規模の経済」を実現する。このため、メンバー国内市場を EU 規模に統合する。そのために必要な単一市場統合をめざす政策を展開する。

2) 「研究開発」政策の統合

科学技術分野における「米国との技術格差」を埋めるため、国別、セクター別に分断されている研究開発活動を共通の研究開発政策の下に EU 規模で統合する。

1967 年にマレシャル委員会の議論と提案に基づき、欧州特許庁、欧州会社法、税制調整などの必要性に関するレポートがとりまとめられ EEC 委員会に提出された。

これらの具体化については 1967 年に ECSC、EYRATOM および EEC が統合・設立された EC が担当することとなり、EC 委員会（注 10）内の DGIII（産業局）が担当することとされた（注 11）。DGIII は、コンピュータ、電気通信、運輸、海洋開発、冶金、環境汚染及び気象の 7 分野を抽出し、メンバー国間の協力関係を模索することとなった。

このように EEC の求心力を強化するための政策立案が勢いを盛り返した一つの背景として、1967 年に公開された J.J. Servan Schreiber 氏の「Le défi américain（アメリカの挑戦）」までに西欧社会に蓄積された米国産業脅威論があった（注 12）。マーシャルプラン、国連からの支援などを得て再構築されようとしていた科学研究、産業技術などの活動レベルが、気がついて見ると、米国に比較して遙かに劣後となっていたとの社会的認識・理解が西欧社会に浸透した。しかし、その後、1968 年のカルチュラタン騒動に端を発するフランスの政治的混乱などによって、こうしたマレシャル委員会内のトップダウン的な政策提案活動はその勢いを失い、より緩やかな政府間協力の調整などにその活動範囲はとどまった。

1969 年夏にポンピドゥ大統領が就任し、事態が急展開した。1969 年 12 月のハーグ・サミットで EEC にデビューしたポンピドゥ大統領はマレシャル委員会（PREST）の提言した求心力のある EU 研究開発政策を推進する方向を確認した。これを契機に、西欧政府間レベルでも科学研究共同政策立案作業が再び勢いを取り戻した。

この時、フランス政府をけん制するだけでなく、研究蓄積の大きさから、英国、北欧諸国などの参加を求める声が EEC メンバー国の間で高くなった。同時に、PREST に課せられていた「政府間協定による緩い研究協力関係の発展」というレベルにそのミッションを

限定しておくべきだとの考えも根強く、フランス政府が望んでいた共同体研究開発プロジェクト（欧州科学基金の設置、マンハッタン型大規模欧州プロジェクト構築）の具体化は進まなかった。

メンバーの閉鎖的な組織ではなく、よりオープンな政府間協定による組織としての PREST は、EEC 理事会名で、1970 年 10 月に常設国際研究協力機関 COST (Scientifique and Technological Co-operation) へと改組された（注 13）。この組織は PREST 同様にその活動範囲が EEC メンバー内だけに閉ざされることはなく、英国、北欧諸国、スイスなど、研究開発能力の蓄積のある国々に開かれた組織だった。

1973 年に英国がスウェーデン、デンマークとともに EEC に加盟した。欧州における英国の科学技術分野における特別の地位がもたらしていた種々の「ねじれ」現象がこれで大きく緩和され、PREST/ COST で議論されてきたより求心力の高い EU 研究開発政策の実現に弾みがつくこととなった。

EEC 議決権の再編成が行われ、R&D 分野についてもこれまでの DGIII（産業局）に加えて、DGXII（研究局）が設置された。DGIII は「産業技術開発の促進（間接手段）」、DGXII は「EU-JRC などでの直接研究」というように役割分担された（注 14）。

1974 年 11 月、アメリカの NSF をモデルとして創設された欧州科学基金（European Science Foundation : ESF）が最初の会合を Strasbourg で開催した。なお、この ESF は、2017 年 2 月現在、その活動を大幅に縮小し、すでに研究資金支援活動は一切行っていない（注 15）。近年は、EU からの研究者、研究機関などへの競争的研究資金提供活動は European Research Council（ERC）に一本化されており、研究者が EU メンバー国の国籍を有しているかどうかに関係なく研究支援されるオープンな仕組みになっている（注 16）。

2. EU 研究政策の完成（CREST 委員会から ESPRIT へ）

EC 理事会が 1972 年に公表した「研究開発政策に関わる 4 つの基準」の決定に従って活動するため、メンバー国の代表と EC 委員会からの委員によって構成される CREST 委員会が 1974 年 1 月 14 日に設置された（注 17）。

CREST 委員会の職務は、EC 理事会と EC 委員会を補佐し、PREST/ COST 委員会が果たしてきた「科学技術政策の調整機能」を受け継ぐこととされた（注 18）。

研究開発政策に関わる 4 つの基準（CREST 委員会科学技術政策調整基準）

（1）大規模プロジェクトへの対応

メンバー国単独では実施できない規模の科学技術研究開発。

例えば、1 カ国だけではなしえないほど巨大な研究開発テーマへの EU 共同体としての挑戦（宇宙開発など）。

（2）重複回避原則対競争原理

メンバー国研究機関の挑戦するテーマが重複していることは競争原理から考えれば不思議なことではない。しかし、リスクの大きい研究に貴重な研究資源（資金と人材）が固定されていることを考えると重複を回避し、研究テーマの選択にあたってはより効率的な研究資源の配分を調整する視点が必要となってくる。ただし、調整に要する間接的成本が研究重複コストよりも大きければ調整自体が無意味である。

（3）補完原則

それぞれのメンバー国では歴史、文化、産業構造などを反映して研究開発資源の選択と集中が行われてきている。総合的な自然科学分野を扱う研究開発プロジェクト（例えば、脳科学など）においては相対的に優位な研究蓄積を持ち寄って研究開発を実施すれば効率が高まる。ただし、この場合にも、国際協力によって増大する追加的な管理コストよりも共同研究によって明らかにコスト削減が可能であることが前提となる。

（4）地理的な関係

国境を接した複数国が共同で研究開発することで地理的な相互補完関係が成立する研究開発。

CREST 委員会は研究開発プロジェクト参加各国及び EEC 委員会によって組織されており、EEC の提案する個々の研究開発プロジェクトへの予算配分などの調整を行うことが最も重要な職務だった。この CREST 委員会設置という EC 理事会決定がその後発動された多数の「EU 研究開発イニシアティブ」の法的な根拠とされた（注 19）。

EEC 条約 235 条がわずかに EEC の科学技術政策の根拠とみなされてきたが、Euratom、ECSC の細々とした予算と機構・定員を総動員してもアメリカが主導する電子情報・通信分野の技術革新には EEC は対抗する手段を持ち合わせていなかった。

1977 年から 81 年まで DGIII（産業政策）局長を務めた Etienne Davignon が、このような状況を打開するための「個別プログラム」としての電子情報技術開発プログラム（Esprit）を考え、実行に移した。

1979 年にスタートした Esprit は、EEC 自らが組織した初めての「技術開発プログラム」だった。その法的根拠は基本条約のどこにも書かれていなかった（注 20）。

このため、Esprit プロジェクトのマネジメントは困難で、Davignon 自身が語っているとおり、メンバー国は自国資金を提供せず、研究資金の配分だけを求めて争ったのである。結果的に、Davignon は、「包括的な科学技術プロジェクト推進を可能とする枠組」の構築に向かわざるを得なかった。彼は 1981 年に DGXII（研究開発）局長に就任し、ただちに包括的科学技術プロジェクト推進制度の構築に取りかかった。それまでの個別の産業競争力強化のための Esprit、Brite などの複数の研究開発プログラムを一つの研究開発フレームワークに取り込み再編成することとなった。これが 2017 年時点の英国離脱によってその影響が危惧されている EU 研究開発 Framework となった（注 21）。

3. EU の付属研究機関とその他の欧州研究機関

（1）EU の付属研究機関

2017 年現在の EU 付属研究機関は、1959 年にイタリア政府から移管された EURATOM-Ispra 核研究所が 1974 年に EU 委員会（文部委員）の管理下に置かれ、EU 共同研究所（EU Joint Research Centre : EU-JRC）として改組された研究所だけである。

EU の研究開発予算のうち EU が自ら研究を直接実施・管理できるのはこの EU-JRC 予算だけである。他の研究開発予算は EU が定める研究テーマに応じて応募してくるメンバー国研究機関へ配分する「研究助成予算」その他の間接的な予算にすぎない。メンバー国研究機関が研究を提案する際には 3 か国以上の共同研究という形式をとる必要がある。

いわゆる非メンバー国、アウトサイダー国にある研究機関は Framework の個別計画への参加、研究テーマの提案などができない。しかし、メンバー国にある研究機関を介して、一つの第 3 国研究協力機関として間接的な参加が可能である。

（2）欧州の国際共同研究機関

欧州の国際共同研究機関としては、UNESCO 総会報告に従って 1953 年にジュネーブに設置された欧州核研究センター（CERN）をはじめとして多数が存在する。CERN 予算

は EU 予算とは無関係に参加各国がそれぞれ直接分担して負担している。2015 年時点で、ドイツが最もその拠出額が大きく、全体の約 20%を占め、次いでフランス（約 15%）、英国（約 14%）と続いている。EU 非メンバー国のスイスからも約 3.9%の拠出がなされている。このように、基礎研究分野では多国間協力による国際共同研究機関が多い。

現在でも多くの地球規模の国際共同研究機関が存在し、こうした地球規模の研究開発については EU が直接参加者となっている ITER などの一部の例外を除いて英国の参加が BREXIT によって見直されることはない。

第 4 節 欧州研究開発分野における英国の歴史的貢献

1. 欧州多国間プロジェクトへの貢献（事例紹介）

(1) 衛星打ち上げロケット開発（ELDO から ESA へ）

1960 年 4 月、英国政府は完成目前だった中距離弾道弾（IRBM）ロケット・Blue Streak の独自開発を放棄する決定を行い、欧州各国に、1 トンの衛星を低軌道に打ち上げるための多段ロケットの共同開発を提案した。これに呼応したドイツ、ベルギー、フランス、イタリア、オランダが英国ロンドンに集まり、英国を含む 6 か国で欧州衛星打ち上げロケット開発機構（ELDO）を結成した。打ち上げ基地は英国の意向でオーストラリアとなり、同国も ELDO メンバーとして参加していた。第 1 段ロケットを英国が、第 2 段ロケットをフランスが、第 3 段ロケットをドイツ（メッサーシュミット・ベルコウエル社）が担当し、イタリアが衛星を担当した。

機体は後に Europe1 と名付けられ、開発がすすめられたが、各国ともすでに独自の衛星打ち上げ用ロケットを独自開発しており、結局、1964 年から 10 回以上にわたって実施された打ち上げ実験の結果、一度も衛星を軌道に乗せることはできなかった。1970 年までの試みはすべて失敗に終わった。その後、Europe2 の開発が着手され、フランス領ギアナの Kourou（クールー）から 1971 年 11 月に打ち上げられたがこれも失敗に終わった。ここで ELDO 計画は終了し、Arianne 開発を目指す欧州宇宙機構（ESA）へとその開発の場が移されることとなった。

この ELDO 計画が第二次大戦後の英国の国際的な技術開発の政治的立場をよく反映している事例である。英国が呼びかけ、欧州各国が分担して参加する国際共同開発プログラムの最初だった。英国は第 1 段をフランスが第 2 段をとるようにそれぞれの既開発技術

を持ち寄ってより大きな規模の開発をより早期に、より経済的に実現する方式だった。いわゆる持ち寄り型の国際共同研究開発プロジェクトの嚆矢だった。

(2) コンコルドおよびエアバス開発

戦後、ジェットエンジン搭載の民間航空機開発競争で英国に出遅れたフランスは、単独開発による制約を緩和するため、1962年11月に超音速旅客機の共同開発を英国に呼びかけた。後のConcorde機の共同開発プロジェクトである。英国のDE HAVILLAND COMETとフランスのCARAVELLEが共同開発に着手し、1967年12月にフランス・ツールーズ市郊外にプロトタイプ機が姿を現した。その後1970年にマッハ2の超音速飛行に成功し、1975年に耐空証明を取得し、商業飛行が可能となった。このように、大型航空機の開発には非常に長期間とそれらを支える研究開発、生産技術の蓄積および資本が必要となることから、航空機設計、ジェットエンジン開発分野で研究開発実績と蓄積のあった英国を抜きにして最先端の超音速航空機の国際開発は具体化できなかったと考えられる。

さらに、第二次大戦後に航空機開発から完全に締め出されてきた西ドイツにとって、大型航空機分野の世界の技術開発競争に再参入を果たすことが大きな政策課題となっていた。西独の航空機企業連合は独自にエアバス構想を検討していた。フランス政府は米国の航空機の欧州市場への進出に対抗するため、1967年5月、英国に中型旅客機の共同開発を西独とともに提案した。これが後のエアバスとなる。ここに、英仏西独3か国による民間旅客機共同開発プロジェクトがスタートした。目標は米国が独占しつつあった世界の旅客機市場における市場シェアの奪還だった。当初は、英国とフランスの出資割合が大きく、それぞれ37.5%出資で、西独は25%出資だった。しかし、英国ロールスロイス社が後に米国企業との協力関係を優先したため、エアバス開発からいったん離脱し、その結果、1969年5月29日に、西独がフランスとともにエアバス開発の主パートナーとしてその地位を確立した。フランス政府は、他の持ち寄り型国際協力方式の国際協力失敗事例を見て、仏・西独政府出資のエアバス・インダストリー社を出資政府から完全に独立した経営機構を有するGIE（Groupement Intérêt Economique：経済的利益グループ）として設立し、その経営の独立性と一貫性を保証した。英国は、その後、仏・西独エアバス開発連合に再参入した。

(3) フランス・ミニテル開発

英国郵電省が開発中だったデジタル多重通信方式をフランス郵電省が譲り受け、英国対岸のブルターニュにおいて独自のテレテル通信システムとその上で動くミニテルサービスを開発した。ここにも英国が独自に開発してきたデジタル多重通信技術が大陸側においてその実用化の機会を得たことを忘れてはならない。そこにコンコルド開発などとの共通の英国の基礎研究蓄積と大陸側での実用化研究という組み合わせを見ることができる。このように、第二次大戦後の欧州技術開発のベースには英国政府および企業の存在があった。

2. 英国の EU 研究開発への貢献

(1) 戦勝国としての英国の基礎研究蓄積

戦勝国となった英国は、第二次大戦後もっとも多くの科学技術蓄積を保有していた。戦後復興過程で ECSC などの欧州技術標準化活動などへの英国の参加を強く要請する動きが EEC メンバー国内にあった。しかし、こうした英国加盟待望論は 1963 年 1 月のド・ゴール大統領による EEC 域内市場への参加拒絶によって陽の目をみなかった。ド・ゴール大統領の政治的対応がフランスの EEC 域内における政治的立場を一時的に強めることとなったが、科学研究は「一般解を追求する」活動であり、ナチスによる占領と戦災によって研究開発活動に歴史的な空白期間を持つフランスには最先端の研究開発をすべて引っ張って行くだけの研究蓄積はなかった。

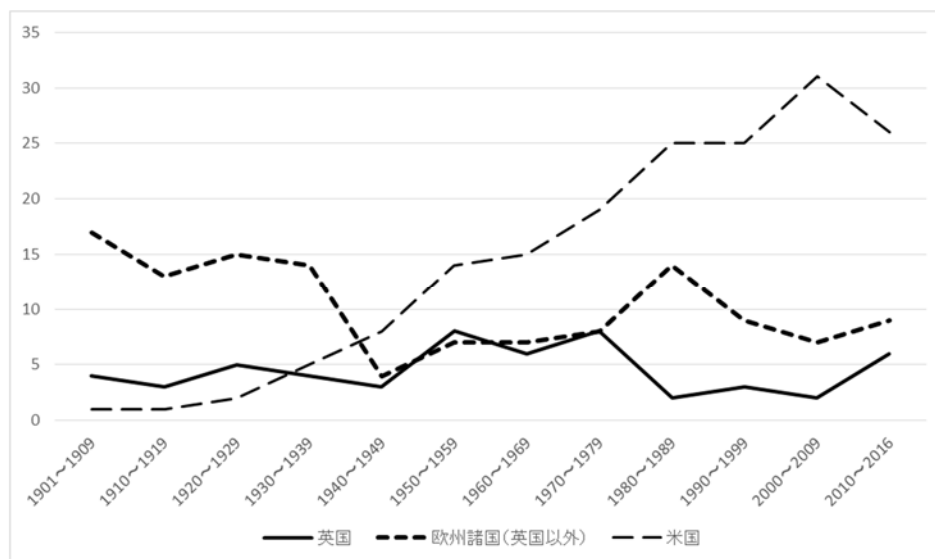
フランス国内においても英国の参加なしでは欧州レベルの学術研究、科学技術プロジェクトは成立しえないと考える研究者が多かった。EEC は開かれた国際協力組織の必要性を踏まえて 1963 年 7 月に PREST 設置の方向性を打ち出し、1965 年 3 月に PREST グループが EEC 内に設置され、開かれた組織として非メンバー国からの参加が認められることとなった。これによって、英国は PREST、COST などの EEC が事務局となっている国際科学研究協力枠組みに参加することとなった。英国は「乞われて」参加したのである。英国にはそれだけの基礎研究の蓄積があった。

ここで、戦間期から 1950 年代までのノーベル物理学賞などの受賞国を見てみよう。英国の存在がいかに大きかったかがこのリストからも窺えるところである。

ノーベル物理学賞と化学賞の受賞者を国籍別に見ると、図 3 に示すとおり、第二次大戦後から 1970 年代までは英国の存在が大きかったことがわかる。戦前に多くのノーベル賞受賞者を輩出していたフランスとドイツは戦争によって壊滅的な打撃を受けていた。英国

もバトルオブブリテンと称されるドイツ空軍の大規模空襲などによって本土に大きな打撃を受けていたが、戦時中も戦後も政府主導の軍事的な基礎研究に多くの資金と人材を集中することを中断しなかった。例えば、コンピュータ理論で著名なアラン・チューリングが参加した暗号解読用汎用計算機開発計画（コロッサル計画）などは後の計算機科学に多大の影響を与えたがその計画の存在そのものは第二次大戦後 50 年を経た 1995 年まで秘匿され続けた。英国の基礎研究を支えてきた確固とした意志と、それを支えてきた伝統の存在を証明している。

図 3 ノーベル物理学賞と化学賞受賞者国籍別人数の推移(1901～2016 年)



(出典：公開 WEB ページなどから著者が作成)

英国にとって、科学的知見（理論）を生み出す基礎研究は国家存続の生命線であり、ジェントルマンとして、こうした最も尊い知的価値を生み出す基礎研究の伝統を何があっても後世に守り伝えようという強い誇りをそこからうかがい知ることができる。

(2) 英国標準（BS）の EU 規格策定作業への貢献

ECSC の技術委員会において推進された炭鉱安全、生産技術などの標準化作業は「欧州レベル」での標準策定作業の嚆矢となった。しかし、1950 年代当時にはまだ EEC レベルの標準化機構は存在せず、複数国間の標準化作業はジュネーブの ISO で行われた。ジュネーブに集まった欧州各国の標準機構の専門メンバーはそれぞれの標準化分科会で討議を重ねた。そこには伝統的に最も多くの工業標準蓄積のあった英国（BS）の参加があり、英国

の技術的貢献は大きかった。1961年にはEECレベルでの標準化機構としてCENが設置された。CENはEEC参加メンバー国の標準化機構からの要請があればEECレベルでの標準化原案を検討するという消極的な活動にとどまっていた。

1970年代以降、特に1973年の英国のECへの加盟でさらに英国の西欧大陸側での科学技術分野でのプレゼンスが高まった。1985年以降にECトップダウンのニュー・アプローチ標準化作業が開始されると、EC委員会はCENに対して政策上必要度が高い技術分野の標準化原案の作成をトップダウンで求めるようになった。英国規格BSがその原案検討の際にフランス規格AFNOR、ドイツ規格DINなどと同様に重要視された。その後、EC委員会が単一市場統合を積極的に推進するため積極的に導入することとなった環境標準（後のISO14000シリーズ）、生産管理標準（同ISO12000シリーズ）などの策定作業では特に英国規格BSの貢献が大きかった。

第5節 BREXITによるEU研究開発政策への影響予測

2017年2月現在、メイ首相の言うBREXITハードランディングが既成事実となった。英国政府は3月9-10日に開催される欧州（EU）理事会において英国のEU離脱をEUに正式に通告する予定である。スイス方式による英国・EU間の経済協力関係の再構築が可能かどうか。これが、今後の重要な討議事項となろう。

EU法、財政干渉および移民政策から英国が自由になるためのBREXITは、EUメンバー国として認められてきたすべての特権、例えば、銀行本店の1ヵ国における開設ですべてのメンバー国で営業可能となる「シングルパスポート特権」、関税同盟国の一員として越境商品が無課税で国境通過できた関税特権などを英国がすべて手放すことを意味する。

しかし、公共財的性質の強い研究開発サービス部門の産出財については、経済的インセンティブが小さく、EUのさまざまな努力にもかかわらず、単一市場統合およびEU大型技術開発プロジェクトへの求心力は弱く、単に、より多くの知見と研究開発費を受け取ることを目的として参加するフリーライド参加者が出てくる可能性も排除できないと考えられる。

サービス貿易の自由化、単一市場統合の促進についても、2005年のリスボン宣言によってより積極的に障壁が取り払われる努力が行われてきたが、十分な成果は得られていない。EU域内規範が研究開発サービス貿易について十分機能しないのであれば、世界規範とな

っている GATS、TRIPs、TBT などの WTO 規範の出番であり、世界知財機構（WIPO）の出番となる。このようなケースでは BREXIT の影響は大きくないと予想できる。

1. EU の国際研究協力枠組みへの影響予測

1950～60 年代においては、ECSC、EURATOM などの加盟国が 6 か国に限られ、科学技術研究開発アクティビティの大半は加盟国以外の国々との協調が前提とされていた。EEC 委員会内の PREST/ COST 委員会、EC の CREST 委員会などにおいても EEC 委員会が事務局だったにも関わらず、委員会には EEC 非加盟国が参加していた。EEC から 1967 年に EC へと組織が統合された後も英国、北欧諸国、スイスなどの非加盟国との国際研究協力関係は維持されていた。開放型の国際研究協力時代だった。

1960 年代後半になって、米国との産業技術格差のさらなる拡大を意識しはじめた EEC 委員会は、長期経済政策の刷新をトップダウンで加盟国に提案し、単一市場統合、大型技術開発プロジェクトの開始などを提案した。しかし、EEC が自ら実験・研究が行える研究機関は EURATOM-JRC だけであり、研究予算も限られていた。転機は、英国が EC に参加した 1973 年だった。それまで 6 か国だけの EC 加盟国では成立しえなかった規模の国際共同研究が英国などの新しい加盟国の参加で可能となった。力を得始めた EC 委員会は、EU が主導する研究開発予算をメンバー国に分担させる仕組みを作り、非メンバー国を EU 主導のプロジェクトから排除しはじめた。

この時から応分の義務経費を負担する加盟国だけに EU プロジェクト参加が約束されるようになった。それまでの開放的だった EC プロジェクトが一転して「閉鎖的」となった。

今回の BREXIT はこの閉鎖的となっていた EU 研究開発体制（Framework）に対して大きな衝撃となる。破壊されるのは過度に閉鎖的となっていた EU 研究開発体制である。PREST/ COST～CREST 委員会のめざしていた緩やかな研究協力体制へと歴史は逆回転することになる。なぜなら、回転扉の梃子は英国が握っているからである。BREXIT で EU の外に出た英国を抜きにして欧州規模の国際共同研究は成立しえない。だとすれば、EU の閉鎖的な制度がより開放的な制度に転換すればいいだけである。その方法論として過去の PREST/ COST 委員会的なやり方と現在のスイス方式という接近方法が有効だと考えられる。

ノルウェー、スイスなどは EU メンバー国ではないが、「第 3 国参加」の形式で EU プロジェクトへの参加が認められている。ノルウェーの研究機関はノルウェー政府が一定の

EU 拠出金を負担する方式での参加、中立国スイスの研究機関は EU から制度的拠出金として要求される義務的経費を負担しない局外（第 3 国）参加となっている。欧州大陸の中心部、交通の要衝にあり、地球規模の基礎研究アクティビティをジュネーブ（CERN）、ローザンヌ工科大学、IBM 基礎研究所などが立地し、多くの世界中の研究者を惹きつけてやまない高度の市民社会サービスを提供できる国、スイス共和国に対しては、個別のプロジェクトごとに ERA の一員として研究協力協定が EU 側研究機関との間に締結されることによって相互の協力関係が構築されてきている。これがスイス方式である。時間をかけて双方の利益のために協議を継続することで良好な研究協力関係が構築される。EU メンバー国側の研究所、企業などから見た時に「どうしても必要な研究パートナー」であれば、制度的な課題を迂回する最善の方法を模索するという一つのやり方であるとも言えよう。

近年は EU 側からの日本の研究機関へのアプローチも盛んに行われるようになっており、日・EU 経済連携協定締結に向かつての先行的な事例となっている。このような EU メンバー国、個別研究機関などからの積極的な働きかけがあれば、局外国であっても EU 研究開発プロジェクトへの参加が可能となる。

したがって、英国が EU から離脱し、第 3 国となっても、英国自身の研究開発環境（人材と施設）と個別の研究協力関係が十分保持されていれば、EU 側パートナー国から参加要請が表明されることになる。英国はスイス方式に近い個別研究機関ごとの協力関係の構築を介して、新たな、より発展的な英国・EU 間研究・教育交流システムを準備することが可能である。

しかし、英国自身の大学、研究所の基礎研究アクティビティへの予算配分は 2012 年以降急激に削られてきており、このことが EU 離脱とは無関係に英国の研究開発能力そのものに対する EU 側からの魅力を低下させてしまうことが上記議論とは別に懸念される。

2. 英国の基礎研究アクティビティへの影響予測

英国の基礎研究の蓄積が素晴らしい輝きを放っていたのは戦間期と 1960 年代までの時期だった。その後、国内ものづくり産業の衰退によって目的基礎研究とその応用研究分野への投資は次第になされなくなり、応用研究成果の蓄積が陳腐化または枯渇し始めていることが危惧される。若者の理系離れが顕著である。

しかしながら、すでに議論してきたとおり、英国の純粋基礎研究分野については英国の国家理念の一つの柱としての「科学的知見の蓄積伝統」がジェントルマン精神の中にしつ

かり残っており、英国の基礎研究アクティビティへのコミットが薄れることは杞憂である。

こうしたことを勘案すれば英国の EU 離脱の影響よりも英国の純粋基礎研究支援政策に対する英国国民の伝統的理解の変質の方がより重大な結果をもたらすこととなると考えられる。いずれにしても、BREXIT の影響は EU 側の研究開発アクティビティにより重大な危機をもたらすだろう。なぜなら、EU 側には英国ほどの純粋基礎研究を尊重するという「伝統」が相対的に薄弱だからである。

3. 欧州全体の研究開発アクティビティの将来展望

欧州全体が「一般解を追求する」学術研究分野において過去の栄光を失いつつあり、英国の EU 離脱の影響によるより、科学技術研究開発に果たしてきた歴史的な役割の衰退の方がより現実的に差し迫った課題となっている。まさに、EU 研究開発アクティビティ崩壊の危機は眼前に存在するが、BREXIT がそのきっかけとなるわけではない。

世界で進展している研究活動の大規模化と国際化が、国家レベルで国際プロジェクトに参加しようとする際に、より多くの納税者・国民の賛同を必要とする状況を生み出した。その結果、より読者層が多い「英語文化圏」の基礎研究、応用研究を目立たせ、英語で書かれた自然科学研究論文以外は研究成果として無価値だと言われるほどになってきている。この点は、英語が母国語となっている英国には格段のメリットとなっており、BREXIT によってもこうした文化的な価値が大きく損なわれることは考えにくい。

企業が行う応用研究開発については経済原則でもっとも効率の高い場所に移動して実施されることが通例であり、現状では「米国内」での企業による研究活動がもっとも重要となっている。さらに、企業の応用研究開発拠点は、東南アジア、インドなどに展開・移動すると考えられ、すでに EU 域外に企業の研究開発アクティビティの重心は移動しつつある。

おわりに

科学技術研究を方向付ける基礎的・共通的・非競争的な「一般解の追求」、すなわち、「基礎理論の提示」がすべての大型プロジェクトなどに先行することを忘れてはならない。

第二次大戦後、国家は科学技術研究を支える研究者・技術者の育成のため高等教育の拡充を図り、国際的科学技術政策を展開してきた。これによって、研究開発アクティビティ

への国家関与（EU においては EU 委員会の関与）がさらに強まり、EU における総合的
大型プロジェクト制度（**Framework**）の創設、さらには研究交流空間（**ERA**）が形成され
ることとなった。しかし、一方で、**Framework** の大規模化に見られるとおり、研究の集中
と大型化がさらに進展し（注 22）、非加盟国、高貴なアマチュア（注 23）などの EU アウ
トサイダーの立場は非常に弱められてきた。**BREXIT** によって英国が非加盟国となること
で、それまで EU 研究開発プロジェクトへのアクセス機会が限定されていた非加盟国、高
貴なアマチュアなどの参加の機会が増加する方向に EU 研究開発政策が転換すると考えら
れる。なぜなら、英国なくしては欧州研究開発プロジェクトが成立しえないからである。

テニユアな研究ポストを得ているプロの研究者にとって、英国の EU 離脱宣言は、将来
の自ら属している研究機関の予算削減、ポスト削減につながる可能性がある。しかし、新
たな研究財源、ポスト新設に挑戦する機会が提供されたと考えることも可能である。

プロ、アマを問わず、越境型研究者を多数受け入れることが研究開発の活性化に役立つ。
すでに米国には世界中からもっとも優秀な研究者の卵が集まっている。

BREXIT という「制度変更」程度では、欧州（EU）全体の研究開発アクティビティは中
長期的に見て停滞・縮小するほどの影響はない。しかし、スイス方式による英国・EU 間
の新たな国際研究協力関係の構築過程で、テクノロジーギャップの軽減を合言葉に強化さ
れ続けてきた EU 研究開発政策の内部崩壊が促進されることになるかも知れない。なぜな
ら、1970 年代の米国とのテクノロジーギャップを埋めるために開始された EU 主導のト
ップダウン型研究開発政策はその歴史的な役割を終えることになるかも知れないからであ
る。

現在の基礎研究の投入産出構造を前提にした EU 全体への経済的なインパクトの定量的
評価については、今後の研究課題とするが、研究開発サービス部門の前方及び後方への「波
及効果係数」が一般的にかなり小さいことから、国民経済ベースではほとんど影響がない
と予想される。

表 1 欧州における科学技術分野での国際協力関係の推移(1948～1973 年)

年月日	出来事	英国とEUの関係
1948/1/1	BENELUX3国関税同盟発効	
1950/6/7	イタリア・フローレンスで開催された第5回UNESCO総会において、「特に、人々の生活条件向上のための学術研究の支援」のための地域研究センターの設置促進、関係機関への支援などの方針が報告書に記述された。	
1953/4/29	ECSC内の鉄鋼業部門に一つの技術委員会と石炭業部門に二つの技術委員会が設置された。	
1953/7/1	CERN設置のためのパリ協定調印	
1954/10/4	CERN理事会第1回開催	
1955/6/1-3	ECSCメンバー国外務大臣会合(Messina会議)において鉄鋼・石炭共通市場をすべての経済活動に拡大する(単一市場形成)と原子力共同体設置について合意。	
1956/4/21	Messina会議報告(Spaak Report)の公表	
1957/3/20	OEEC組織内に欧州原子力機構(ENEA)誕生	
1957/3/25	欧州原子力共同体(EAEC EURATOM)協定署名	
1958	NATO内に科学委員会設置・活動開始	
1958	数学と物理学の欧州内ハイレベル科学研究所(IHES)設立	
1958/6/27	EURATOMとCERNが熱核融合に関する合同研究を開始	
1958/7/7	EURATOM科学技術委員会が最初の複数年(1958-62)にわたる研究・研修プログラムを開始。	
1959/2/4	EURATOMと英国間に原子力研究に関する枠組み協定締結。	EUと英国間の初の科学協力関係(原子力)が樹立された。
1959/2/4	EURATOMがENEA内のDragon Projectに参加開始。	
1959/10/6	EURATOMがカナダとの間でCANDU炉の研究開発に関する2協定を締結。	
1959/7/21-22	OEECメンバー国のうち英国、スイス、ポルトガル、オーストリア、デンマーク、ノルウェー、スウェーデンの7か国がEFTA形成で合意。	
1959/7/22	EURATOMがIspraへのJRC研究所設置をイタリア政府に打診。	
1960/12/1	スイスのMeyrinにおいて欧州宇宙研究準備委員会設置に合意。	
1961	欧州標準委員会(CEN)をBrusselsに開設。	
1962/11/29	フランス・英国間で超音速旅客機開発協力で合意。後のConcorde。1975年に耐空証明取得。	仏英間で超音速機開発合意。
1962/3/29	ロンドンにおいてBelgium, France, Germany, Italy, the Netherlands, the United Kingdom and Australia (associate member) 6か国が欧州打ち上げ機開発機構設置協定(ELDO)に署名。英国が主導。	英国主導のELDO発足。
1962/6/14	パリで欧州宇宙研究機構(ESRO)協定がBelgium, Denmark, France, Germany, Italy, the Netherlands, Spain, Sweden, Switzerland and the United Kingdom10か国によって署名された。	
1962/11/1	Dr Albert Walter Lines (英国) がEuropean space technology centreの技術統括者となった。	
1963/1/14	ド・ゴール大統領が英国のヨーロッパ単一市場への参加をブロック。	英国のEECへの参加を仏が不承認。
1963/7/25	EEC委員会内において、科学技術研究を促進するための何らかの組織の設置が中期経済政策の一つとして提案された。	
1965/3/5	EEC中期経済政策委員会が科学技術研究政策ワーキンググループ(PRESTO)を設置。	
1966/1/12-13	OECD主催の科学科学大臣会合においてフランスが欧州共同体科学技術研究ワーキンググループ代表として初参加。	
1967/7/1	ECSC、EECおよびEURATOMがECに統合された。	
1967/5	英仏独3か国間でエアバス開発合意。後に英国が離脱し、仏独2国間で開発開始に向け再合意(1969年)。	英仏独でエアバス開発合意。
1967/7	PRESTOワーキング・グループが「共同体における研究とイノベーションのために」と題された報告書を公表。	
1967/7/10-11	ローマにおいて欧州共同体科学技術担当大臣会合が開催され、宇宙政策について討議。	
1967/9	産業局(DGIII)設置。	
1967/10	Jean-Jacques Servan-Schreiberが“Le Défi Americain”を出版。世界的ベストセラーに。日本では林新太郎・吉崎英男訳でタイムライフブックスから出版されている。	
1967/10/31	ルクセンブルグで第1回科学研究大臣会合が開催。	
1968/7/1	EECメンバー6か国間での関税撤廃完成	
1968/8/20	ワルシャワ機構軍がチェコ侵入	
1969/10/28	PRESTが提案した30プロジェクトが理事会で採択。情報技術、テレコミ、新運送システム、冶金、海洋、環境及び気象。	
1970/2/18	「共同体産業政策」(Colonna Memorandum)が委員会から理事会に送付された。	
1970/3/20	フランス政府が理事会に「産業および科学の発展のための欧州協力強化方法」メモランダムを提出。	
1970/6/30	欧州単一市場拡大協議会議	
1970/12/16-17	理事会がJRC再編と科学技術研究共通政策を承認。	
1971/11/16	ECメンバー国教育大臣が初めて会合開催。	
1971/11/22-23	ブラッセルに19か国の科学技術担当大臣が集まり欧州科学技術研究協力を開始(COST)。	
1972/6/14	EC委員会が理事会に、「科学技術発展共通政策」を提出。	
1973/1/1	英国、デンマーク、アイルランドがECに加盟。	英国のEC参加
1973/1/1	電子技術標準委員会(CENELEC)がブラッセルに設置された。	

出典：(1) Luca Guzzetti, A Brief History of European Union Research Policy, 1995, European Commission

(2) http://fuseurop.univ-perp.fr/europa_f.htm

文末脚注：

注 1 スイス方式などを採らず英国が孤立することになると、英国の一人当たり GDP は 2030 年にマイナス 14%減少するとの試算が最悪ケースとして紹介されている。

注 2 House of Commons of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland（庶民院または下院と訳されることが多い。）

注 3 1866 年に電気と磁気の相互作用を研究していた英国のマクスウェルが、「光は電磁波である」と、彼の考案した電磁方程式を用いて予見し、その 22 年後、1888 年にドイツのヘルツが彼独自の考案による実験装置を使って電磁波の存在を確認することに成功した。ヘルツは、電磁波の存在を 2 年間にわたる一連の実験によって初めて確認することに成功した。

注 4 その際、より優秀な研究人材を集まるため愛国心、自国の利益などが強調された。研究管理手法として、欧米各国の歴史、文化的背景（哲学）および政府の「経済政策および産業技術政策（以下、ここでは科学研究政策という用語を同じ意味で使うことがある。）」を反映して、各国で多様な組織体・運営手法などが導入された。

注 5 この時、Ispra の EU-JRC 研究所に本部が置かれたが、本部は 1974 年に Bruxelles に移動した。現在は、ベルギー、ドイツ、スペインなど 5 か国に EU-JRC が置かれている。

注 6 RECORDS OF THE GENERAL CONFERENCE OF THE UNITED NATIONS EDUCATIONAL, SCIENTIFIC AND CULTURAL ORGANIZATION, FIFTH SESSION, FLORENCE, 1950, RESOLUTIONS, Paris, p.26, 1.17-23,.

注 7 しかし、1995 年に EU 委員会が発行した Luca GUZZETTI と Dominique PESTRE et John KRIGE らの報告書において指摘されている「米国による欧州（Europe）への自然科学研究センター設立提案」という文言は、UNESCO 総会記録ではなく、単に、より一般的な「生活向上のための学術研究を行うための地域レベル共同研究センターの支援と調整」という言葉が使われていた。当時の UNESCO メンバーにはアジアから戦勝国側のインド、中国、韓国などが参加しており、ドイツと日本はまだメンバーとなっていなかった。UNESCO としてはヨーロッパに特化した総会決議であってはいけなと意識せざるを得なかったことと推察される。

注 8 "It is, in fact, in this field that the idea of European cooperation first became a concrete reality." Edith Cresson, Message in "History of European Scientific and Technological Cooperation", European Committee, p.9, 1.19-20, Novembre 1995

注 9 Luca Guzzetti, A Brief History of European Union Research Policy, European Commission, 1995, p.36 左欄下から 13 行目

注 10 2000 年の欧州理事会でその設置が決まり、2009 年に成立した EU 出現までの旧 EC 委員会。

注 11 EEC 委員会の DGIII（産業局）を率いていた Spinelli 氏は欧州の利益という「より国際的な地域利益」のために参加各国の産業技術政策に直接調整介入することを目指していた。

注 12 Luca Guzzetti, p.36 右欄 この本の出版は、1950 年代終わりごろから模索・準備されてきた欧州レベルの産軍複合研究開発・産業技術政策の展開と具体化の必要性を大衆に訴えるためのプロパガンダの総仕上げとなった。

注 13 COST は多国間条約として締結された。このため、単に参加国が定期的に集まって情報交換をするためのフォーラムのようなものでしかなく、PREST が提言した EU 規模での「R&D の調整、共通政策」の実現にはほど遠かった。

注 14 1970 年代には「産業競争力強化」のため、EURATOM に帰属していた EU-JRC 予算よりも間接経費による産業助成が重要視されていた。

注 15 ESF has had an enormous and lasting impact on the science community within Europe and beyond. With 42 years' experience in all areas of research, ESF was originally set up as a coordinating body for Europe's main research funding and research performing organisations. In that time, the Foundation has supported over 2,000 programmes and networks, gathering more than 300,000 scientists from 186 countries through funding from 80 Member Organisations in 30 countries. As the research landscape has evolved, so too has ESF's role in supporting scientific endeavours. ESF's traditional research support activities (EUROCORES, European Collaborative Research Projects, Exploratory Workshops, Research Networking

Programmes) have been concluded to make room for a new expert services division called Science Connect. <http://www.esf.org/science-connect/frequently-asked-questions/#content-1466>

- 注 16 EU 委員会が指名するノーベル賞受賞者などによって構成される科学審議会によって管理されている。 <https://www.erc.europa.eu/about-erc/history>
- 注 17 The Council of the European Communities, “Council Resolution of 14 January 1974 on the coordination of national policies and the definition of projects of interest to the Community in the field of science and technology” JOCE, 29 janvier 1974.
- 注 18 1979 年 7 月、COST 委員会と EC 委員会間で業務提携協定が調印された。
- 注 19 PREST/ COST 委員会においては EC 委員会と EC メンバー国以外の国々などとの関係が明確でなかった点が、CREST の設置によって EC 委員会がイニシアティブを発揮して科学技術分野の国際機関などとの協力関係の調整を行うことが明確となった。
- 注 20 電子情報化の進展が欧州全体へ与える影響の大きさから「政治的」に決定されたと言われている。
- 注 21 中野幸紀「改訂リスボン戦略における R&D 政策と 2010 年目標達成の可能性」、「欧州の知識基盤型経済社会の構築に向けた長期戦略の再検討報告書」第 3 章、p.25～41、2006 年 3 月、財団法人国際貿易投資研究所
- 注 22 演繹仮説的研究は理論によって目標が設定されるので、研究資源（研究設備と研究者）を一つの理論仮説に集中し、研究規模を大型化すれば誰がやっても一定以上の成果が期待できる。しかし、そのためには研究組織と多額の研究費が必要とされる。
- 注 23 高貴なアマチュアとは、特定の金銭的契約にしばられず、自らの感性と能力を信じて、それまでに存在しなかった新たな社会的価値を創造する人々のことを言う。

参照文献および参照 URL（ホームページアドレス）

- (1) UNESCO, “RECORDS OF THE GENERAL CONFERENCE OF THE UNITED NATIONS EDUCATIONAL, SCIENTIFIC AND CULTURAL ORGANIZATION, FIFTH SESSION, FLORENCE”, RESOLUTIONS, Paris, 1950.
- (2) Robert SAVY, Michel FROMONT, “L'intervention des Pouvoirs Publics dans la vie Economique“, Presses Universitaires de France, 1978
- (3) Luca Guzzetti, “A Brief History of European Union Research Policy”, European Commission, 1995. http://fuseurop.univ-perp.fr/europa_f.htm
- (4) Daniel CRESSEY, “Academics across Europe join « BREXIT » debate”. vol 530, NATURE, 4 Feb. 2016 <<http://www.nature.com/news/academics-across-europe-join-brexite-debate-1.19282>>
- (5) 「主要国の研究開発戦略（2015 年）」『研究開発の俯瞰報告書』、2015 年（独立行政法人科学技術振興機構 研究開発戦略センター）
- (6) 「英国の BREXIT 問題の経緯と離脱のシナリオ」、2016 年 6 月（ジェトロ・ロンドン事務所）
- (7) チャップマン純子／津田憂子「英国の科学技術情勢」、2015 年 12 月（国立研究開発法人科学技術振興機構 研究開発戦略センター 海外動向ユニット）
<http://www.jst.go.jp/crds/pdf/2015/FU/GB20151101.pdf>
- (8) 「英国の科学技術情勢」『海外調査報告書』、（独立行政法人科学技術振興機構 研究開発戦略センター）
<http://www.jst.go.jp/crds/report/report10/GB20151101.html>
- (9) 「軋む英国 EU 離脱国民投票／3 大学助成金に影響」『毎日新聞』2016 年 6 月 19 日東京朝刊
<http://mainichi.jp/articles/20160619/ddm/007/030/133000c>
- (10) 「独仏英の産業界への橋渡し政策／英国の EU 離脱の影響」、2016 年 8 月（独立行政法人科学技術

振興機構 研究開発戦略センター) <https://www.jst.go.jp/crds/sympo/20160825/pdf/02.pdf>

- (11) 「EU 離脱イギリスの研究現場で広がる懸念」『BS1 ワールドウォッチング国際報道 2017』、2016 年 11 月 (NHK) <http://www.nhk.or.jp/kokusaihoudou/archive/2016/11/1124.html>
- (12) 久保広正「英国の EU 離脱、EU の将来、及び、わが国産業界の対欧州戦略」、2016 年 10 月 (関西学院大学産業研究所) <http://www.kwansei.ac.jp/i_industrial/i_industrial_013399.html>
- (13) IO tables and statistics: “Symmetric Input-output table- Domestic 2011”, Eurostat
“Symmetric input-output table at basic prices (product by product)”, Eurostat
“OECD STAN United Kingdom 2014”
“United-Kingdom Input-Output Tables”, Eurostat

第5章 英国のEU離脱とロンドンの国際的地位

摂南大学 経済学部 教授
(一財)国際貿易投資研究所 客員研究員
久保 広正

2016年6月23日に英国全土で実施されたEU離脱を巡る国民投票によって、同国はEU離脱を選択した。実際いつ同国がEUから離脱するのか、あるいは、離脱後、同国とEUはどのような関係になるのか、また、その影響はどのようなになると見込まれるのかなど、不確定な要素は多い。本稿においては、こうした不確定要素を踏まえつつ、英国のEU離脱が国際金融センターとしてのロンドンの地位にいかなる影響を及ぼすのかについて論じることとしたい。

第1節 国際金融センターとは？

これまで、国際金融センターに関する理論的分析は十分に蓄積されてきたとはいいがたい。このため、国際金融センターを巡る議論は、市場関係者へのアンケートによるランキングがほとんどである。こうした調査において、しばしば指摘される点は、市場の厚み、多様な金融取引の可能性、債券・為替スワップ、オプション取引、フューチャー取引など新たな取引の導入などにより、国際金融センターは次第にいくつかの都市に集中しつつあることである。ただ、もし、ICTが一層発達すれば、国際金融に関する機能は各地に分散することも可能かもしれない。その結果、ロンドンに限らず国際金融センターも分散する可能性がある。こうした観点に立つと、現時点では、欧州内においてロンドンは国際金融センターとして圧倒的な地位を維持しているものの、BREXIT後、ICTの活用によって、ロンドンが果たしてきた役割がフランクフルト、パリなどへ移転することが可能といえるかもしれない。換言すれば、その結果、ロンドンの国際的地位が低下することも否定できないようにみられる。

まず本稿では、しばしば引用されるGlobal Financial Centre Index(GFCI)の最新結果(2016年9月発表。”GFCI 20”と称されている)により、国際金融センターの現況について概観しておきたい(注1)。なお、この調査結果には、英国の国民投票結果は反映してい

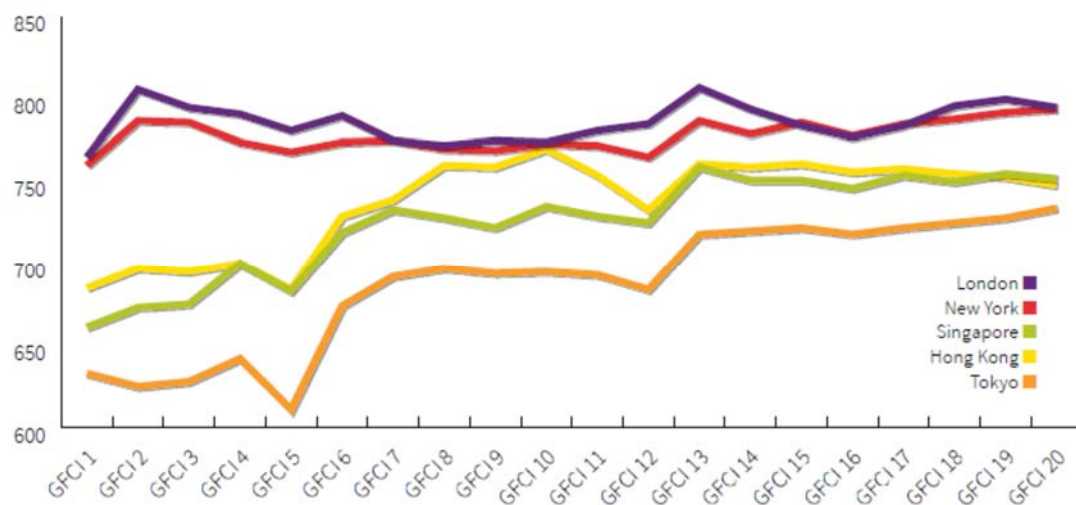
ないとのことであり、1 年後に見込まれる次回の発表では、おそらくロンドンの地位は低下する見込みと述べられている。ところで、この GFCI とは、カタール政府が設立したカタール・フィナンシャル・センターが出資したシンクタンク Z/Yen Group が作成し、発表している指数である。その作成方法は、1,852 名（GFCI 20）によるアンケート調査を基に作成されている。具体的には 5 つの要素から構成（ビジネス環境、金融市場の発達度、インフラ、人材、名声）についてヒアリングするものであり、後述するように、人材以外はロンドンがトップの座にある。

表－1 GFCI 20 及び GFCI 19 の評点とランキング

	GFCI 20		GFCI 19	
	ランク	評点	ランク	評点
ロンドン	1	795	1	800
ニューヨーク	2	794	2	792
シンガポール	3	752	3	755
香港	4	748	4	753
東京	5	734	5	728
サンフランシスコ	6	720	8	711
ボストン	7	719	9	709
シカゴ	8	718	11	706
チューリッヒ	9	716	6	714
ワシントン	10	713	7	712

注) 既述のように、GFCI 20 とは 2016 年 9 月に発表された結果であり、GFCI 19 とは、その前年である 2015 年 9 月に発表された結果である。なお、同調査は、毎年、発表されている。

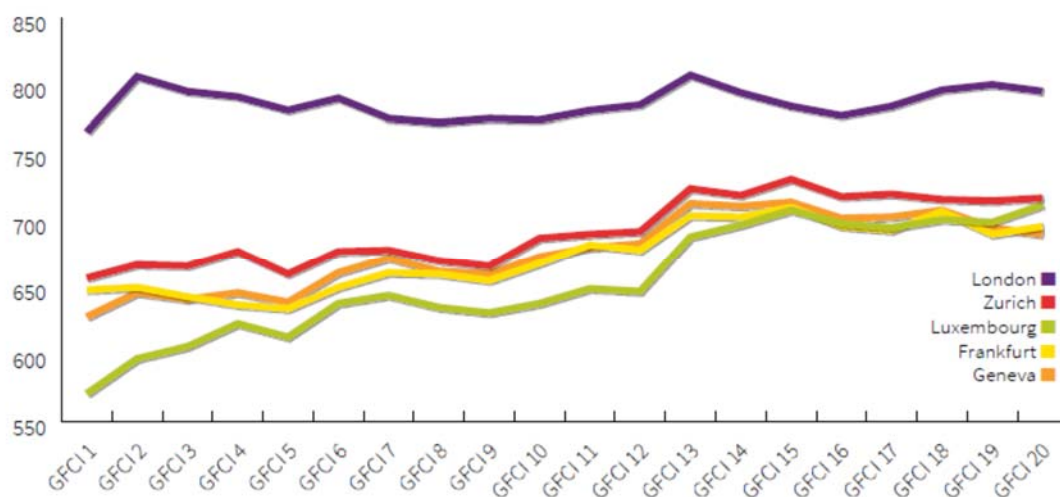
図－1 5 大国際金融センターの評点推移



注) GFCI 1 とは、1997 年に発表された結果である。

この図から読み取れるように、ロンドン・ニューヨークは高位で安定している。その他については評点が上昇していることから、国際金融センターは集中する傾向にあるといえる。

図－2 欧州内 5 大国際金融センターのランキング推移



また、欧州内の国際金融センターについて各評点の推移をみたものが図－2 である。これによれば、やはりロンドンは高位で安定しているものの、チューリッヒ、ルクセンブルグなど次第に評点が上昇している点を読み取ることができる。欧州域内でも国際金融センターの集中がみられるといえる。

なお、この評点の基になった要素は次の通りである。例えば、「ビジネス環境」という要素は、さらに「政治的安定と法の支配」～「税とコスト競争力」という副次的要素から構成される。

表－2 GFCI の構成要素

ビジネス環境	金融部門発達度	インフラ	人材	名声
政治的安定と法の支配	金融取引の量と速度	建物及びオフィス・インフラ	熟練労働力の利用可能性	都市のブランド
制度的及び規制環境	資本の利用可能性	輸送インフラ	教育と開発	イノベーションの水準
マクロ経済環境	産業クラスターの深みと広さ	ICT インフラ	柔軟な労働市場と慣行	文化的多様性の魅力
税とコスト競争力	雇用と経済的アウトプット	環境に対する配慮及び持続性	クオリティ・オブ・ライフ	他の金融瀬インターとの対比

また、それぞれの要素について、各都市間で比較したものが表－3 である。

表－3 GFCI 各要素のランキング

ランク	ビジネス環境	金融部門発達度	インフラ	人材	名声
1	London	London	London	New York	London
2	New York	New York	New York	London	New York
3	Singapore	Singapore	Hong Kong	Hong Kong	Singapore
4	Hong Kong	Hong Kong	Singapore	Singapore	Hong Kong
5	Tokyo	Boston	Tokyo	Tokyo	Chicago
6	Chicago	Tokyo	S. Francisco	Los Angeles	Boston
7	Los Angeles	S. Francisco	Boston	Chicago	S. Francisco
8	Toronto	Chicago	Washington	S. Francisco	Washington
9	Zurich	Washington	Shanghai	Boston	Los Angeles
10	Sydney	Zurich	Sydney	Washington	Sydney

出所) 表－1～表－3、及び図－1～図－2 の出所は次の通り。

<http://www.longfinance.net/global-financial-centres-index-20/1037-gfci-20.html>

なお、本調査には回答者のコメントも記載されているが、それには次のようなものがある。

- ・英国の EU 離脱を深刻に考えている。ロンドンの機能には移転可能な部分が多くある。
(在英の米保険会社)
- ・スコットランドの独立投票、総選挙、EU 離脱に関する国民投票など、銀行家にとってみるとイギリスでは不確実性が高すぎる。我々は確実性を重視する。シンガポールへ移動したい。(在ロンドンのインベストメント・バンカー)
- ・たとえ英国が EU 離脱を決めたとしても、顧客がある限り、リテイルバンクは英国に留まらざるをえない。このため、英国からの「大規模な脱出 (massive exodus)」は考えにくい。(在ロンドンのコマーシャル・バンカー)
- ・英国の EU 離脱後、“New London” が形成される可能性は低い。おそらくチューリッヒ、フランクフルト、ルクセンブルグ、ダブリンなどに分割されるであろう。(在チューリッヒの年金基金マネジャー)

これらが Z/Yen Group による調査に記載されているコメントである。なお、同様の調査としては、しばしば新華社・ダウジョーンズによるランキングも引用される。表－4 は、この調査による最新時点でのランキング結果である(注 2)。

表－4 2010-2014 の期間における国際金融センターのランキング

Ranking	2014	2013	2012	2011	2010
1	New York	New York	New York	New York	London
2	London	London	London	London	New York
3	Tokyo	Tokyo	Tokyo	Tokyo	Tokyo
4	Hong Kong	Hong Kong	Hong Kong	Hong Kong	Hong Kong
5	Singapore	Singapore	Frankfurt	Paris	Paris
6	Shanghai	Shanghai	Shanghai	Frankfurt	Frankfurt
7	Paris	Paris	Singapore	Shanghai	Shanghai
8	Frankfurt	Frankfurt	Paris	Singapore	Singapore
9	Sydney	Chicago	Zurich	Beijing	Zurich
10	Zurich	Sydney	Chicago	Chicago	Washington

出所) Xinhua-Dow Jones

(<http://www.sh.xinhuanet.com/shstatics/zhuanti2014/zsbq/en.pdf#search=%27international+financial+center+dowjones%27>)

金融機関の対応

2017 年 1 月 23 日ロイター記事は、英国の EU 離脱と金融機関の対応について、次のように紹介している。すなわち、- 昨年 6 月の英国民投票で欧州連合（EU）離脱派が勝利して以来、グローバル銀行の多くは拠点をロンドンから国外に移す可能性をちらつかせてきた。メイ英首相がこのほど EU 単一市場からも撤退すると明言し、銀行が域内で自由に活動できる「パスポート」権維持の望みが絶たれたことで、銀行の青写真が具体性を増してきた。各グローバル銀行によるコメントや、報道された内容を以下にまとめた。

○英 HSBC スチュアート・ガリバー最高経営責任者（CEO）は、英国でトレーディング収入の約 2 割を生み出している従業員 1,000 前後を、パリに移すと述べた。

○英バークレイズ

ジェス・ステーリーCCEO は今月、EU 離脱後も活動の大半を英国内に維持すると発言。

事業のやり方に変化があるとしても小幅にとどまるとの見通しを示した。

○スイス UBS

アレクセル・ウェーバー会長は今月、ロンドンの従業員 5,000 人中、約 1,000 人が離脱の影響を受ける可能性がある」と述べた。

セルジオ・エルモッティ CEO は、英国を拠点に EU 全域で活動するのが難しくなれば、UBS はある程度柔軟に動ける余地があると述べた。富裕層の資産運用事業（ウェルスマネジメント）で世界最大の UBS はまた、英国国民投票で離脱が決まった後、欧州の同事業を統括する銀行をフランクフルトに設立した。

○クレディ・スイス

ティージャン・ティアム CEO は 9 月、英国の EU 離脱によって影響を受ける事業活動は 15-20%程度に留まるため、比較的うまく対処できるだろうと述べた。

○英ロイズ・バンキング・グループ

ロイズは英国最大の住宅ローン金融機関で、英大手リテール行として唯一、EU 域内の他国に子会社を持っていない。しかし関係筋がロイターに語ったところでは、EU 離脱を見据えてフランクフルトでの子会社設立を検討している。

○米ゴールドマン・サックス

ドイツ紙によると、ゴールドマンはロンドンの人員を 3,000 人に半減させ、フランクフルトを中心とする欧州大陸拠点およびニューヨークに移すことを検討中。フランクフルトには最大 1,000 人を移す可能性がある。

○米モルガン・スタンレー

複数の関係筋がロイターに語ったところでは、モルガン・スタンレーは英国外に移す事業を多数特定済み。セールスやトレーディング、リスク管理、コンプライアンスなどの人員最大 1,000 人などを国外に移さざるを得なくなりそうだ。

○米シティグループ

複数の関係筋によると、シティも英国外に移す事業を割り出した。セールスやトレーディング部門で 100 人を移す必要がありそうだ。

○米 JP モルガン・チェース

ジェイミー・ダイモン CEO は 6 月、英国が単一市場へのアクセスを失うようなら、人員 16,000 人中、4,000 人を国外に移さざるを得なくなる可能性がある」と述べていた。

○米バンク・オブ・アメリカ

BOFA は 8 月、英国が EU を離脱すれば事業と業績に悪影響が及ぶとの見通しを示していた。

以上、ロイター記事により、いくつかの金融機関の対応をみてきたが、要約すると多国籍金融機関は、比較的大規模にロンドンからのシフトを検討しているが、一方、英系金融機関は小幅な影響にとどまるとみているといえるであろう。

第 2 節 国際金融センターの形成に関連する諸理論

冒頭に述べたように、国際金融センターの形成について論じる研究は十分に蓄積されているとはいえない。ここでは、このテーマに関連すると考えられる既存の研究について 3 分野に絞り概観しておきたい。

① 産業集積論

まず国際金融センターの集中度が高まりつつあると推察される背景について、産業集積論から論じたい。この議論は、ある地域に、ある産業が集まって立地、集積により外部経済性などを享受することにより、集積が一層強化されていくという現象を分析しようとするものである。この分野の嚆矢となった業績は、古く Marshall ,A.(1890)にまで遡ることができる。すなわち、Marshall は、同一産業が同じ地域に立地することにより、技能者の労働市場が形成され、技能労働者間で情報が迅速に伝達できるようになるとする。その結果、「接触の利益」が生じ、一種の外部経済性を享受することにより、収穫逡増が実現できると主張したのである。さらに、近年、Krugman.P(1991)も、規模の経済性、輸送費、外部経済性と分業などの要因に注目しつつ、集積のメリットについて論じた。多種多様な企業が特定地域に立地、互いに外部経済性を享受することにより、イノベーションが生じる一方、集積地に産業がとどまるというロックイン効果が生じるとされたのである。ここで重要な概念は、「接触の利益」である。すなわち、多様なスキルを有する知的人材の集積することにより、高度な情報を獲得できるとするものである。都市化の経済（Urbanisation Economies）として主張される概念ともいえる。

Pred, A(1977)によると、産業間で交換される情報は、次の 3 つに分類できるという：(1)private information, (2)public information, (3)specialized visual information である。このうち、(1)は face-to-face で得られる情報であり、集積のメリットが生じやすいカテゴリーといえる。また、(2)は、現代ではインターネットなどにより得られる情報であり、たとえ産業が遠隔地に位置しても、情報共有が可能とされる。

ところで、Chinitz,B(1961)は、ニューヨークとピッツバーグを比較した。すなわち、多様な産業が位置する大規模な都市であるニューヨークと鉄鋼業に特化したピッツバーグの成長率を対比したのである。その結果、ニューヨークの成長率はピッツバーグを上回ったことを見出した。大都市の方が「接触の利益」を享受できる可能性が高いことが、こうした現象の背景になっていると考えられる。

なお、この比較研究は、本稿の目的にも示唆を与える。すなわち、867.4 万人（2015）を有し、多様な産業が立地するロンドンの発展性は、金融など特定産業に特化した人口は70.0 万人（2012）のフランクフルトより、発展可能性を有していると考えられるかもしれない。

また、藤田昌久（2003）は、前方連関効果と後方連関効果に注目し、産業集積のメリットについて論じた。すなわち、消費財・中間財の多様性が企業・消費者の集積を生み、より高度な情報を獲得した労働者の実質所得増がさらなる労働者の集積を生むというのが前方連関効果である。また、大きな消費財市場がより多くの特化した消費財生産者を引き付けるというのが後方連関効果とされる。換言すれば、多様な人材・知識労働者の集積が多様な情報・知識の集積を生み、多様な知識労働者間の **face-to-face** の対話を中心として行われる情報・知識の双方向伝達と新しい知識の創造がその都市におけるイノベーション・活動を促進するとされるのである。

一方、この分野では、Maskell & Malinberg(1999)の業績が注目される。彼らによると、知識は「形式知」と「暗黙知」に分類されるが、暗黙知には粘着性があり、地域的に定着性があり、暗黙知の交流がイノベーションを引き起こすことに集積のメリットが生じる可能性があると考えたのである。また、Bathelt et al.(2004)よれば、地域内外の情報交流は"local buzz"と"pipeline"に分類することが可能とされる。ここで"local buzz"とは地域内の人々が交わす何気ない会話のことであり、他方、"pipeline"とは地域間の情報経路であり、インターネットなどが該当する。企業は"local buzz"及び"pipeline"のいずれも重要視、それらを組み合わせて利用し、イノベーションにつなげるとされる。

一方、Capello,R.(2000)は、都市間のネットワークにより情報の補完関係を形成し、外部経済を実現しようと主張する。この結果、都市間でシナジー効果が生じる可能性について言及している。この点は本稿の研究目的にとって重要といえるかもしれない。すなわち、かりにロンドンから金融機関が他の都市へシフトするにしても、その都市間、例えば、フランクフルトにヘッドクォーター、パリにデリバティブの開発、バックオフィスをダブリ

ンに置き、それぞれをネットで結び付けることにより、効率的なオペレーションが可能になるかもしれないのである。

これまで産業集積論という観点から、ロンドン・シティーの将来に関係する可能性のある議論をサーベイしてきた。その結果、金融の分野においても、意外に face-to-face の関係は重要であり、多様な情報に接触することにより、様々な外部経済を享受でき、それが故に国際金融センターは集中する傾向があることが判明した。ただ、一方で金融機関を含む企業は"local buzz"と"pipeline"を組み合わせることにより意思決定を行うとすると、Capello の主張に基づけば、効率的なネットワークを形成することにより、"local buzz"の重要性を引き下げることがありえる。そうすると、フランクフルト・パリ・ダブリンなど都市間ネットワークを構築し、国際金融機能の分散化が実現できるかもしれない。

② レント・シーキング (Rent Seeking) 理論

次に本稿の分析目標を考察する際に重要とみられる理論は、レント・シーキング理論である。このレント・シーキングとは、民間企業などが政府や官僚組織へ働きかけを行い、法制度や政治政策の変更を行なうことで、自らに都合よく規制を設定したり、または都合よく規制の緩和をさせたりすることにより、超過利潤（レント）を得るための活動といえるであろう。なお、もともと政治学においては、レント/レント・シーキングは否定的な見解が強く、場合によっては汚職と同義とされることもある。例えば、Kruger,A(1974)によると、経済活動に課される規制により、様々なレントが発生することがありえるが、人々はレントを追い求めて競い合う結果、場合によれば非合法活動を生むことすらありえるとされている。

経済学の分野からこの問題を考察する際、契機となった業績は Khan and Jomo(2000)である。周知の通り、1997 年のアジア金融危機は、この地域に蔓延しているレント・シーキングの結果によると批判された。すなわち、政治・官僚・企業の癒着がアジアでは一般的であり（「仲間資本主義 (crony capitalism)」とも称された）、これがアジア金融危機を招いたという主張である。ただ、彼らによれば、従来のレント・シーキング分析は投入費用にのみ着目しており、この投入費用と社会的費用の間にギャップがあると考えるのが通例であったとする。ただ、彼らはレント・シーキングのアウトプットも考慮すべきであると主張する。すなわち、レント・シーキングを考察する際、どれだけの社会的便益を生むかを含め、総合的に論じる必要があるとするのである。また、彼らは資源配分上、非効率を生む

レントもあるが、成長を促進するレントも存在するとも考える。事実、アジアでは、レントの存在にもかかわらず、高い成長を実現している点が重要としている。

ところで、レント・シーキングの具体的活動は、しばしば「ロビー活動（Lobbying activities）と称されるが、Milbrath, L.W.(1960 は、ロビー活動を単なる通信手段（1960 代）と考えていた。ただ、時代と共にこうした見解は変化する。すなわち、Van Shendelen, R.(1993)は、企業による公的部門に対するインフォーマルな情報交換活動をとらえる。さらに、Koepl, P(2001)は法的・行政的影響を及ぼそうとする過程と認識されている。現在の状況であるが、” Corporate Europe Observatory（CEO）によれば、欧州では 1 万 5,000 人がブリュッセルを中心に当該分野で活動に従事しているとされる(注 3)。その背景には、EU 統合の進展とともに、意思決定の中心地が各国から EU へ次第にシフトしつつある点を指摘できる。

また、英国企業のロビー活動に関してみると、CEO の発表（2016 年 6 月 7 日）によれば英国の銀行部門は、EU への影響を強めるため、340 万ポンドを支出しているとされる。また、2014 年 12 月から 2016 年 5 月までの期間、英国の銀行部門は 228 人の欧州委員会高官と会合を持っているとされている。また、LobbyFacts.eu（2015 年 1 月 29 日）によると、金融産業はブリュッセルにおける英国の最大のロビー活動団体であるとされる。銀行活動に対する新たな制度を導入しようとする EU に対して、英国の銀行部門はブリュッセルにおいて、活発なロビー活動を展開しているともいえる報告である。英国は EU 加盟国でありながらユーロ圏外に留まるため、その情報格差を埋めるべく努力が行われているといえるであろう。

銀行同盟、資本市場同盟を始めとして、EU では金融制度の変更が生じるとみられ、さらに EU の銀行制度が世界の金融市場にも影響を及ぼす可能性があるが、その際、EU の規制当局と英金融機関の業界団体との間で face-to-face の関係を強化できるであろうか。場合によっては、英金融機関が情報格差により対応の遅れが生じるとすると、ロンドンの地位低下がもたらされる可能性も否定できないであろう。

③ リレーションシップ・バンキングの理論

次に考察したい経済理論はリレーションシップ・バンキングに関するものである。野村証券によると、リレーションシップ・バンキングとは、金融機関が顧客との間で親密な関係を長く維持することにより、顧客に関する情報を蓄積し、この情報をもとに、貸出等の

金融サービスの提供を行うことで展開するビジネスモデルのことをさす。リレーションシップ・バンキングのメリットは、長期継続的な取引関係の中から、通常、外部より入手しにくい借り手の信用情報を得られることで、貸出の際に、金融機関が借り手の情報を収集し、モニタリングするコストが低減できる点にある。Berger & Udell(1995)によると、長期に銀行取引を行っている小企業に対して、銀行はより低金利で融資し、しかも少額の担保しか要求しないという。

また、Elyasiani & Goldberg(2004)の主張は次のように要約できる。すなわち、一般に、小企業は経営の透明性が低いため、小企業と銀行の長期取引が重要となる。タイムシ리즈情報・空間的に得られる情報（face-to-face 取引による）を獲得するためである。また、Berger & Udell(2002)は銀行貸出を transaction-based lending と relationship lending に分類し、前者は大手銀行、後者は中小・地域金融機関が対象となる。場合によっては、同一銀行内部に 2 つの組織が存在することもあるという。

BREXIT 後も、英国産業が英国に残留する限り、英国産業と英国銀行との関係は維持される可能性が強いと判断される。既述のように、多国籍金融機関と対比すると、英国金融機関の他の欧州都市へのシフトがやや消極的にみえる背景である。

第 3 節 BREXIT とロンドン

次に既述したような理論を踏まえ、BREXIT 後、ロンドンの国際地位はどのように変化するかという点について論じてみたい。その際、近年、注目を浴びつつある SWOT 分析を用いてみることにする。この SWOT 分析は、Harvard Business School の Kenneth Andrews,K(1965)や Stanford Research Institution の Albert Humphrey らの研究から始まったとされる。具体的には、組織を「強み(Strength)」「弱み(Weakness)」「機会(Opportunity)」「脅威(Threat)」の 4 つの軸から評価する手法である。「強み」「弱み」の軸は企業の内部要因であるとされ、「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」などについて分析が行なわれたうえで、それらが外部要因に対してどれほど力を発揮できるかを評価する。一方、「機会」「脅威」の軸は外部要因とされ、「経済状況」「規制」といったマクロ要因と「競業他社」「顧客」といったミクロ要因について分析する。そのうえで、このような内部要因と外部要因とを縦横軸にしたマトリックス表を作成し分析しようとする。

Cuneo,J によれば、BREXIT に関する SWOT 分析は次のように要約できるという。な

お、この分析結果が発表されたのは、2016 年 6 月 6 日、すなわち、国民投票の直前であり、同投票は織り込まれていない。あくまで想定される変化によっている。また、この分析は、在英国の金融機関トップ何人かの見解を併記したものであり、このため整合的でない箇所が含まれている。

表-5 BREXIT 後のロンドン

強み	弱み
・金融サービスを提供しうるサービス基盤型経済 ・BREXIT 後、EU との間で貿易障壁のない関係を構築 ・BREXIT 後、EU の規則には縛られない独自の規則制定 ・英産業との密接な関係	・BREXIT 後の不確実性が長期にわたる可能性 ・BREXIT 後、英国保険業が EU 内で取引できるかどうか不確実。しかも不確実な期間が長期化する懸念
機会	脅威
BREXIT 後、EU への拠出金削減⇒他分野に充当 ・豪州・ニュージーランド、中国、インド及び米国と貿易関係強化の可能性	・BREXIT は英経済にマイナス。生産ネットワークの運営に支障 ・フランクフルト・ダブリンなど欧州の他の金融機関にとってビジネス・チャンス⇒ロンドンの地位低下

出所) Cuneo,J (2016) ,SWOT Analysis : Weighing up a Brexit vote

注) 一部、筆者が加筆。

第 4 節 結論

表-5 によれば、強みのうち、「EU との間で貿易障壁のない関係」の形成についていえば、現時点では期待薄といえる。メイ首相は、いわゆる"hard BREXIT"に傾いていると伝えられているからである(注 5)。またサービス基盤型経済の形成は多様な人材をベースとしているが、移民を制限すると多様な人材の確保が困難になる可能性があるからである。さらに、機会のうち、非 EU 諸国との貿易関係強化には時間が必要とされる。因みに、BREXIT 以前に、英国が非 EU 諸国と貿易協定を締結することは不可能である。英国が

EU のメンバー国である期間中、通商交渉の権限は英国ではなく EU が有しているからである。その結果、表－5 に記載された強み・機会が弱み・脅威を上回るとは見込めないことになる。すなわち、現時点ではロンドンの有する国際的地位は高いものがあるが、長期的にみると、ロンドンの国際的地位は低下する可能性と考えられる。その際、例えば、ロンドンに代わり、フランクフルト、パリ、ダブリンなどの都市がネットワークを形成することにより、新たな形態の「国際金融センター」が生じる可能性が強いといえる。

(注 1) <http://www.longfinance.net/global-financial-centres-index-20/1037-gfci-20.html>

(注 2) <http://www.sh.xinhuanet.com/shstatics/zhuanti2014/zsbq/en.pdf#search=%27international+financial+center+dowjones%27>

(注 3) <https://corporateeurope.org/about-ceo>

(注 4) <https://lobbyfacts.eu/>

(注 5) 2017 年 2 月 27 日付け日本経済新聞

<参考文献>

Marshall ,A(1890),*Principles of Economics*,馬場啓之助訳「経済学原理 1966」

Krugman.P(1991), *Geography and Trade*, 北村他訳「脱『国境』の経済学 1994」

Pred, A(1977), *City-systems in advanced economies : past growth, present processes and future development options*

Chinitz,B(1961), *Contrasts in Agglomeration: New York and Pittsburgh*

藤田昌久 (2003), 「空間経済学の視点から見た産業クラスター政策の意義と課題」、石倉洋子他、「日本の産業クラスター戦略」

Maskell & Malinberg(1999), *Localized Learning and Industrial Competitiveness*

Bathelt et al.(2004), *Clusters and Knowledge: Local Buzz, Global Pipelines and the Process of Knowledge Creation*

Capello,R.(2000), *The City Network Paradigm: Measuring Urban Network Externalities*

Kruger,A(1974), *The Political Economy of the Rent-Seeking Society*

Khan and Jomo(2000), *Rents, Rent-Seeking and Economic Development*

Milbrath, L.W(1960), *Lobbying as a Communication Process*

Van Shendelen,R.(1993), *The Art of Lobbying the EU*

Koepl, P(2001), *The Acceptance, Relevance and Dominance of Lobbying the EU Commission-A First-Time Survey of the EU Commission's Civil Servants*

Berger & Udell(1995), *Relationship lending and lines of credit in small firm finance*

Elyasiani & Goldberg(2004), *Relationship Lending: A Survey of the Literature*

第6章 難民とドイツの労働力不足

(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員

新井 俊三

第1節 難民の大量流入

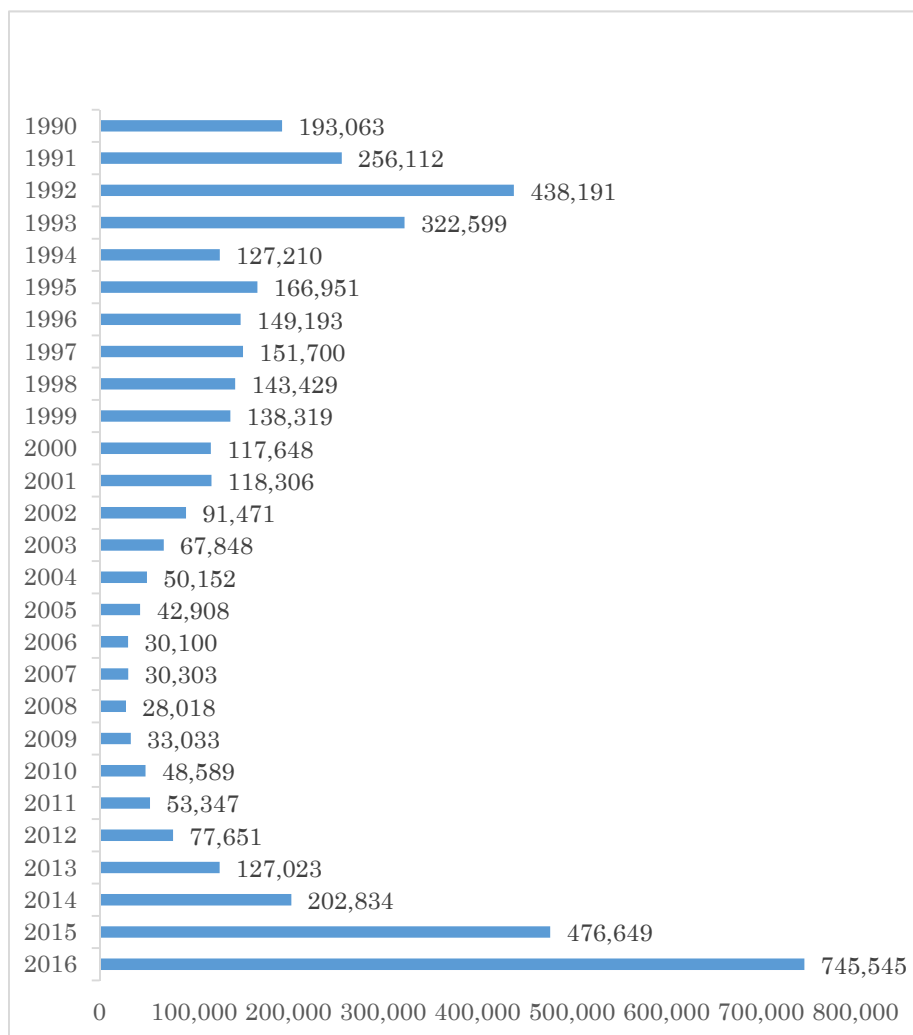
シリア内戦の激化および長期化、イラクにおける宗派対立の深刻化、イスラム国（IS）の台頭、エリトリアの独裁などにより、中東、北アフリカなどから難民が大量に発生し、欧州に流入、特にドイツに集中し、深刻な問題を引き起こしている。

図表1に1990年以降のドイツにおける難民申請者数を示した。難民は難民としての地位などを求めて申請を行うが、これが拒否された場合再申請を行うことができる。図表1の数字は第1次申請と再申請の合計の数字である。ドイツに到着した難民は一定の基準に基づいてドイツ各州に受け入れられ、そこではじめて難民の申請を行うため、入国者が申請をするまでに時間がかかる。2016年前半ではこれが約5ヶ月といわれている。連邦内務省によれば、2015年には89万人の難民が入国、2016年には28万人であり、難民が急増して問題となったのは2015年である。2016年にはいわゆるバルカン・ルートがハンガリーの国境閉鎖により利用できなくなり、またEUとトルコによる協定により難民の流入がかなり減少した。

1990年代前半に難民申請者が多かったのは、冷戦の終了で旧ソ連、東欧諸国特に旧ユーゴスラビアからの難民の申請が増加したためである。この時期にはまた旧ソ連、東欧諸国にいたドイツに出自をもつ市民（Aussiedler）を受け入れ始めた時期でもあり、年間20万人以上がドイツに入国している。

上位10カ国の難民申請者数および認定者数を示したのが図表2である。シリア、アフガニスタン、イラク、イランなどの中東諸国が上位を占める。国により認定の割合に差があり、シリア出身者に対してはほぼ100%、イラク、エリトリアなどに対しても高い認定率を示しているが、アルバニア、パキスタン、ナイジェリアなどの認定率は低い。

図表 1 ドイツにおける難民申請数の推移



出所：Aktuelle Zahlen zu Asyl, Dezember 2016、連邦移民難民庁

図表 2 上位 10 カ国の難民申請者数および認定者数 2016 年 1～12 月

上位10カ国	難民申請			決定件数							
	合計	第1次申請	再申請	合 計	難民認定		準難民認定	送還免除	割合(%)	却下	その他
						うち庇護					
シリア	268,866	266,250	2,616	295,040	166,520	756	121,562	910	98.0%	167	5,881
アフガニスタン	127,892	127,012	880	68,246	13,813	80	5,836	18,441	55.8%	24,817	5,339
イラク	97,162	96,116	1,046	68,562	36,801	247	10,912	439	70.2%	14,248	6,162
イラン	26,872	26,426	446	11,528	5,443	453	257	150	50.7%	3,806	1,872
エリトリア	19,103	18,854	249	22,160	16,666	109	3,652	119	92.2%	135	1,588
アルバニア	17,236	14,853	2,383	37,673	18	1	73	78	0.4%	30,020	7,484
不明	14,922	14,659	263	15,371	6,782	26	6,084	111	84.4%	1,189	1,205
パキスタン	15,528	14,484	1,044	12,935	275	10	49	105	3.3%	8,201	4,305
ナイジェリア	12,916	12,709	207	3,786	127	11	34	213	9.9%	1,787	1,625
ロシア連邦	12,234	10,985	1,249	12,799	357	21	127	177	5.2%	5,712	6,426
上位10カ国	612,731	602,348	10,383	548,100	246,802	1,714	148,586	20,743	75.9%	90,082	41,887
合 計	745,545	722,370	23,175	695,733	256,136	2,120	153,700	24,084	62.4%	173,846	87,967

出所：Asylgeschaeftsstatistik、連邦移民難民庁

図表 3 に EU 主要国での難民申請者数を示した。人口比でみるとドイツより申請者が多い国もあるが、総数で見ると EU 全体での申請者数の 3 割以上をドイツが占めている。また難民認定の基準も国により違いがあるため、例えばハンガリーなどは認定数が少なくなっている。

図表 3 EU 主要国での難民申請者数

	2014年	2015年			
	人数	人数	対前年比(%)	割合(%)	人口比(%)
EU28カ国合計	626,960	1,322,825	212.0	100.0	0.26
デンマーク	11,080	20,315	183.3	1.5	0.35
ドイツ	202,645	476,510	235.1	36.0	0.59
フランス	64,310	76,165	118.4	5.8	0.11
イタリア	64,625	83,540	129.3	6.3	0.14
ハンガリー	42,775	177,135	414.1	13.4	1.80
オーストリア	28,035	88,160	314.4	6.7	1.02
オランダ	24,495	44,970	183.6	3.4	0.27
フィンランド	3,620	32,345	893.5	2.4	0.59
スウェーデン	81,180	162,450	200.1	12.3	1.67
英国	37,785	40,160	106.3	3.0	0.06

出所：EUROSTAT

なぜ、ドイツに難民が集中しているのだろうか。一つには難民受け入れの寛大な政策が寄与している。ドイツはナチスの過去への反省から、憲法に当たる基本法に政治的亡命者を受け入れる庇護権を規定、比較的緩やかに政治亡命者を受け入れてきた。この基本法第 16 条の庇護権はドイツ統一後改正されたとはいえ、現在も残っており、また難民法により難民の受け入れも実施されている。

大規模な難民あるいは外国人の流入を戦後のドイツは何度か経験している。第二次世界大戦直後から、オーデル・ナイセ以东あるいはズデーテンなどから約 1,200 万人のドイツ人が追放され、これらの人々を当時の 4 カ国によるドイツ被占領地域で受け入れたという経験がある。また、1960 年代の「経済の奇跡」の時代には、二国間で協定を結び、はじめはイタリア、スペイン、ギリシャなどの南欧諸国から、ついでトルコ、ユーゴスラビアなどから、いわゆる外国人労働者を受け入れた。1973 年の第 1 次オイルショックによる不況により、外国人労働者の募集は中止されたが、最盛期には 250 万人の外国人が就労していた。

今回の寛容な難民の受け入れについては、メルケル首相の個人的な信条に理由を求めるむきもある。牧師の娘という家庭的背景から来るキリスト教的人道主義、旧東ドイツとい

う閉ざされた地域で経験した自由への憧れへの理解などから難民の受け入れに積極的であったといわれる。また、一般市民も多くボランティアが難民受け入れに協力している。

難民側でも、受け入れ後の宿泊施設の手配、食事の供給、金銭的・物質的支援、語学教育、職業教育など、条件に恵まれたドイツあるいは北欧諸国を目指す者が多かった。また、経済が好調で、就職先がすぐ見つけられる期待もあったであろう。

一方、急激な大量の難民の流入は多くの問題を引き起こし、課題を発生させた。受け入れ窓口担当者の不足、アラビア語などの通訳者の不足、一時収容施設の不足などもあった。また、難民への不安、安全の懸念なども持ち上がり、難民受け入れに反対するものも少なくない。収容施設への放火なども頻発している。

「我々是可以(Wir schaffen das)」と積極的に難民を受け入れたメルケル首相も、急激かつ大量の難民の流入で、反対運動が盛り上がり、支持率の低下に悩まされた。難民の大量流入から1年、「できることなら、時計を戻したい(Wenn ich könnte, würde ich Zeit zurückdrehen)」と、なかば失敗とも取れる発言をした。

難民受け入れによりイスラム国家(IS)とみられるテロも発生するようになっている。2016年7月にはドイツ南部で、ISに影響を受けたと見られるアフガニスタン出身の少年が乗客を斧で襲うという事件が発生、ベルリンでは奪ったトラックでクリスマス・マーケットを襲うというテロも発生している。

反対意見に後押しされ、難民の受け入れには制限的な右派政党、「ドイツのための選択肢(Alternative für Deutschland)」も支持率を伸ばし、欧州議会、州議会にも議席を確保するようになった。また、政府与党内部でもキリスト教民主同盟(CDU)の姉妹政党、キリスト教社会同盟(CSU)のゼーホーファー党首は難民の受入数に上限を設ける案を主張しており、両党間での主張の隔たりは解決されたわけではない。今年の秋に予定される総選挙では、難民の受け入れ、テロ対策が争点の1つとなりそうである。

第2節 ドイツの労働力不足

ドイツの難民受け入れの前向きな姿勢に関し、労働力不足を補うために難民を受け入れているのではないかという指摘がなされることがある。ドイツ産業界としては難民受け入れに積極的であったわけではないが、流入する難民を労働力として期待していることも事実であろう。

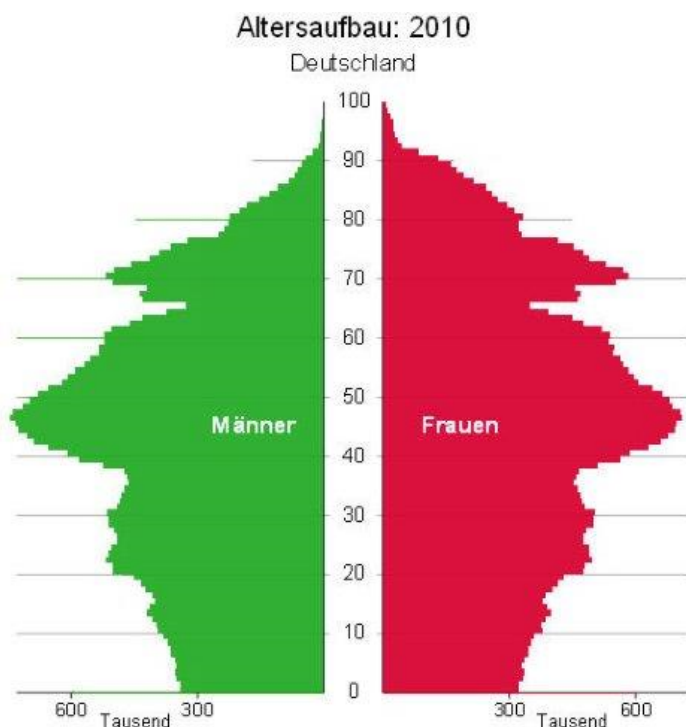
2017 年 1 月 12 日に連邦統計局から発表された GDP 速報値によると、2016 年の実質 GDP 成長率は対前年比 1.9%増で、雇用者数はドイツ統一以来最高の 4,350 万人に上るといふ。2017 年には成長率は鈍化すると予想されているが、労働力不足はやはり解消しない。

そもそも、ドイツの労働力不足は人口動態から来ている。ドイツの 2010 年の人口ピラミッドを図表 4 に示した。ドイツの団塊の世代のピークは 1964 年生まれで、136 万人にのぼる。1965 年に経口避妊薬が解禁されたこともあり、その後出生数が減少し、現在に至っている。連邦統計庁によると、2015 年には合計特殊出生率が 1982 年以来となる 1.50 となったが、これはドイツ在住の外国人の出生率が 1.95 と高かったためで、ドイツ人の出生率は 1.42 であった。日本同様少子高齢化による労働力不足である。

全独商工会議所（DIHT - Deutsche Industrie-Handelskammertag）の調査によると、調査対象となった海外との取引もある製造業約 6,000 社のうち、約 40%が専門労働者不足を指摘している（FAZ - Frankfurter Allgemeine Zeitung 2016.12.27）。

中堅企業もやはり専門労働者不足に悩んでいる。ドイツ中堅企業連盟（BVMW - Bundesverband mittelständische Wirtschaft）によると、傘下企業の 87%が空席となった職場を埋められないとしており、そのため 35%の企業が注文を断っているという（BVMW のプレスリリースおよび FAZ 2015.12.29）。中堅企業はまた将来の専門労働者の卵となるべき職業訓練生を見つけるのが困難になっている。従来、大学に進学せず、職業教育をうけ専門労働者になる道を歩む生徒は、大企業よりも中堅企業を選ぶことが多かったが、その中堅企業でも職業訓練生を見つけにくくなっている。少子化による絶対数の減少および大学進学率の上昇が原因である。

図表 5 ドイツの人口ピラミッド 2010 年



第 3 節 労働力としての難民への期待

労働力として難民へのドイツ産業界の期待は大きい。ダイムラーのツェツェ社長は 2015 年のフランクフルトの自動車ショーの際に、やや誇張と思われるが、「50～60 年代に百万人を超える外国人労働者により経済の奇跡を成し遂げたが、難民により次の経済の奇跡の基礎がもたれせられる可能性もある」と発言している（FAZ 2015.9.15）。いくつかの大企業は、赤十字などへの寄付を通じ、資金的・物質的に難民支援に貢献しているのをはじめ、ジーメンスは研修生のポストを 100 用意しているし、ダイムラーも 40 人の研修生を雇う予定である（FAZ 2015.12.21）。

中堅企業については、連邦経済エネルギー省と全独商工会議所（DIHT）が共同で、中堅企業に難民を統合する目的でポータルサイト「ネットワーク企業は難民を統合する」を立ち上げた（共同プレスリリース 2016.12.1）。

難民は難民として認定されるとドイツ語やドイツ生活の知識などの教育を 6 ヶ月受けることになるが、中小企業などはこれを短縮し、3 ヶ月目から働けるよう要求している。また、職業斡旋では、ドイツ国民優先の原則があり、まずドイツ人で求職者がいないことを

確認してから、斡旋を行うこととなっていたが、失業率の高い一部の地域を除き、この原則がはずされた。難民を積極的に雇用したいというのは、家族経営の中小企業に多いという。

期待は大きい難民であるが、統合が円滑に進み、労働力として戦力になるかについては悲観的な見方が多い。流入する難民の能力については当初、母国での学歴、職業資格などが不明であったため、相反する憶測が流れた。「シリアから医者や技術者がやってくる」とか、「難民は母国でほとんど学校にも通っていない」などといわれた。図表 6 に示したように、難民は男性が多く、年齢も 20 代、30 代が多い。

図表 6 年齢別、男女別難民申請者数 2016 年 1～12 月

年 齢	全 体		男 性		女 性		男性比率	女性比率
	申請者数	比 率	申請者数	比 率	申請者数	比 率		
4歳未満	78,192	10.8%	40,384	8.5%	37,808	15.3%	51.6%	48.4%
4歳～6歳未満	27,668	3.8%	14,697	3.1%	12,971	5.2%	53.1%	46.9%
6歳～11歳未満	60,699	8.4%	32,780	6.9%	27,919	11.3%	54.0%	46.0%
11歳～16歳未満	52,434	7.3%	32,628	6.9%	19,806	8.0%	62.2%	37.8%
16歳～18歳未満	42,393	5.9%	34,044	7.2%	8,349	3.4%	80.3%	19.7%
18歳～25歳未満	169,853	23.5%	129,049	27.2%	40,804	16.5%	76.0%	24.0%
25歳～30歳未満	101,560	14.1%	71,962	15.2%	29,598	11.9%	70.9%	29.1%
30歳～35歳未満	69,449	9.6%	45,713	9.6%	23,736	9.6%	65.8%	34.2%
35歳～40歳未満	45,503	6.3%	29,119	6.1%	16,384	6.6%	64.0%	36.0%
40歳～45歳未満	28,187	3.9%	17,754	3.7%	10,433	4.2%	63.0%	37.0%
45歳～50歳未満	19,010	2.6%	11,625	2.4%	7,385	3.0%	61.2%	38.8%
50歳～55歳未満	11,679	1.6%	6,666	1.4%	5,013	2.0%	57.1%	42.9%
55歳～60歳未満	7,145	1.0%	3,894	0.8%	3,251	1.3%	54.5%	45.5%
60歳～65歳未満	4,456	0.6%	2,356	0.5%	2,100	0.8%	52.9%	47.1%
65歳以上	4,142	0.6%	1,895	0.4%	2,247	0.9%	45.8%	54.2%
合 計	722,370	100.0%	461,859	100.0%	247,804	100.0%	65.7%	34.3%

出所：Aktuelle Zahlen zu Asyl、連邦移住難民庁

難民の母国での学歴については、聞き取り調査があり、自己申告とはいえ平均すると高学歴ともいえる。ただし、避難の際に学歴、職歴を証明する書類を持参しなかったり、途中で紛失したりしており、客観的に証明することができない場合が多い。

図表 7 滞在の可能性の高い難民申請者の学歴 2015 年

	女 性					男 性				
	6～17歳	18歳以上	18～24歳	25～34歳	35～64歳	6～17歳	18歳以上	18～24歳	25～34歳	35～64歳
低学歴	30	31	25	31	36	29	24	20	24	28
中程度	43	24	26	22	25	50	27	28	29	30
高学歴	19	42	46	44	36	17	47	50	49	40
その他	8	3	3	3	3	5	2	2	3	3

注：低学歴—登校経験なし、または小学校
 中程度—中学校、専門学校登校
 高学歴—高等学校、単科大学、大学登校
 難民申請での自己申告に基づく

出所：ドイツ移民難民庁

2015 年以前に流入した難民の職業生活についての事例がいくつか紹介されているが、ドイツ語の取得が何よりも重要であることが指摘されている。また、手工業で職業教育を始めた難民の中断率が高いこともいわれており、これは職業教育期間が 3 年程度と時間がかかるうえ、手当てがもらえるとはいえ小額であるため、故郷に残した家族・親族のため、できるだけ多くの金額を送金したい難民にとってはあまり魅力的ではないことによる。

ドイツの中小企業経営者、手工業主が望むように、難民が職業教育を受け、職場での経験をつんで熟練の専門労働者となる道を選ぶ可能性は高くはなさそうである。

第 4 節 中長期的な労働力問題

中長期的な人口動態と労働力についてはいくつかの見通しが示されている。連邦労働庁の附属機関である労働市場・職業研究所（Institut für Arbeitsmarkt- und Berufsforschung）によれば、難民を含め移民が全くなると、現在のドイツの就労可能人口 4,500 万人は 30 年後には 3,000 万人になると予想している（Spiegel Online 2017.1.8）。移民の流入が過去 10 年の平均レベルでは労働力を維持するのは十分ではない。50 年代以降年平均 20 万人の流入超であったが、このペースでは 2050 年までに就労可能人口は 3,700 万人になるが、すでに 2020 年代半ばから減少が始まる。

難民の急増により、難民の受入れに上限を設けるべきとの議論があるが、現在の就労可能人口を今後数十年維持しようとする、移民全体としての年間 50 万人の受入超が必要となっている。これは移民の流入が 150 万人、流出が 91 万人、差し引き 55 万人の流入超を記録した 2014 年の数字に近い。2015 年は例外の年で、210 万人が流入し、うちその半数が難民であった。2014 年の数字でも過去の数字と比較すると大きいほうで、2010 年は

その半分でしかなかった。

さらに問題が残されている。2014 年までの移住者は図表 8 に示したように、主にほかの EU 諸国からであった。これらの諸国も少子高齢化が進んでおり、また景気の回復により労働力需要が高まると予想されている。今後は EU 以外の国からの移住者をいかに確保するかを検討する時期に来ている、という。

図表 8 ドイツへの移住者上位 10 カ国 2014 年

ルーマニア	190,931
ポーランド	190,926
ブルガリア	77,375
イタリア	70,388
シリア	64,705
ハンガリー	56,439
クロアチア	48,843
セルビア	39,376
スペイン	34,376
ギリシャ	30,602

出所：ドイツ統計年鑑 2015

<参考文献>

「ドイツ難民問題と移民政策～現状と課題」 田中信世

ITI 調査シリーズ『欧州の政治・経済リスクとその課題』2016 年 3 月

http://www.iti.or.jp/report_27.pdf

ドイツ移民難民庁のウェブサイト

<http://www.bamf.de/DE/Startseite/startseite-node.html>

“Zuwanderungsbedarf aus Drittstaaten in Deutschland bis 2050”

Bertelsmann Stiftung

第7章 2017年の欧州の政治・社会情勢の行方 —「政治の季節」、相次ぐ国政選挙—

(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員

田中 友義

第1節 不透明な欧州政治情勢

1. 欧州の最大のリスク、メルケル再選の帰趨

英国の EU 離脱（ブレグジット）の決定、米国のトランプ政権の誕生の激震の余波は、年間を通して、欧州の政治・社会情勢を大きく揺さぶることが予想される。2017年、欧州は、フランスの大統領選挙、ドイツの連邦議会選挙など重要な政治イベントを控えて、「政治の季節」に入る。欧州が抱える様々なリスクの中で、特段に注目しておくべきものとして、米国の著名な国際政治アナリスト、イアン・ブレマー氏は、表1のような3つのリスクを取り上げている（注1）。

ブレマー氏の分析の概要は、以下のとおりである。

(1) 弱体化するメルケル

2017年は欧州で一連の政治リスクが再び発生し、その中から現実化するものが、いくつかが確実に出てくる。ブレグジットは、英国と欧州の溝を深めるし、フランスの（大統領）選挙では、EU 懐疑主義の（仏極右政党）国民戦線（FN）が権力を掌握する可能性がある。EU とトルコの間での難民合意が容易に瓦解することも考えられるし、大規模テロ行為が他の先進国に比べてもはるかに大きなリスクであり続ける。また、ギリシャ危機は解消されないまま、燦々続ける。

これらの問題に対して、アンゲラ・メルケル独首相は、これまで揺るぎないリーダーシップを発揮してきた。しかしながら、今年は、欧州全体でメルケル氏への確固とした支持を欠く難民政策、難民問題に起因する一連のテロ事件、独自自動車大手 VW、ドイツ銀行など大企業を巻き込んだ一連の企業危機、ポピュリズム（大衆迎合主義）の高まりと東欧全体、英国、イタリアにおける国民投票での驚くべき勝利、「ドイツのための選択肢」（AfD）の台頭を通じて、メルケル氏のビジョン「より強い欧州」に対する支持を蝕み、彼女の存在

感を小さくし、ドイツ、EUにおけるリーダーシップに打撃を与えることになる。

欧州の首脳たちの中でも、メルケル氏が再選を勝ち取る可能性が最も高い。なぜなら、強力な挑戦者がいないからだ。国内でナショナリズムの台頭が齎す脅威は明らかであるものの、EUとユーロ圏であることから齎せる利益をほとんどのドイツ国民は理解している。

また、メルケル氏の地政学的実力も衰えつつある。ドナルド・トランプ米大統領とは価値観が共有できないし、ブレグジットは彼女のリーダーシップに対する英国の支持を奪うことになる。もし、マリーヌ・ルペン FN 党首がフランス大統領に当選し、EU 加盟の国民投票を宣言すれば、メルケル氏の強力な敵対者になる。

欧州は今ほど強いメルケル首相を必要としている時はないが、その役割を果たす立場にない。

(2) 改革の欠如

欧州の政権を担う政治家たちが、構造改革を回避し、成長と投資家たちの新しいチャンスへの期待を損なうことになる。(4月、5月に大統領選がある)フランス、(9月に連邦議会選がある)ドイツは政治日程上の大きな節目が過ぎるまで待機態勢に入ることになる。フランス、ドイツも、大々的な変化を国民経済にもたらそうと計画しているわけではないが、労働その他についての改革のささやかな進展さえも総選挙終了まで待たなければならない。

イタリアは、真の構造改革が俎上にすら上っていない。弱体の政府は、銀行セクターの改革その他の重要問題に組織だって取り組む力がない。英国は、EU 離脱に引き続き忙殺されるので、テレーザ・メイ首相の「資本主義を改革する」という公約を守ることはできない。

(3) 中央銀行の政治化

新興国だけでなく、米国、ユーロ圏、英国の政治家たちは、ありとあらゆる政治的、経済的問題を中央銀行のせいにする事から、中央銀行の役割を覆す恐れがあり、世界市場のリスクとなっている。

英国のメイ首相は、低金利政策が「預金者」を害し所得の不平等を高めたとイングランド銀行を攻めている。ドイツのヴォルフガング・ショイブレ財務相は、(欧州中央銀行：ECB の) 低金利 (政策) が EU の (ギリシャなど) 周辺諸国の持続不可能な経済モデルを

改革するイニシアティブを減らしていると厳しい発言をしている。世界経済の4割近くを占める米国とユーロ圏における政治、経済両面の難問によって、中央銀行に対する圧力は一層大きな問題になり、マリオ・ドラギ ECB 総裁がユーロ圏を下支えするために必要な支持がないと感じるようになるというリスクがある。

表 1 2016 年と 2017 年の世界トップ 10 リスク予想

2016 年	2017 年
1. <u>同盟の空洞化（欧米の同盟関係の弱まり、世界の安全保障システムが動揺）</u> 2. <u>閉ざされた欧州（IS への恐怖、シェンゲン協定の崩壊）</u> 3. 中国の占有スペース（AIIB 設立と中国の影響力の増大） 4. IS と「友人」たち 5. サウディアラビア 6. 科学技術者の興隆 7. 予測できない指導者たち 8. ブラジル 9. 十分でない選挙 10. トルコ	1. わが道をゆくアメリカ 2. 中国の過剰反応 3. <u>弱体化するメルケル</u> 4. <u>改革の欠如</u> 5. テクノロジーと中東 6. <u>中央銀行の政治化</u> 7. ホワイトハウスとシリコンヴァレー 8. トルコ 9. 北朝鮮 10. 南アフリカ

(注)下線は筆者によるもの。

(出所) イアン・ブレマー (2017/01/04) などから作成。

2. 極右ルペンの仏大統領選、英 EU 離脱交渉

欧州の重要課題（予測）について、英フィナンシャル・タイムズ紙も表 2 のようないくつかの課題を取り上げている（注 2）。その中で、筆者が重要と考える 3 つの課題を取り上げてみた。

①ドイツのメルケル首相は再選されるか

再選される。(9 月の) 連邦議会選で勝利を収めるだろうが、与党のキリスト教民主・社会同盟 (CDU・CSU) は議席を減らすことになる。大きなテロ事件が発生しなければ、有権者は不安をのみ込んで与党に投票する。「ドイツのための選択肢」(AfD) は初の議席を獲得するだろうが、メルケル氏は何とか再選をやり遂げるだろう。

②極右政党国民戦線ルペン党首が仏大統領選で勝利するか

勝てない。もちろん、勝つ確率がゼロではない。(現状に) 幻滅した労働者階級、未熟練若年層、国民の 10%を占める失業者が集団で投票所に押し寄せたら、何が起こるかわからない。また、中道・右派統一候補、フランソワ・フィヨン元首相の市場改革に反対するという理由で、左派の有権者が(第 2 回目の) 決選投票に足を運ばなかったら、どうなるかわからない。それでも、ルペン氏が勝利することはまずないだろう。

③英 EU 離脱手続き(リスボン条約第 50 条)は 2017 年第 1 四半期末までに発動されるか

発動される。メイ首相への早期発動の圧力が限界に達しつつある。ただし、外的な要因で遅れることはあり得る(英最高裁での 1 月の判断、英議会上院での政治工作など)。以上のように、米英の 2 つの代表的な調査研究機関と報道メディアの予測の概要を取り上げたが、これらの予測を大きく覆すような動きが、すでに出てきている。

まず、メルケル首相の再選の可能性に黄信号が点き始めていることである。強力なライバルが出現したのである。ドイツの中道左派の社会民主党(SPD)のマルティン・シュルツ前欧州議会議長が首相候補として、9 月の連邦議会選挙に立候補することになったからだ。直近の世論調査によると、シュルツ氏の支持率がメルケル氏を上回ったこと、SPD 支持率がはじめて CDU/CSU を上回ったことである(注 3)。こうした流れが加速するのか、あるいは逆流するのか、今後の動向を注意深くみる必要があるだろう。

次に、フランスの大統領選で最有力候補とみなされていたフィヨン候補が家族の公金流用疑惑スキャンダルで、支持率を大きく下げたことで、ルペン氏との決選投票に残れない可能性が著しく高まっていることである。このスキャンダルによって、ルペン候補への支持がどの程度広がるのか、4 月下旬に迫っている第 1 回投票日まで予断を許さない状況が続く。

表 2 英フィナンシャル・タイムズ紙の 2017 年予測

予想項目	予想内容
①英国 EU 離脱手続き（リスボン条約 50 条）は 2017 年第 1 四半期末までに発動されるか	①Yes. 何らかの危機が起こらない限り
②極右政党国民戦線ルペン党首が仏大統領選に勝利するか	②No. 確率はゼロではない。現状に幻滅した労働者階級、未熟練な若年層、失業者が多数投票した場合、あるいは、左派の有権者が決選投票に行かなかった場合
③ドイツのメルケル首相は再選されるか	③Yes. 与党 CDU/CSU は議席を減らす。「ドイツのための選択肢」は初の議席を獲得する公算が大きい
④イラン核合意は破綻するか	④No
⑤トランプ氏とプーチン氏はシリア問題で合意を結ぶか	⑤Yes,
⑥トランプ氏はメキシコ国境に壁を建設するか	⑥Yes
⑦IS はグローバル武装勢力として粉碎されるか	⑦No
⑧北朝鮮は核弾頭搭載ミサイルの実験に成功するか	⑧No
⑨中国は 10%超の人民元下落を容認するか	⑨No
⑩ベネズエラはデフォルトするか	⑩No
⑪英経済成長率は本年に 1 %を割り込むか	⑪No、ハードブレグジットが近づくにつれて鈍化する
⑫米フェデラルファンド金利(FF レート)は年末に 1.5%を超えているか	⑫No
⑬原油価格が 1 バレル 50 ドルを本年末に超えているか	⑬Yes
⑭EU のインフレ率は本年末までに 1.5%以上に達しているか	⑭No. インフレ率は上昇し続けるが、1.5%を突破することはないだろう
⑮米アップル社は本年末に最高の価値企業を保持するか	⑮Yes
⑯米ウーバーテクノロジーズ社は上場するか	⑯No
⑰米ゴールドマン・サックスの CEO ロイド・ブランクファイン、米 JP モルガン・チェース CEO ジェイミー・ダイモンは退任するか	⑰No

(注) 下線は筆者によるもの。

(出所) Financial Times(December31,2016)などから作成。

第2節 欧州政治を左右する仏独選挙の行方

1. フランス大統領選挙（4月23日、5月7日）

2017年の主要政治イベントは、すでに終了しているものも含めて表3のとおりである（2017年2月時点）。

表3 2017年の主要政治イベント

2017年1月17日	メイ英首相、ハードブレグジット方針を表明
1月24日	英最高裁、EU離脱通告に議会承認「必要」との判決
1月26日	英政府、EU離脱通告法案を議会に提出
1月27日	英米首脳会談（ワシントン）、「特別の関係」を再確認
2月3日	EU非公式首脳会議（マルタ）、英EU離脱、対米関係、難民問題など議論
3月9-10日	欧州理事会
3月15日	オランダ議会選挙
3月25日	EU60周年サミット（ローマ）
3月末まで	英国がEUへ正式離脱通告
4月初め	英EU離脱交渉開始か
4月23日	フランス大統領選挙（第1回目）
5月7日	フランス大統領選挙（第2回目）
5月26-27日	G7サミット（イタリア・シチリア）
6月11日	フランス議会選挙（第1回投票）
6月18日	フランス議会選挙（決選投票）
6月22-23日	欧州理事会
6月-8月	イタリア議会選挙か
7月7-8日	G20サミット（ドイツ・ハンブルク）保護主義など議論
9月24日	ドイツ連邦議会選挙
10月19-20日	欧州理事会
12月14-15日	欧州理事会

（出所）報告者作成（2017年2月時点）。

今後の欧州政治で最大の関心事の一つは、4月23日に行われるフランスの大統領選挙の行方であろう。去年12月、社会党出身のフランソワ・オランド大統領は、出馬断念することを表明した。現職の大統領が再出馬を断念するのは、1958年発足の現在の第五共和制下では初めてのことである（注4）。

本年1月末、与党社会党など左派の予備選で、ブノワ・アモン前国民教育相が候補に決まった。無所属の前経済産業デジタル相エマニュエル・マクロン候補とともに、国民戦線のマリーヌ・ルペン候補、最大野党の中道右派共和党（LP）のフランソワ・フィヨン候補を追う大統領選の構図が固まった。主要な大統領選候補者は、表4のとおりである（2017年2月現在）。

表4 フランス大統領選の主要候補者と政策

ジャン・リュック・メランション	ブノワ・アモン	エマニュエル・マクロン	フランソワ・フィヨン	マリーヌ・ルペン
(65歳) 左翼党	(49歳) 社会党	(39歳) 政治運動「前進」	(62歳) 共和党	(48歳) 国民戦線
政治システムの抜本改革、富裕層に対する税引き上げ、新たな環境に移行するための財政支出拡大、反EU。	社会党のなかでも最も左寄りに位置する。すべての成人に対し、国が無条件で提供する月次ベーシックインカムという大構想は、非常にコストのかかる社会福祉改革。	2016年4月、左派右派の垣根を越えて、国による保護とイノベーションのための企業寄りの規制緩和策を組み合わせた政策を掲げる。	5年ぶりに主流の中道右派が政権復帰することを目指す。公共支出を大幅削減し、公務員の職を減らすことなどを掲げ、共和党を中心とする中道右派陣営の大統領候補予備選挙で勝利。	父親のジャンマリー・ルペン氏が1972年に創設した極右政党から初の大統領になることを目指す。マリーヌ氏は、反移民、反EU、「フランス第一主義」を支持する有権者だけでなく、左寄りの労働者階級の有権者にも訴える反主流派の党へと再生させた。

（出所）Reuters(<http://jp.reuters.com/news/world/eurocrisis>)(2017/02/16)

主要メディアは、世論調査に基づいて、ルペン氏が第1回投票で首位に立つものの、2回目の決選投票ではフィヨン氏に敗退し大統領の座には届かないとみていた。しかし、最有力視されていたフィヨン氏が親族のスキャンダルで、求心力を大きく失ってしまった。直近の世論調査（2月16日）では、トップはルペン氏25～26%、第2位はマクロン氏20～23%、第3位フィヨン氏17.5～18.5%、第4位アモン氏14～14.5%、第5位メランション氏11.5～12%となっている。第2回の決選投票ではマクロン氏が62%を得票し、38%のルペン氏を、あるいは57%得票のフィヨン氏が43%のルペン氏を、いずれの場合でも

破る見通しである（注 5）。

英 EU 離脱の国民投票や米大統領選挙の欧米メディアの世論調査の予測は、ことごとく外れてしまったことは周知のとおりである。フィヨン氏あるいはマクロン氏が党派を超えた幅広い支持を集められない限り、勢いづくルペン氏が決選投票で勝利する可能性も排除できない。極右の大統領の誕生は、フランスのみならず欧州、延いては世界を不安定化させ、EU 分裂の危機を現実化させよう（注 6）。

2. ドイツ連邦議会選挙（9 月 24 日）

長い間、沈黙を守っていたメルケル首相は昨年 11 月、連邦議会選挙に首相候補として出馬して、4 期目を目指すことを明らかにした。メルケル氏は 2005 年に首相に就任、すでに、3 期目に入っている。もし、4 期目の 2021 年まで在職すれば、CDU のヘルムート・コール元首相と同じ最長在任を記録することになる。

しかしながら、シリアなどからの難民の受け入れを歓迎すると表明し、欧州の難民問題を深刻化させたとして、ドイツ国内のみならず、他の EU 諸国から強い批判を浴びた。トランプ氏も大統領選挙期間中に対立候補のヒラリー・クリントン氏を「米国のメルケル」と呼び、数十万人の難民を受け入れたメルケル氏の決断を「正気ではない」と断じた。

メルケル氏自身が党首を務める CDU は、難民の受け入れに反対する右派政党「ドイツのための選択肢」（AfD）にバーデン・ヴュルテンベルグ、ラインラント・プファルツ、ザクセン・アンハルトなどの州議会選挙で敗れるなど地方選挙で苦戦し、4 期目を目指すかどうか注目されていた。2015 年 1 年間で中東・アフリカなどから 100 万人を超える難民がドイツに殺到し、寛容な難民政策を掲げるメルケル氏に批判が集まり、同氏の支持率は、一時期大幅に低下した。

それだけに、AfD などポピュリズムが急速に勢力を増しているなか、メルケル氏は「今秋の選挙は、1990 年のドイツ統一後以降で、最も厳しいものになる」と語っている。欧州で最も経験豊かな指導者といえどもメルケル氏の再選は盤石ではない。このところ、メルケル首相支持率が、対立候補の SPD マルティン・シュルツ前欧州議会議長を下回っている。直近の世論調査（公共放送 ARD、2 月 2 日）によると、シュルツ氏 50%に対して、メルケル氏 34%にとどまった。ただし、政党支持率では CDU/CSU が 34%、SPD 28%となっているものの、昨年 12 月の調査時から SPD の支持率が大幅に上昇している（注 7）。

第3節 強まる反EUの動き、ポピュリズムに揺れる欧州

1. EUの将来、悲観的な国民世論

「EU加盟国でEUに懐疑的な見方が増えている」。米ピュー・リサーチ・センターが2016年6月に発表したEU10カ国の世論調査結果で明らかになった（注8）。EUを「好ましくない」と答えた人が多かった国は、ギリシャで71%、フランス61%、スペイン49%、英国48%、ドイツ48%など。他方「好ましい」と答えた人が多かった国は、ポーランド72%、ハンガリー61%、イタリア58%、スウェーデン54%、オランダ51%などとなっている。前年の世論調査と比べてEUに肯定的な意見が減少しているという。

欧州委員会が昨年11月に発表した世論調査結果（表5）でも同じ傾向がみられる（注9）。EUの将来について、EU全体では、50%が「楽観的である」に対して、44%が「悲観的である」と、1年前に比べて、それぞれ8ポイント減、6ポイント増と、EU市民は悲観的な見方を一段と強めていることは明らかである。

より詳細にみると、楽観的な見方が70%を超えた国は、アイルランド、リトアニアの2カ国であるが、前年はアイルランドなど7カ国であった。主要4カ国のうち、ドイツは60%、イタリア53%、フランス50%、英国49%であった。他方、50%かそれ以下の国は、前年の5カ国から9カ国に増えている。また、悲観的な見方が楽観的な見方を上回った国は、前年がギリシャ、キプロスの2カ国に過ぎなかったのに対して、6カ国に増えている。

次に、回答者がEUの主要課題として、第1に移民（難民）を挙げている。以下、テロ、景気、財政、失業の順となっている。前年と比較して、景気、失業、財政への関心はかなり低下しているのに対して、移民（難民）が7ポイント増、テロが15ポイント増と大幅に増えている。

こうした国民世論の変化が、本年3月のオランダ下院選挙、4月のフランス大統領選挙、9月のドイツ連邦議会選挙などの投票結果にどのように影響するのか注視すべきだろう。

表 5 EU 各国の世論の動向(%)

	EU の将来			EU の主要課題				
	楽観的	悲観的	わからない	移民	テロ	景気	財政	失業
アイルランド	77	18	5	41	33	21	12(注 1)	17
リトアニア	70	25	5	53	44	14	10	8(注 2)
マルタ	67	23	10	65	45	10	9	7(注 3)
ルーマニア	67	29	4	36	18	10	16	28
ポーランド	66	27	7	50	43	15	14	7(注 4)
ルクセンブルク	65	34	1	42	39	16	16	20
スロベニア	62	36	2	58	36	16	11	11
クロアチア	59	39	2	43	42	13(注 5)	17	16
スロバキア	59	38	3	51	40	11	20	10(注 6)
フィンランド	58	40	2	38	22	23	31	15(注 7)
スペイン	57	38	5	32	33	31	20	22
デンマーク	57	39	4	59	21	23	13(注 8)	15
エストニア	56	37	7	70	41	15	13	5(注 9)
ベルギー	56	43	1	43	33	22	16	13
ブルガリア	55	35	10	62	42	12	8	6(注 10)
ラトビア	55	42	3	57	33	23	25	8(注 11)
オランダ	54	44	2	56	35	20	36	18
ポルトガル	54	37	9	23	23	24	38	22
ハンガリー	53	42	5	65	40	15	14	8(注 12)
ドイツ	50	45	5	50	31	14	26	16
EU28 カ国	50	44	6	45	32	20	17	16
スウェーデン	49	49	2	57	20	25	13	13(注 13)
チェコ	49	47	4	63	47	9	15	7(注 14)
オーストリア	48	49	3	39	43	20	22	16
イタリア	42	50	8	49	23	23	12	27
フランス	41	56	3	36	35	21	15	20
英国	40	51	9	42	26	24	11(注 15)	13
キプロス	39	56	5	47	35	28	8(注 16)	29
ギリシャ	30	68	2	41	27	33	29	22

(注 1) EU 影響力 (12%)、物価上昇 (12%) (注 2) 物価上昇 (12%)、犯罪 (11%) (注 3) 犯罪 (8%)、
 気候変動 (7%) (注 4) 物価上昇 (9%)、EU 影響力 (8%)、犯罪 (8%) (注 5) 犯罪 (13%) (注 6) 犯罪 (12%)、
 物価上昇 (11%) (注 7) 気候変動 (17%)、EU 影響力 (15%) (注 8) 気候変動 (16%)、EU 影響力 (15%)
 (注 9) EU 影響力 (9%)、犯罪 (8%) (注 10) 犯罪 (8%)、EU 影響力 (7%)、気候変動 (6%)、物価
 上昇 (6%) (注 11) EU 影響力 (19%)、気候変動 (11%) (注 12) 犯罪 (11%)、気候変動 (8%) (注
 13) 気候変動 (22%)、EU 影響力 (18%)、環境 (13%) (注 14) 犯罪 (12%) (注 15) EU 影響力 (14%)、
 物価上昇 (11%) (注 16) 犯罪 (14%)

(出所) European Commission, Eurobarometer86 から作成。

2. トランプ流「米国ファースト」、勢いづくポピュリスト勢力

昨年 11 月 8 日、「米国ファースト」を唱えるドナルド・トランプ氏勝利の衝撃的なニュースは、欧州を大きく揺らすことになった。欧米メディアは「欧州襲うポピュリズムの大波—トランプ勝利と英離脱で」と大きく報じた(注 10)。

「選挙に勝つために何でもする」といって憚らずに、ポピュリズム（大衆迎合主義）を武器に有権者の心をつかんだトランプ氏の勝利に勢いづいたのは、欧州各国の極右、極左を問わずポピュリスト勢力であった(表 6)。トランプ勝利にいち早く祝意を表明したのは、フランスの国民戦線マリーヌ・ルペン党首であった。ルペン氏は、大統領選挙の有力候補であり、現在 25～26%の支持率で、トップを走っている。「今日は米国、明日はフランスだ」と勢いづく(注 11)。

また、3 月 15 日の下院選挙を控えるオランダの極右政党・自由党 (PVV) ヘルト・ウィルダース党首や連邦議会選挙が行われるドイツでも、難民受け入れに反対する「ドイツのための選択肢」(AfD) のフラウケ・ペトリ共同党首は「トランプ氏は変革をいとわない」と勝利を祝した。イタリアの EU 懐疑派の新興政党「五つ星運動」の創設者、ベッペ・グリッロ氏は、「米国で起きたことと我々の運動は似ている」とトランプ氏勝利を追い風になるとの認識をにじませた。

表 6 ポピュリスト政党の動き(2017 年 2 月時点)

国 名	政党名	最近の動き
ドイツ	ドイツのための選択肢 (AfD)	反移民、ユーロ離脱、反イスラム、シェンゲン協定凍結を主張する新興右派政党。2013 年の連邦議会選挙で議席獲得には至らなかったが、4.9%の支持率を獲得。14 年の欧州議会選挙で 7%の支持率、初の 7 議席獲得、16 年 3 月の 3 つの州の議会選挙で大躍進、初の議会入り。英国の EU 離脱を支持。本年 9 月の連邦議会選挙で初の議席獲得が有力視。
フランス	国民戦線 (FN)	脱ユーロ・反 EU・反イスラム・不法移民の強制送還。シェンゲン協定停止など主張。2012 年の国民議会選挙で 2 議席獲得。14 年の欧州選挙で最多の 24 議席を獲得して第 1 党に躍進。15 年 12 月の地方議会選挙第 1 回において 27.7%と最大の得票率を獲得。英国の EU 離脱を支持。本年 4 月 - 5 月の大統領選挙決選投票で FN の候補が勝利するか。
英国	英国独立党 (UKIP)	移民排斥・脱 EU を掲げる。2013 年の地方選挙で大幅に議席を伸ばして第 3 党、14 年の欧州議会選挙で 24 議席を獲得、第 1 党に大躍進。英国の EU 離脱運動を推進。
イタリア	五つ星運動 (M5S) 北部同盟 (LN)	既成政党を批判、ユーロ離脱、反財政緊縮を掲げる。2013 年の選挙で第 3 党に躍進、初の上院 54 議席、下院 109 議席を獲得。14 年の欧州議会選挙で初の 17 議席を獲得、第 2 政党に躍進。16 年 6 月のローマ、トリノの市長選で同党の候補が初当選。反移民、反イスラム、反 EU、シェンゲン協定停止などを唱える左派政党。現在、上院 12 議席、下院 16 議席を占める。
オランダ	自由党 (PVV)	反 EU・反ユーロ・反イスラム・移民排斥を唱える。2010 年の下院選挙で 24 議席を獲得、閣外協力の形で政権参加。14 年の欧州議会選挙で第 3 党として 4 議席を維持。英国の EU 離脱を支持。本年 3 月の下院選挙で第 1 党に躍進する勢い。
スペイン	ポデモス (PODEMOS)	既成政党を批判、反緊縮・雇用創出を公約に掲げる急進左派政党。2014 年 5 月の欧州議会選挙で、5 議席獲得。16 年 6 月の議会選挙で第 3 勢力に躍進。
デンマーク	国民党 (DF)	反イスラム・反移民・反ユーロを唱える。2014 年の欧州議会選挙で 4 議席を獲得、第 1 党に躍進。15 年 6 月の総選挙で 37 議席を獲得、第 2 党に躍進。英国の EU 離脱を支持。
ギリシャ	黄金の夜明け (Golden Dawn) ◎急進左派進歩連合 (SYRIZA)	反ユーロ・反ユダヤ主義・人種差別など排外的な主張を掲げる。2012 年 5 月の総選挙で初の 18 議席、14 年欧州議会選挙でも初の 3 議席を獲得。9 月の選挙で第 3 党に躍進。 欧州懐疑主義、反緊縮を掲げる急進左派政党。20012 年選挙で 71 議席を獲得、第 2 党に。14 年の年欧州議会選挙で 6 議席を獲得、第 1 党に躍進。15 年 1 月の総選挙で第 1 党となり、反緊縮を掲げる「独立ギリシャ人」(ANEL, 右派) との左派連立政権を樹立。15 年 9 月、内閣総辞職後の総選挙で、ANEL との連立の第 2 次 SYRIZA 政権が発足。
オーストリア	自由党 (FPÖ)	反ユーロ・反移民・反イスラムなど排外主義を唱える極右政党。2013 年議会選挙で 42 議席獲得、第 3 党に躍進。2014 年欧州議会選挙で 4 議席として、第 2 党に躍進。16 年 5 月の大統領選の決選投票で自由党候補が僅差で惨敗。英国の EU 離脱を支持。
スウェーデン	民主党	移民・難民規制強化を主張する極右政党。2010 年の総選挙で初進出 20 議席獲得。214 の欧州議会選挙で初進出し、2 議席獲得、15 年 10 月の総選挙で第 3 党に躍進。英国の EU 離脱を支持。
フィンランド	◎真のフィンランド人 (PS)	反 EU・移民制限などを掲げる。2011 年議会選挙で 39 議席を獲得、第 3 党に大躍進。14 年年の欧州議会選挙で 2 議席を獲得。15 年 5 月から連立与党に参加。英国の EU 離脱を支持。
ポーランド	◎法と正義	反移民などを唱える民族主義的政党。2015 年 10 月の選挙で、単独過半数を獲得、政権与党に躍進。
ハンガリー	ヨッビク (Jobbik) — ハンガリーのための運動 ◎フィデス・ハンガリー市民連盟	反ユーロ・民族主義・反ユダヤ主義を掲げる。2014 年欧州議会選挙で 3 議席を獲得、第 2 党に、14 年 4 月の議会選挙で 24 議席を獲得し、第 3 党に躍進。 難民・移民に対する敵対的スタンスをとる中道右派ポピュリスト政党。

◎は政権に参加
(出所) 報告者が作成

これとは対照的に、欧州各国の政府首脳は、一応に戸惑いを隠さない。EU のドナルド・トゥスク欧州理事会常任議長（EU 大統領）、ジャン=クロード・ユンケル欧州委員会委員長は、トランプ氏宛の書簡で「自由・人権・市場経済への信頼といった共通の価値が定着した EU と米国が緊密に協力することによってのみ、過激派組織『イスラム国』（IS）やウクライナの主権への脅威、気候変動や移民・難民など前代未聞の課題に取り組める」と強調した（注 12）。また、ユンケル委員長は、トランプ氏が欧州に関心が低いことに不安を漏らし、「国際関係をひっくり返すリスクがある」との懸念を示した（注 13）。

トランプ流「米国ファースト」は、EU 分断を策しているのではないかと、EU 首脳たちはトランプ氏勝利以来、疑心暗鬼に陥っている。トランプ氏が本年 1 月の大統領就任直前に行った英タイムズ紙と独ビルト紙の共同インタビューは、この疑念を一段と強めることになった。その概要は以下のようなものであった（注 14）。

- ①EU については、米国を貿易面で不利な立場に追い込むために作られた組織だ。EU が存続しようが、分裂しようが、どうでもよい。
- ②EU はドイツのための乗り物（道具）であり、ドイツに大きな利益をもたらしている。したがって、英国が EU 離脱を決めたことは、全く正しい選択だし、素晴らしいものになるだろう。他国も離脱するだろう。
- ③英国との貿易協定については、迅速かつ適切に実施されるよう尽力する。
- ④メルケル首相の移民政策は誤っている。
- ⑤NATO は旧態依然とした組織だ。十分な防衛費を支出していない加盟国がある。テロリズムとの戦いにも十分貢献しなかった。

トランプ大統領の「EU 軽視」の姿勢に、先行きの欧米関係への不安が深まるばかりである。先の 2 月 3 日のマルタ非公式 EU 首脳会議で、トゥスク EU 大統領は「米国の変化によって EU は厳しい立場に立たされる。欧州はもっと強くあらねばならない」と訴えた。

欧州は、トランプ流米国第一主義と勢いづくポピュリズムに翻弄され続けるだろう。

（2017 年 2 月 18 日脱稿）

注・参考資料：

1. Top Risks 2017(Eurasia Group) (2017/01/04)
2. Financial Times(2016/12/31) 日本経済新聞 (電子版) (2017/01/05)
3. Reuters(2017/02/07)、(2017/02/03) (いずれも電子版)。独ビルト紙が2月6日に発表した世論調査によると、SPDの支持率が31%で、CDU/CSUの30%を上回った。シュルツ氏が本年1月末に党首に就任して以降、SPDの支持率が急速に伸びてきている。また、独公共放送ARDが2月2日に発表した世論調査によると、首相候補の支持率では、シュルツ氏が50%と、34%のメルケル氏を上回った。
4. 唯一の例外は、1969年6月の第2代大統領に選出されたジョルジュ・ボンピドゥー氏の病死による任期(1976年)途中の退任である。1974年5月、ヴァレリー・ジスカル・デスタン氏が第3代大統領に選出された。
5. 仏ルモンド紙・仏世論調査会社 Cevipof-Ipsos-Sopra Steria の世論調査 (Reuters2017/02/16)。
6. 2002年の大統領選挙第1回投票で、社会党候補のリオネル・ジョスパン首相が予想外の敗退という番狂わせがあり、中道右派候補のジャック・シラク現職大統領と極右政党国民戦線(FN)候補のジャン＝マリ・ル・ペン党首(マリーヌ・ル・ペン氏の父)との決選投票となった。極右の台頭を恐れた左派リベラル支持層もシラク候補に投票し、82.21%という高い得票率で、再選を果たした。
7. 独シュテルン誌・テレビ局RTL・世論調査会社フォルザの世論調査(2月15日): 政党支持率: CDU/CSU34%、SPD31%、AfD9%。 首相候補支持率: メルケル氏 38%、シュルツ氏 37% (Reuters2017/02/15)
8. EU Referendum, Euroscepticism on rise in Europe, poll suggests(BBC,2016/06/08)
9. European Commission,Eurobarometer86,Autumn2016(November2016)
10. Reuters(2016/11/13)
11. Ibid.
12. Letter from President Tusk and Juncker to congratulate Donald Trump on his election as the next President of the United States(European Council The President ,Statements and remarks 643/16,09/11/2016)
13. 日本経済新聞 (電子版) (2016/11/12)
14. Reuters(2017/01/16) ,日本経済新聞 (2017/01/16)

〔禁無断転載〕

EU は長期低落をふせげるか

発行日 平成 29 年 3 月

編集発行 一般財団法人 国際貿易投資研究所

〒104-0045 東京都中央区築地 1 丁目 4 番 5 号 第 37 興和ビル 3 階

Tel : (03) 5148-2601 Fax : (03) 5148-2677
